

第1部

弁護士をめぐる 司法制度の現状と展望

第1章 弁護士制度の現状と展望

第1 弁護士制度改革

1 戦後司法改革による「弁護士法」制定の歴史的意義

(1) 弁護士法の制定

新憲法の制定に伴い1949（昭和24）年、新弁護士法が制定された。弁護士法の制定は、次のとおり、内閣、司法省その他行政官庁、裁判所、GHQの強い反対に遭ったにもかかわらず、先輩弁護士の獅子奮迅の活躍によって勝ち取られた。

内閣は政府法案として上程することを拒み、議員立法として衆議院に提出され、参議院で大学教授の弁護士資格について修正された。しかし、衆議院で再議決されて成立した。

司法省その他行政官庁は、自治を認めること、弁理士・税理士業務を当然行えることに強く反対した。裁判所は憲法77条を根拠に「弁護士に関する事項」は最高裁規則に定めるべきであると主張し、法案成立に反対した。GHQは日弁連への強制加入制に難色を示した。

弁護士法による弁護士制度の骨子は次のとおりである。

- ①【弁護士の使命】1条に弁護士の使命が宣明されたこと。
- ②【弁護士自治】諸外国に例を見ない、ほぼ完全な自治権が保障されたこと。
- ③【強制加入制】全員加入制の全国統一組織として日弁連の設立がなされたこと。
- ④【統一修習】判検事と弁護士の官民を区別した二元的法曹養成を一元化したこと。
- ⑤【法律事務独占の強化】非弁護士の法律事務の取扱いに関する取締法規を弁護士法の中に規定し、法律事務独占を強化したこと。

(2) 弁護士の法律専門職としての地位の確立

弁護士の法律事務独占制は、1933（昭和8）年の旧弁護士法成立時に「法律事務取扱ノ取締ニ関スル法律」により獲得されたものであり、戦前弁護士の血のにじむような努力の成果である。これにより弁護士の法律専門職としての地位が確立した。

強制加入制は弁護士自治の制度的保障である。強制

加入制の前提を欠けば、弁護士自治は成り立たない。

日本の弁護士自治及び強制加入制は、米・独・仏などと比較すると際立った特徴を持つ。

日本の弁護士は、単位会に入会し同時に日弁連の会員となる。日弁連は各単位会と各弁護士が会員となる（弁護士法47条「弁護士、弁護士法人及び弁護士会は、当然、日本弁護士連合会の会員となる」）。いわば二重の会員資格・強制加入制であり、自治権も二重構造となっている。

米・独・仏では日本の単位会に当たる各地弁護士会への強制加入制となっているが（米国は州ごとに異なり任意加入制の州もある）、日弁連に当たる全弁護士を会員とする強制加入制の全国的な統一組織はない。

米・独では任意加入制の弁護士の全国的組織（米のABA、独のドイツ弁護士協会）はあるが、弁護士の加入率は約50%である（日弁連弁護士業務改革委員会21世紀の弁護士像研究プロジェクトチーム『いま弁護士は、そして明日は？』〔エディックス、2004〔平成16〕年〕290頁以下）。

全弁護士を会員とする全国統一組織である日弁連の存在は、我が国の誇るべき特徴である。

(3) 「市民の司法」を目指すに当たって

弁護士法成立により、弁護士の地位の飛躍的な向上が図られ、弁護士使命の明示が弁護士の統合理念として機能し、戦後半世紀以上にわたる弁護士活動を支えた制度基盤の確立がなされたといえる。

我々は、四面楚歌の中で弁護士法制定を見事に成し遂げた先輩弁護士の激闘の歴史を忘れてはならない。今次の司法制度改革による「市民の司法」を目指すに当たって、将来のあるべき司法を創り上げる決意で司法改革の成功と改革に伴う諸課題の克服に立ち向かいたい。

2 弁護士制度改革の目標・理念

司法制度改革審議会意見書（2001〔平成13〕年6月12日。以下「意見書」という。）は、今般の司法改革の理念と方向性について、「法の本質、法の支配がこ

の国の血となり肉となる、すなわち、『この国』がよって立つべき、自由と公正を核とする法（秩序）が、あまねく国家、社会に浸透し、国民の日常生活において息づくように」することにあるとした。

日弁連は、1990（平成2）年以降、数次にわたって司法改革に関する宣言を行い、法曹一元、陪参審を基軸とする「市民の司法」、「市民のための司法」の実現を目指してきた。意見書が示した司法改革の理念と方向性は、表現の仕方こそ違い（「法の支配の貫徹」と「市民の司法」）、日弁連のそれと軌を一にするものであって、高く評価し得るものである。

意見書は、法曹の役割について、「司法の運営に直接携わるプロフェッションとしての法曹がいわば『国民生活上の医師』として、各人の置かれた具体的な生活状況ないしニーズに即した法的サービスを提供すること」にあるとした。

そして、弁護士の役割については、「『国民生活上の医師』たる法曹の一員として『基本的人権を擁護し、社会正義を実現する』（弁護士法1条1項）との使命に基づき、法廷の内と外とを問わず、国民にとって『頼もしい権利の護り手』であるとともに『信頼しうる正義の担い手』として、高い質の法的サービスを提供することにある。」とした。

一般の弁護士制度改革は、意見書の理念と方向性に沿って、弁護士の役割・機能を充実・強化するための方策を講じたものといえる。

3 司法制度改革推進本部と日弁連の対応

意見書の提言する改革を実現するため、2001（平成13）年11月に成立した司法制度改革推進法に基づき、同年12月、内閣に司法制度改革推進本部（以下「推進本部」という。）が設置された。そして、推進本部は、同年同月、司法制度改革に必要な法律案の立案等の作業を行うため、学者、実務家、有識者等から成る10の検討会を設け（後に知的財産訴訟検討会が設置され、推進本部に設けられた検討会は11となった。）、弁護士制度改革は「法曹制度検討会」で検討された。

政府は、2002（平成14）年3月、「司法制度改革推進計画」（以下「推進計画」という。）を閣議決定して、司法改革の全体像を示すとともに、推進本部の設置期限（2004〔平成16〕年11月30日）までの間に行うことを予定するものにつき、措置内容、実施時期、法案の

立案等を担当する府省等を明らかにした。

日弁連も、同年同月、推進本部に「日本弁護士連合会司法制度改革推進計画—さらに身近で信頼される弁護士をめざして」（以下「日弁連推進計画」という。）を提出して、意見書が提起した諸改革を、その確実な実現に向け、積極的にこれに取り組む旨宣明し、日弁連が取り組むべき改革諸課題につき、その取組み等の内容を明らかにした。

弁護士制度改革は、2003（平成15）年通常国会において弁護士法の一部改正として成立した。具体的には、①弁護士の公職就任、営業の自由化、②弁護士報酬の自由化、③綱紀審査会の新設、④弁護士法72条但書改正（法律事務の弁護士独占の範囲の明確化）、⑤特任検事、司法試験に合格している企業法務担当者、国会議員らへの資格付与、などである。

4 弁護士制度改革実現における課題とその到達点

推進本部は、2004（平成16）年11月30日、設置期限満了に伴い解散した。意見書は、弁護士制度改革の柱として、①弁護士の社会的責任（公益性）の実践、②弁護士の活動領域の拡大、③弁護士へのアクセス拡充、④弁護士の執務態勢の強化、⑤専門性の強化、⑥弁護士の国際化、⑦外国法事務弁護士等との提携・協働、⑧弁護士会の在り方、⑨隣接法律専門職種の活用等の課題を掲げて、改善の方向と具体的な方策を示していた。

以下、意見書が掲げた弁護士制度改革における課題が、どのような形で実現されたかを一瞥することとする。

(1) 法曹人口問題

推進計画では、法律家の数を大幅に増加させるため、2010（平成22）年には司法試験の合格者数を年間3,000人程度とすることを目指すこととし、推進本部設置期間中は現行司法試験の合格者数を、2002（平成14）年に1,200人程度に、2004（平成16）年に1,500人程度に増加させることとし、法務省において所要の措置を講ずる、としていた。2007（平成19）年には弁護士の就職問題、質の問題等が議論され、弁護士人口問題が表面化し、推進計画の見直しをめぐって大きな争点となっている。

法曹人口問題については、第1部第1章第3「法曹人

口問題をめぐる現状と課題」において詳述する。

(2) ロースクール問題

2002（平成14）年10月開催の臨時国会において、法科大学院関連三法の成立により法科大学院の創設及びこれに伴う所要事項、新司法試験、修習期間等についての法整備がなされ、法科大学院は、予定どおり2004（平成16）年4月から開校した。ロースクールは、法曹の質を維持しつつ、量的拡大を図ることを目途として構想されたものであり、今回の司法改革の目玉の一つであった。ロースクール修了者に受験資格が付与される新司法試験は2006（平成18）年から始まった。

ロースクールの問題については、第1部第1章第4「法科大学院制度と司法試験制度の現状と課題」において詳述する。

(3) 弁護士の社会的責任（公益性）の実践

意見書では、弁護士の公益活動については、その内容を明確にした上で弁護士の義務として位置付けるべきである、公益活動の内容について、透明性を確保し、国民に対する説明責任を果たすべきである、としている。日弁連において2004（平成16）年までに所要の取り組みを行うということになっていた。

東京弁護士会は2003（平成15）年12月16日開催の臨時総会において、「公益活動に関する会規」を改正して、公益活動の内容を委員会活動、法律相談活動等に限定した上、これを義務化し、義務を履行しない場合に警告・指導、公表する制度を導入した。

後記「弁護士職務基本規程」には、8条に「弁護士は、その使命にふさわしい公益活動に参加し、実践するよう努める。」との規定が設けられている。

今後、弁護士が自ら積極的に公益活動に参加する施策が必要である。

(4) 弁護士の活動領域の拡大

2003（平成15）年の通常国会において、弁護士法の一部改正等を内容とする「司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律」が可決・成立した。

この法律の成立により、弁護士法30条は、①報酬ある公職の兼職禁止規定を廃止する、②常勤の公職在職者の弁護士職務への従事禁止を廃止する、③営業の許可の制度を届出制にする旨改正された。

これに伴い、日弁連は2003（平成15）年11月12日開催の臨時総会において、東京弁護士会は同年12月16日開催の臨時総会において、会則・会規について所要の

改正を行った。これらの法整備により、弁護士業務に対する規制が大幅に緩和された。今後、弁護士が多方面に活躍の場を広げ、公正な社会をつくることに寄与することが期待される。

(5) 弁護士へのアクセス拡充

ア 法律相談センター、公設事務所

1999（平成11）年12月の日弁連臨時総会において日弁連ひまわり基金を充実させるため毎月1,000円ずつ5年間、特別会費を徴収することが決議され、法律相談センターへの資金援助、公設事務所の設置、弁護士の定着支援等がなされてきた。その結果、弁護士のゼロ・ワン地区は1996（平成8）年の78ヶ所から2004（平成16）年には57ヶ所に減少し、2008（平成20）年4月、遂にゼロ地区は解消された。また2007（平成19）年、ゼロ・ワン地区のみならずその外周をカバーすべく、偏在解消のための経済的支援（5年間で10億円の予算措置）策を実施し、着々とその成果を挙げている。

ところで、2004（平成16）年5月、「民事、刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスが受けられる社会を実現する」ことを基本理念とする総合法律支援法が成立し、2006（平成18）年10月から日本司法支援センターが活動を開始した。同センターは国選弁護、民事法律扶助事業を核としつつ、司法アクセスポイント、司法過疎対策、犯罪被害者支援活動をも行うこととされている。

イ 弁護士報酬規程の透明化・合理化

弁護士報酬の問題は、前記司法制度改革関連法による弁護士法の改正となって結実した。これに伴い、日弁連の会則・会規、東京弁護士会の会則・会規も所要の改正がなされた（2003〔平成15〕年11月12日の日弁連総会、同年12月16日の東弁総会）。これにより弁護士報酬は自由化され、今後は、個々の弁護士が顧客との信頼関係に基づき、自由に報酬額を決めることになった。

ウ 弁護士情報の公開

弁護士情報の公開については、弁護士広告が2000（平成12）年10月から原則自由となったが、日弁連推進計画では情報公開を一層推進することとし、2007（平成19）年11月には、市民がインターネットを通じて取扱業務等から弁護士を探せる弁護士情報提供サービスである「ひまわりサーチ」が全国的に実施された。

また2008（平成20）年12月5日の日弁連臨時総会に

において市民からの懲戒の有無の照会に対し、一定の条件のもと弁護士会が回答する制度が導入された。

(6) 弁護士の執務態勢の強化・専門性の強化

意見書は、法律事務所の共同化・法人化、専門性の強化、協働化・総合事務所化等を推進するための方策を講じるべきであること、弁護士の専門性強化等の見地から、弁護士会による研修の義務化を含め、弁護士の継続教育を充実・実効化すべきであるとしていた。

法人化については立法化されており、2002（平成14）年4月1日から施行されている。

(7) 弁護士の国際化／外国法事務弁護士等との提携・協働

意見書は、

- ① 弁護士が国際化時代の法的需要に十分対応するため、専門性の向上、執務態勢の強化、国際交流の推進、法曹養成段階における国際化の要請への配慮等により、国際化への対応を抜本的に強化すべきである。
- ② 日本弁護士と外国法事務弁護士（外弁）等との提携・協働を積極的に推進する見地から、例えば特定共同事業の要件緩和等を行うべきである。
- ③ 発展途上国に対する法整備支援を推進すべきである。として、この課題についても日弁連が所要の取組みを行うことを日弁連推進計画において明らかにしている。

②に関しては、前記司法改革関連法による外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正により、弁護士と外弁の共同事業の解禁、外弁による弁護士の雇用禁止の撤廃等の改正がなされ、施行されている（日弁連は会規等の改正を2004〔平成16〕年11月に行った。）。

(8) 弁護士会のあり方

日弁連推進計画では、① 弁護士会運営の透明化を図るため、必要な態勢の整備をなすこととし、必要な検討を経たうえ、逐次所要の取組みを行う、② 弁護士への社会のニーズの変化等に対応し、弁護士倫理の徹底・向上を図るため、その自律的権能を厳正に行使するための態勢の整備を行うこととし、必要な検討を経たうえ、所要の取組みを行う（2003〔平成15〕年）、③ 綱紀・懲戒手続の透明化・迅速化・実効化に関し、必要な検討を経たうえ、所要の取組みを行う（2003〔平成15〕年）、④ 依頼者の利益保護の見地から、弁護士会の苦情処理制度の適正化に関する諸方策については、

全国における苦情相談窓口の一層の整備を図るため、所要の取組みを行う（2002〔平成14〕年）、⑤ 弁護過誤に対する救済の強化、弁護士賠償責任保険の普及等の方策に関し、逐次所要の取組みを行うとしていた。

①に関しては、2003（平成15）年11月12日開催の日弁連総会の会則・会規改正により、日弁連総会及びその議事録が公開されることになった。また2003（平成15）年末、「日弁連市民会議」が発足し、有識者の意見を会務にとり入れ、より透明化する試みが実施され、東弁でも、翌年、市民会議が発足した。

②に関しては、2004（平成16）年11月10日開催の日弁連総会に「弁護士職務基本規程」が上程され、可決された。これにより弁護士の職務に関する基本的な倫理と職務上の行為規範が整備されることになった。

③に関しては、司法改革関連法による弁護士法の一部改正、2003（平成15）年11月12日開催の日弁連総会における関連会則・会規改正により、日弁連に綱紀審査会を新設する等の措置が講じられ、所要の改革が実現した。

(9) 隣接法律専門職種の活用等

意見書は、隣接法律専門職種の専門性を活用する見地から、① 司法書士に、信頼性の高い能力担保措置を講じた上で、簡易裁判所の訴訟代理権等を付与すべきである、② 弁理士に、信頼性の高い能力担保措置を講じた上で、特許権等侵害訴訟における訴訟代理権を付与すべきである（弁護士が訴訟代理人となっている事件に限る）、③ 税理士に、税務訴訟における補佐人として、弁護士である訴訟代理人と共に裁判所に出頭して意見を陳述する権限を付与すべきであると提言していた。

司法書士については、2002（平成14）年4月の司法書士法の改正で、弁理士については、同年同月の弁理士法の改正で、税理士については、2001（平成13）年5月の税理士法改正で、意見書の提言に沿った形でそれぞれに新たな権限が付与された。

推進計画では、① ADRを含む訴訟手続外の法律事務に関して、隣接法律専門職種等の有する専門性の活用を図ることとし、その関与の在り方を弁護士法72条の見直しの一環として、個別的に検討した上で、遅くとも2004（平成16）年3月までに、所要の措置を講ずる（本部及び関係府省）、② 弁護士法72条について、隣接法律専門職種の業務内容や会社形態の多様化など

の変化に対応する見地からの企業法務等との関係も含め検討した上で、規制対象となる範囲・態様に関する予測可能性を確保することとし、遅くとも2004（平成16）年3月までに、所要の措置を講ずる（本部及び法務省）、③いわゆるワンストップ・サービス実現のための弁護士と隣接法律専門職種などによる協働の推進について、必要な対応を行う、としていた。

①に関しては、2004（平成16）年12月、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」が成立した。同法は、裁判外紛争解決手続について基本理念を定め

るとともに、民間事業者が合意による紛争解決の仲介を行う手続（いわゆる調停・あっせん）の業務に関し認証制度を設け、これを利用する紛争当事者の利便の向上を図ることを内容としている。

②に関しては、司法改革関連法による弁護士法の一部改正により、72条但書中「この法律」の次に「又は他の法律」を加えることになり、一応の決着をみた。

③に関しては、第2部第2第7項「隣接士業との協働と弁護士法72条・27条」を参照されたい。

第2 弁護士自治の課題

1 弁護士自治の維持・強化

(1) 弁護士自治の意義

弁護士自治の意義は、弁護士の資格審査や弁護士の懲戒を弁護士の団体のみが行い、それ以外の弁護士の職務活動や規律についても、裁判所、検察庁又は行政庁の監督に服せしめないことである。弁護士自治の内容として理論上、①弁護士会による弁護士資格試験の実施、②弁護士会による弁護士養成、③弁護士会による弁護士資格の付与、④弁護士会による弁護士に対する指導・監督、懲戒、⑤弁護士会に対する強制加入が挙げられる。現行弁護士法は③ないし⑤をほぼ採用している。

弁護士自治は、基本的人権の擁護と社会正義の実現のための弁護活動を十全ならしめるためには国家権力と対峙できなければならないため、裁判所を含めた国家機関による監督を排除するために認められたものである。

弁護士会の役割の観点からすると、弁護士会には弁護士自治による「自己規制機能」を果たすことが求められる。また、弁護士会はその「利益代表機能」に加えて、今日人権擁護のための意見表明や諸活動を行う「人権擁護機能」を有しているといえる。

(2) 弁護士自治の歴史

我が国における弁護士自治は、1949（昭和24）年6月1日に公布された弁護士法により認められ、これにより完全な自治を獲得したのであるが、ここに至るまでには弁護士・弁護士会の悲願であった弁護士自治を獲得するための歴史がある。1893（明26）年3月3日公

布された弁護士法（旧旧弁護士法）では弁護士及び弁護士会は検事正の監督下におかれ、1933（昭和8）年5月1日公布された弁護士法（旧弁護士法）では弁護士会の監督は司法大臣に昇格した。これらの改正は弁護士による改正運動の成果であるといえる。まず、任意団体である日本弁護士協会は1903（明治36）年4月29日の臨時総会で弁護士会を自治団体とし懲戒権を弁護士会が持つという弁護士法改正案を議決している。そして、弁護士会が懲戒権を持つという弁護士法改正案は1912（明治45）年、衆議院で可決されたが貴族院で審議未了となり、1913（大正2）年、やはり衆議院を通過したがそれに止まり、1921（大正10）年にも衆議院の委員会でも可決されたのみで止まり、1922（大正11）年にも衆議院を通過したが貴族院で審議未了となった。これらの法案は全て弁護士たる衆議院議員から提出され、政府提案は全くなかったのである。

そして、弁護士自治を獲得した現在の弁護士法も議員立法である。参議院議員で東大名誉教授の高柳賢三は1948（23）年11月に憲法の最高裁判所の規則制定権から弁護士に関して法律を制定するのは違憲であるとの論文を発表し、また、司法官僚は弁護士自治に猛烈に反対を続けていた状況で、議員立法により弁護士自治を獲得したことは戦前からの弁護士による自治獲得運動が結実したものとしてよいであろう。

すなわち、明治以来我が国において、正当な弁護活動が制限され、国民の人権擁護が十分になされなかった経験に基づき、日本国憲法の下、人権擁護を十全なものとするために、弁護士法により認められたのであ

る。

このような歴史的経緯に加え、法曹一元が実現していない日本においては、裁判所が官僚化（行政官化）するおそれがあり、裁判所に弁護士をコントロールさせるのは不適切であるとの判断から、我が国における弁護士自治は、諸外国に比して、より完全な国家権力からの独立性が確保されている。個々の弁護士が日常業務において弁護士自治を意識する場面は少ないが、民事事件や刑事事件を問わず、弁護士が第三者から独立して活動するためには弁護士自治が不可欠であり、これにより基本的人権の擁護者たりえることは常に心に留めておくべきである。

かかる弁護士自治は、絶えず他の国家機関等と緊張関係にあったし、現在も同じ状況である。過去の大きな案件を取り上げるだけでも、臨時司法制度調査会意見書、東大裁判と弁護士懲戒事案、弁護人抜き裁判特例法案、外国弁護士への監督権を日弁連が持つかが問題になったことなど、弁護士自治は幾多の試練を経ている。

また、弁護人抜き裁判特例法案の審議過程で弁護士自治に対する猛烈な批判がなされたわけであるが、法案成立は阻止できたものの、1979（昭和54）年3月20日の法曹三者協議により日弁連の綱紀委員会に外部委員を加えるなどと合意したことについては、弁護士自治の後退であるという評価もあった。しかしながら現時点ではダイバーシティや閉鎖性の否定の観点からこれを積極的に受け止めて、懲戒手続として望ましいものになったと再評価すべきである。

弁護士自治を獲得して以後、弁護士が弁護士自治は必ず堅持するという強い意志を持ってきたからこそ、現在まで弁護士自治制度が存続できたのである。我々弁護士は、今一度、弁護士の活動の独立を確立維持し、基本的人権擁護のためには弁護士自治が必要であるという原点に立ち戻って、弁護士自治の意義を再認識しなければならない。

(3) 弁護士自治をめぐる問題点

弁護士自治は現在次のような問題を抱えているといえる。

第1に、近時頻発する弁護士による不祥事であるが、重大な不祥事が多発しており弁護士会による綱紀懲戒制度が機能不全に陥っているとされるおそれが多大にあることである。弁護士数が増えれば懲戒件数も増加

する、あるいは弁護士の経済的困窮が原因であるなど様々な言い分はあるが、弁護士及び弁護士会への市民の信頼が弁護士自治の前提である以上、言い分の是非は別として市民からの信頼を損なうわけにはいかない。弁護士自治に対する最も強烈な批判は、弁護士が身内だけで独善的な運用をしているというものである。そこで、弁護士及び弁護士会としては、客観的に公平で且つ透明性のある会務運営をする必要があるし、市民の意見に耳を傾けて制度運用を行うことが重要である。その意味で、2003（平成15）年6月の弁護士法改正における日弁連綱紀委員会の法定委員会化、綱紀委員会参与員の廃止と外部委員の導入、弁護士以外の者のみによって構成される綱紀審査会を日弁連に設置するなどの内容を柱とする制度改革は時宜を得たものであった。

第2に、弁護士自治が弁護士法により認められたものであり、法改正により剥奪されうることである。弁護士会による人権擁護活動を抑制するために法改正により弁護士自治を解消すると圧力をかけられるおそれは常に存するのである。たしかに日本国憲法77条1項では、弁護士に関する事項については最高裁判所規則で定める旨規定しているところ、実際には弁護士自治は弁護士法により明示的に認められている。しかしながら、弁護士法で弁護士自治を定めることは憲法に違反しないのみならず、憲法の定める人権擁護のためには弁護士自治を憲法が要請していると解すべきであり、弁護士自治を奪うことは憲法の趣旨に反するのである。

第3に、弁護士人口が増加し、弁護士自治の意義を理解しない弁護士が増えれば、弁護士自治は危機に瀕する。つまり、弁護士自治を権利ではなく一種の規制であると理解してしまうと弁護士自治を廃止することに躊躇がなくなり、むしろ肯定的になることもあろう。弁護士自治は弁護士が長年かけて勝ちとったいわば権利であり、弁護士自身が油断すれば、瞬く間に弁護士自治は失われるおそれが存するのである。我々弁護士は「強制加入の弁護士会は、国家機関が監督、懲戒権を持つ場合は取締りのための檻となり、弁護士が自治権を持つ場合には弁護士活動の砦の役目を果たすことになる。」（辻誠 『司法改革の展望』に収録）との至言を忘れてはならない。

第4に、弁護士会が集団的自衛権違憲論、死刑廃止論等自らの見解を強く表明することにより、多くいる

であろう反対意見の弁護士の弁護士会活動への参加意欲は減退していくことになる。弁護士会は人権擁護機能を有しており意見表明を含めて人権擁護のための諸活動を行うが、他方で強制加入団体であることから、反対意見の弁護士も弁護士会に所属せざるをえない。弁護士会の人権擁護活動といっても人権と人権が衝突する場面もあることから、弁護士会の活動や見解に対する反対意見はあって当然のことである。更にいえば、そもそも人権保障の背景思想には反対意見の尊重があるといえる。かかる認識の下に、今こそ反対意見を尊重して弁護士会内で多様な見解が自由な雰囲気でも語られるべきであり、今後反対意見又は少数意見を尊重するような工夫ができないか検討されるべきである。

(4) 弁護士自治の強化

現在弁護士人口が飛躍的に増大しており、過当競争により弁護士の収入が減少するのに伴い、市民に弁護士は依頼者ではなく弁護士自らの利益を図っているとの認識が一般的に浸透したときに、弁護士自治は危機に瀕するであろう。すなわち、自己の利益の擁護しか考えていない弁護士に自己規制を求めることは出来ないとされかねない。そうすると、英国の法律サービス委員会（Legal Services Board）が法律専門職の監督を行うとされたのと同様に、弁護士会の持つ利益代表機能と自己規制機能を分離すべきであると主張されるおそれがある。また、弁護士自体からも、弁護士人口の増加に伴う弁護士業の商業化や綱紀・懲戒事案の増加に伴う負担の増加により、弁護士自治の意義に疑問が呈される可能性がある。

我々弁護士は、弁護活動の独立を確立維持するためには弁護士自治が必要であり、個々の弁護士が第三者から独立してこそ、基本的人権の擁護者という公益性の高い職責を担っていくことができることに想いを致すべきである。そして戦前様々な人権抑圧がなされたことや、第二次世界大戦時には、軍部の専制を阻止できずに国家国民を挙げて戦争遂行体制を築いたという我が国の歴史に鑑みると、人権擁護のためには個々の弁護士が独立することと、その制度的な保障として弁護士自治が必要であることは、弁護士法制定当時も現在においても全く変わることがない。

例えば、中央官庁が多大な権限と重要な情報を持っていることや、秩序を好む国民性から少数者を排除しやすい土壌があることや全員一致を指向すること、ま

た上位者に対しては従順であるべきという一般的な価値観は何ら変わっていない。さらに言えば、超巨大企業の出現等、国家以外に社会的影響力をもった強大な組織・団体が出現していることから、弱者救済の必要性は高まっているといえる。弁護士自治があるからこそ弁護士は人権擁護活動をやりきることができるのである。日本においては和をもって尊しとする精神が大切な価値観であるとされるが、それは同時に和（秩序）を乱した者は罰すべきという「喧嘩両成敗」のような判断に陥る危険がある。弁護士自治は、社会的弱者や少数者の人権擁護のために、更に言えば依頼者の権利擁護や社会正義の実現に弁護士が全力で取り組むために必要な安全弁なのである。裁判所を中心とした法曹一元が実現する可能性が極めて低い以上、弁護士自治を堅持しなければ人権保障は危うい。弁護士自治をめぐる問題点は克服しなければならず、むしろ弁護士会は弁護士自治をよく機能させていると評価されるようではなければならない。そのためには、弁護士自治の担い手である弁護士会や弁護士において、基本的人権を擁護しているという自負心を持ち続け、また弁護士が自らの私益ではなく広く公の利益を図る職責を担っていると自覚することが肝要である。

2 弁護士不祥事に対する弁護士会の対応

(1) 続発した弁護士不祥事

2011（平成23）年ころからテレビ・新聞等で、①仮処分保証金等の名目で預かった4億7000万円を着服したとして、有罪判決を受けた福岡県弁護士会々員、②依頼者からの預り金等9億円以上を着服した岡山弁護士会々員、さらには③成年後見人の地位を利用して4200万円を横領した東弁元副会長等々、弁護士不祥事に関して多数の報道がなされた。

これらの不祥事に対し、マスコミからは、「弁護士会がもっと早く動いていれば、こんなに被害が広がらなかった」、「弁護士会は身内に甘い」等の強い批判がなされた。

(2) 弁護士自治の危機

弁護士の預り金に関する業務上横領・詐欺事案は、当該依頼者のみならず、社会の弁護士に対する信頼を揺るがす背信的行為であり、ひいては「弁護士自治」に深刻な打撃を与えかねない重大な問題である。

他方、弁護士会の「市民窓口」に寄せられる、市民

からの種々の苦情、相談等の情報が、会員の非行を探知する契機となり、早期に重大な不祥事案の芽を摘むことが可能となろう。

そこで、日弁連では、市民窓口寄せられる種々の苦情・相談等に関する情報について、市民窓口と執行部とで適切に共有する等の工夫をし、会員の不祥事防止の観点から市民窓口（委員会）の強化を図ることにより、弁護士不祥事及び被害の拡大を防止すべく、検討を開始した。

(3) 日弁連の不祥事対策（第1次提言）

2012（平成24）年10月、日弁連は、「市民窓口及び紛議調停に関するワーキンググループ」内に、弁護士不祥事対策検討プロジェクトチームを設置し、不祥事対策に本格的に取り組んだ。同プロジェクトチームは、集中的な検討を行い、2013（平成25）年1月に「不祥事の根絶をめざして－市民窓口機能強化等の提言－」（以下「第1次提言」という）を取りまとめ、日弁連に報告した。

第1次提言では、(ア)非行を探知する方策として、市民窓口における情報の積極的活用（①苦情情報の分類・整理、②役員への報告、③複数回の苦情があった場合の通知）、市民窓口の機能強化（①担当者向けマニュアルの作成、②担当者の研修・意見交換会等）、紛議調停における情報の活用、(イ)非行による被害拡大を防止する方策として、弁護士会懲戒請求手続の整備（会長の判断で立件できる専決処分的な扱いを認める）、事前公表制度の適時の運用、(ウ)非行の発生自体を阻止する方策として、預り金管理規程の制定、弁護士相談窓口の整備（うつ病をはじめとするメンタルヘルスの対策を講じるとともに、公私の悩み事の相談の窓口を設け、その機能強化を図ること）、会員に対する研修制度の強化を求めた。

その後、同プロジェクトチームが提言、立案した「預り金等の取扱いに関する規程」は、2013（平成25）年5月の日弁連総会で可決され、同年8月1日に施行された。

にもかかわらず、弁護士会の規模に関わりなく弁護士の非行は後を絶たず、マスコミをはじめとする世論は、弁護士に対して厳しい自己規律と弁護士会による非行防止策の早急な実施を強く求めた。

(4) 日弁連の不祥事対策（第2次提言）

ア 「弁護士職務の適正化に関する委員会」の発足

2013（平成25）年6月、上記プロジェクトチームの後継組織として、弁護士不祥事の根絶のための総合的な施策の立案等を目的とする「弁護士職務の適正化に関する委員会」が発足し、非行の原因はどこにあったか、効果的な非行防止策はどのようにすべきか等について審議を行い、2013（平成25）年12月に、「不祥事の根絶をめざして・その2 弁護士への信頼確保のための非行防止策の提言」（以下「第2次提言」という）を取りまとめ、日弁連に報告した。

イ 第2次提言の内容

(ア) 重大非行の発生原因

① 一時的に使込みをしても、別件の弁護士報酬で穴埋めができるという規範意識の薄弱化。

② 資金繰りを含む法律事務所のマネジメントに周到な計画性がなく、また、いつまでも元気に仕事ができるとの幻想を持ち、リタイアの時期や方法を真摯に考えず、事務所のマネジメントや人生設計ができていない。

③ 事件処理の懈怠や過誤について、小さな嘘をついてその場しのぎをし、やがて大きな嘘をつかざるをえなくなった。

④ ストレスからの精神疾患にかかりながらも、メンタルヘルスを疎かにし、また他人に弱みを見せたがらない。

(イ) 非行の覚知についての方策

① 弁護士の職務を行う過程で知り得た他の弁護士の非行情報の通報制度

検討はしたが、現時点では通報義務を明文で規定するまでのコンセンサスは得られていないとして、採用されなかった。

② 会費滞納情報の活用

会費滞納者の中には、何らかの非行が背景になっている場合があるので、会費滞納情報を弁護士会役員が共有しておく必要がある。

(ウ) 非行防止策についての検討

① 市民窓口相当数の苦情が寄せられている多重苦情対象弁護士に対する、弁護士会による特別の指導・監督権の行使の可否及び程度

弁護士会の指導・監督がどこまで許されるかについては弁護士の「職務の独立性」との関係が問題になるところであるが、少なくとも、苦情の対象となった法律事務の方法等について、弁護士会の会長又はその授

権を受けた者が適切なアドバイス（助言）を行うこと、アドバイスを受けた後に実際にとった措置を弁護士会に報告させることは可能であり、このような指導・監督方法は許されるものと考えた。

② 相談窓口強化の必要性

弁護士会として、相談相手がおらず孤立化して非行に陥る会員に対して非行防止策として相談窓口を強化すべきであることが議論された。

業務や人間関係に関わる「会員サポート窓口」、新人に対するチューター制度、さらにはストレスから精神を病んだ者に対するメンタルヘルスカウンセリングも重要であり、かような相談窓口の強化は全国展開する必要があることが確認された。

③ マネジメント研修導入の必要性

資金繰りを含む事務所経営や人生設計・将来設計に関するマネジメント研修は、事務所として攻勢に出る場合だけでなく、逆境に陥った時の身の処し方も学べるため、非行防止策として積極的導入が図られるべきであることが確認された。

(四) 重大非行に対する弁護士会の対応

① まず、重大非行が発生した場合に、弁護士会として、どのような基準で調査委員会を組成し、どのような調査をすべきかについて検討したが、①多数の被害者を出す等非行の被害が大きいこと、②弁護士会の懲戒手続を待っていたのでは混乱が解消できないこと、③弁護士会に何らかのガバナンス上の問題があることが要件になること、即ち、調査委員会による調査の目的は、非行の事実認定ではなく、非行の原因と弁護士会のガバナンスに関する検討を行い弁護士会による再発防止策を策定することである。

したがって、以上の点を十二分に検討したうえで調査委員会を設置すべきであり、元裁判官・検察官や大学教授等の第三者委員は必ずしも必須なものではないと考えられる。

② 次に、被害者側からの弁護士会に対する指導・監督義務違反による損害賠償請求は避けられないものとして、弁護士会は責任追及された場合の備えをしておくべきである。具体的には弁護士会の責任追及がなされた事案の検討、弁護士会内部の指導監督体制のチェックと不備の解消などが要請される。

③ 第1次提言でも指摘したが、迅速な懲戒権の発動は必要であり、また適時に懲戒請求の事前公表がな

される等その運用の適正化が図られるべきである。

④ 弁護士会は、被害の救済あるいは弁護士会への責任追及等利害得失を総合的に判断して、非行を働いた弁護士の刑事告発、滞納した会費請求権を原因とした破産申立の可否を検討すべきである。

⑤ 被害救済策として、被害者説明会が考えられるが、弁護士会が主催することは当該非行弁護士との一体性を示しがちとなるので回避すべきである。

有志が組織した被害者救済弁護士団を紹介するのにとどめるべきである。

⑥ また、弁護士会の被害者救済策として、その経済的損失を如何に填補するかという点については、アメリカの救済基金制度や弁護士会損害賠償保険はじめその方策の検討が必要であることが確認された。

(5) 第2次提言を受けての日弁連の活動

日弁連は、上記第2次提言を受け、「弁護士職務の適正化に関する委員会」を中心に、以下のような活動を行っている。

ア 懲戒手続運用等に関する全国連絡協議会

全国から単位会の役員・担当者を集め2014（平成26）年8月27日以降、年1回のペースで、会請求や事前公表制度について経験交流をするとともに弁護士成年後見人の不祥事対策についての質疑応答を行っている。

イ メンタルヘルスカウンセリング事業（2015〔平成27〕年10月～）

日弁連が、SOMPOヘルスサポートに委託し、対面、電話、WEBの方法で、カウンセリングを受け付けている。2017（平成29）年度は、対面65件、電話45件、Web12件、2018（平成29）年度は、対面75件、電話59件、Web18件と、相談件数も伸びている。

ウ 日弁連会員サポート窓口（2017〔平成29〕年10月～）

会員の職務又は業務に関して生じた問題についてサポート相談員が電話等で相談に応じる窓口である。

2017（平成29）年10月の開始から2018（平成30）年3月末までで合計29件の相談が寄せられた。2018（平成30）年度は94件、2019（平成31）年度は112件に利用が伸び、会員に周知されてきたことが伺える。

2020（令和2）年7月現在で、相談員が21人に増員されているが、相談員に寄せられる相談件数に大きなばらつきがあるのが問題となっている。

エ 不祥事防止マニュアル

職務適正化委員会では各弁護士会の研修等に役立ててもらうため、会員への意識喚起のための情報提供である2015（平成27）年10月、「不祥事防止マニュアル」を作成して全国の単位会を通じ全会員に配布をし、2017（平成29）年10月には「2017年補訂版」を作成し、会員専用ページにアップした。

オ マネジメント研修

不祥事を起こす者の中に、資金繰りを含む法律事務所のマネジメントに周到な計画性がなく、また、いつまでも元気に仕事ができるという幻想をもって、リタイアの時期や方法を真摯に考えず、事務所のマネジメントや人生設計ができていない者が目立つことから、高齢になって経済的困窮に陥り不祥事に走ることはないように早期にライフプランを立て、ハッピーリタイアメントを迎えるために必要な取組について検討し、日弁連ウェブサイトの会員専用ページに「弁護士ライフプランのつくり方」と題する記事を掲載している。

カ 依頼者見舞金制度

弁護士業務に伴い、横領が行われ、それにより被害を被った依頼者及び依頼者に準ずる者がいた場合、日弁連が一定の基準・要件に基づきつつ裁量的に一定の金員の給付を行うことにより、被害者が受けた精神的・財産的打撃を緩和し、もって弁護士及び弁護士会に対する市民の信頼を維持し、弁護士制度の健全な維持・発展を図ろうとする制度が依頼者見舞金制度である。2017（平成29）年3月の臨時総会で成立し、同年10月から施行された。

依頼者見舞金制度の概要は次のとおりである。

ア 制度の特徴

- ① 保護の対象は自然人のみ。法人を含まない。
- ② 対象行為は弁護士等の横領のみ。詐欺被害を含まない。
- ③ 見舞金は日弁連が裁量的に支給するものであり、支給の要件が揃っていても、日弁連に支払義務が発生するものではない。

イ 給付の要件

- ① 対象被害者は自然人（依頼者又はこれに準ずる者）。
- ② 対象行為は、2017（平成29）年4月1日以降に発生した弁護士の職務又は業務に伴う横領により、30万円を超える被害が発生した場合。

ウ 給付の手続

- ① 対象被害者は、弁護士会を通じて日弁連に申請する。
- ② 申請を受理した日弁連は調査委員会を設置し、事案を調査して、会長に報告。
- ③ 会長が調査委員会の報告等、諸般の事情を考慮して給付の有無と金額を決定する。
- ④ 対象被害者となり得る給付未申請者は、支給申告期間内に申請しなければならない。

エ 給付額

- ① 給付額は、調査委員会の報告に基づき、以下の額を上限に会長が裁量により決定する。
- ② 給付対象者1名あたりの上限額は500万円
- ③ 加害弁護士1名あたりに関して給付される上限額は2000万円

オ 財源

一般会費を財源とする。

カ 2017（平成29）年10月1日の施行から2020（平成32）年2月17日までの運用状況

13人の被申請弁護士について合計95件の申請があった。

これに対し、不受理7事案17件、不支給（取下含む）5事案31件、支給5事案7件（支給額合計5,430,432円）の決定があった。残り4事案40件は調査中である。

キ 市民窓口の機能強化

市民窓口の機能強化及び非行端緒の発見については、「弁護士職務の適正化に関する全国協議会」で情報交換と討議を行っている。

ク 預り金規程

ア 2013（平成25）年5月に制定され同年8月施行 預り金口座の開設を義務付けた。

イ 2017（平成29）年10月改正預り金規程施行

預り金口座作成義務の履行を担保するため、①預り金口座であることの明示文字使用、②所属弁護士会に対する預り金口座の届出義務化、③所属弁護士会による預り金保管状況の調査などが、新たに規定された。

ウ 預り金口座の届出状況

2020（平成32）年3月31日時点で、弁護士は95.8%、弁護士法人は90.8%が預り金口座の届出をした。

ケ 今後の課題

依頼者見舞金や預り金管理規程の改正は、当面の対応であり、預り金口座の内容の報告義務や、任意のカ

ルパ制度の導入などについて、引続き検討していかねなければならない。

「預り金」に対する規制について、必ず問題になるのが「弁護士職務の独立性」の議論であるが、「預り金」の問題は、依頼者から預った「預り金」をどのように使い、どのように保管するかというものであり、「弁護士職務の独立性」とは直接関係がないことに注意すべきであろう。

(6) 東弁の不祥事対策

ア 東弁では、市民窓口寄せられる苦情情報（2017〔平成29〕年は2,339件）をデータベース化して苦情内容を分析するとともに、①担当副会長による対象会員に対する調査・助言、②非弁提携弁護士対策本部への情報提供、③市民窓口委員会調査チームによる調査等により弁護士の非行を防止している。

イ 他会に比べ、メンタルヘルスカウンセリングをはじめ弁護士相談窓口は充実している。

ウ 2013（平成25）年から、綱紀・紛議調停、非弁提携弁護士対策本部、法律相談センター、高齢・障害者、業務改革及び市民窓口等弁護士不祥事関連委員会による意見交換会が不定期であるが催され、情報の共有化が図られるとともに、弁護士不祥事に対応している。

エ 2017（平成29）年1月、弁護士不祥事防止研修教材等研究ワーキンググループが設置され、同年9月に若手弁護士向け教材「転ばぬ先の杖～弁護士のスタートを切った皆さんへ～」を発行した。義務研修の資料として配布したところ、好評だったので、2018（平成30）年3月に、中堅・ベテラン向けの教材「転ばぬ先の杖～弁護士の円熟期を迎えた皆さんへ～」を発行した。今後の活用が期待される。

3 ゲートキーパー問題

(1) マネー・ローンダリングとFATFによる勧告

マネー・ローンダリング（Money Laundering、「資金洗浄」）とは、違法な起源の収益の源泉を隠すことを意味しており、例えば、麻薬密売人が麻薬密売代金を偽名で開設した銀行口座に隠匿したり、いくつもの口座に転々と移動させて出所を分からなくしたりするような行為がその典型とされている。このような行為を放置すると、犯罪収益が将来の犯罪活動に再び使われたりするおそれがあること等から、マネー・ローンダリングの防止が重要な課題となっている。

1989（平成元）年7月、アルシュ・サミットにおける合意により、金融活動作業部会（FATF）が設立され、FATFは1990（平成2）年4月にマネー・ローンダリング対策の国際基準ともいべき「40の勧告」を提言した。「40の勧告」においては、麻薬新条約の早期批准やマネー・ローンダリングを取り締まるための国内法制の整備、顧客の本人確認及び疑わしい取引報告の金融機関への義務づけ等が提言されていた。

(2) FATFによる第3次「40の勧告」の制定

また、FATFは、犯罪技術が精巧に複合化してきたことに注目し、これまでの「40の勧告」の再検討を行い、2003（平成15）年6月、非金融業者（不動産業者、貴金属・宝石等取扱業者等）及び職業的専門家（法律家・会計士等）に対する適用を盛り込んだ、第3次「40の勧告」を制定した。

本勧告は、弁護士や会計士等の職業的専門家が金融取引の窓口（ゲートキーパー）となることに着目して、不動産の売買、依頼者の資産の管理、銀行預金等の口座の管理等の取引を実施する際に、顧客の本人確認義務及び記録の保存義務を負わせるとともに、これらの業務を行う際に、その資金が犯罪収益又はテロ関連であると疑わしい取引について金融監督機関（FIU）に報告する義務を負わせるものである。

日弁連は、本勧告が出される前に、ABA（アメリカ法曹協会）やCCBE（ヨーロッパ法曹協会）など海外の弁護士会と連携し、弁護士に対する適用に強く反対してきた。

このような反対運動の成果として、FATFは、職業的専門家については、守秘義務又は依頼者の秘密特権の対象となる状況に関連する情報が得られた場合には報告義務を負わないという例外を認めるとともに、守秘義務の対象についての判断は加盟国に委ね、さらに、疑わしい取引の報告先については、自主規制機関（弁護士の場合には弁護士会）に委ねることもできることを認めた。

なお、FATFは、2012（平成24）年2月、「40の勧告」とテロ資金対策である「8の特別勧告」を統合・整理した新たな「40の勧告」（第4次）をまとめている。

(3) 日弁連の対応

日弁連は、かねてから、ゲートキーパー規制に対しては強く反対してきた。日弁連の理事会が承認した2003（平成15）年12月20日付意見書「ゲートキーパー

制度に関する今後の日弁連の取り組みについて」は、「日弁連は、弁護士に対し依頼者の疑わしい取引・活動に関する報告義務を課す制度については、今後も、このような制度が市民の弁護士に対する信頼を損ね、司法制度の適正な運営を阻害しかねないという問題があることを広く市民に訴え、その制度化に強く反対する。」とする基本的姿勢を明らかにしていた。

ところが、政府の国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部は、2004（平成16）年12月10日、「テロの未然防止に関する行動計画」を決定し、その中で、「FATF勧告の完全実施に向けた取組み」が掲げられ、その実施についての法整備の必要性を検討することを定めた。

FATFの新「40の勧告」がテロ対策も含んでいたことから、上記行動計画は、FATF勧告の完全実施を掲げ、その結果、弁護士などの専門職を含む非金融機関に対する横並びの法規制がなされる可能性が高まった。

(4) 金融庁から警察庁へのFIUの移管と日弁連の対応

2005（平成17）年7月29日、国際テロ対策推進本部幹事会は、弁護士を含む法律専門家及び非金融機関に対する顧客の本人確認義務、取引記録の保存義務及び疑わしい取引の報告義務とその遵守のための制裁措置の導入について、単一の法律を制定する方針を決めた。

その後、同年11月17日、政府の国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部は、FATF勧告を実施するために必要となる法律の整備について、その法律案の作成を警察庁が行い、施行体制につき、疑わしい取引の報告先として、FIU（金融情報機関）として我が国において金融庁に設営されていた「特定金融情報室」を、組織・人員ごと警察庁に移管すること、FATF勧告を実施するために必要となる法律を2006（平成18）年中に作成し、2007（平成19）年の通常国会に提出することを決定した。

この決定に対し、日弁連は、同年11月18日、「弁護士に対する『疑わしい取引』の報告義務の制度化に関する会長声明」を出し、「警察庁への報告制度は、弁護士・弁護士会の存立基盤である国家権力からの独立性を危うくし、弁護士・弁護士会に対する国民の信頼を損ねるものであり、弁護士制度の根幹をゆるがすものである。したがって、日弁連としては、今回の政府決定は到底容認できないものであり、国民各層の理解を得る努力をしつつ、諸外国の弁護士・弁護士会と連携し、反対運動を強力に展開していくことを決意す

る。」との決意を表明した。

これを受けて、全国の弁護士会において、ゲートキーパー問題に対する対策本部を設置して活動を行っている。東弁においても、2006（平成18）年1月15日にゲートキーパー立法阻止対策本部を設置して、国会議員への要請や広報等の活動を活発に展開してきた。

(5) 犯罪収益流通防止法案に対する弁護士会の対応と同法律の成立

警察庁は、金融機関、非金融機関（クレジットカード業、ファイナンス・リース業、宝石商・貴金属商、不動産業）、法律・会計等の専門家（公認会計士、行政書士、弁護士、司法書士、税理士）を対象として、テロ資金その他の犯罪収益の流通防止に関する施策の基本を定めること、義務対象事業者の義務を規定すること等により、テロ資金供与防止条約等を的確に実施し及び正当な社会経済活動が犯罪収益の流通に利用されることを防止することを目的とする「犯罪による収益の流通防止に関する法律案」を作成し、2007（平成19）年の第166回通常国会に提出することを計画していた。

その中には、弁護士も、本人確認、取引記録の保存及び疑わしい取引の届出の措置を講ずる責務を有することを定めるとともに、弁護士については、その措置の内容を、他の法律・会計等の専門家の例に準じて、日弁連の会則により定めること、弁護士による疑わしい取引の届出は日弁連に対して行うことなどが規定されようとしていた。

これに対して、日弁連では、本人確認及び取引記録の保存について会則を新設するとともに、疑わしい取引の届出の措置については、会則等で自主的に定めることについても強く反対することを表明した。

日弁連は、2007（平成19）年3月1日の臨時総会において、「依頼者の身元確認及び記録保存等に関する規程」を可決して成立させ、同年7月1日から施行している。この規定は、弁護士職務基本規程の特別法として位置づけられ、違反した場合には懲戒処分も可能な内容となっている。

このような動きを受けて、政府は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律案」の提出の段階において、弁護士を含む士業について、「疑わしい取引の報告義務」を課さないことにするとともに、弁護士についての本人確認義務及び記録保存義務については、特定事

業者の例に準じて日弁連の会則で定めるところによることとされ、法律で直接規制されることは免れることになった。同法律は2007（平成19）年3月31日に成立した。弁護士等やそれ以外の特定事業者がとるべき各種の義務に係る部分は、2008（平成20）年4月1日から全面的に施行されている。

(6) FATFの対日審査とその後の情勢

第3次「40の勧告」についてのFATFの日本に対する相互審査が2008（平成20）年3月6日から同月21日まで実施され、その際に日弁連に対するヒアリングも実施された。

同年10月に公表された対日相互審査報告書において、弁護士を含む職業専門家については、勧告への不適合（NC、ノン・コンプライアント）という評価が下された。日弁連の「依頼者の身元確認及び記録保存等に関する規程」については、非対面取引について日弁連のガイダンスが不十分である、身元確認義務の除外範囲が不明確である、一定の金額以下の取引を除外しているなどが指摘され、2011（平成23）年10月までに改善措置をとることを求められた。

政府は、顧客管理措置について法改正を含む対策を検討し、2011（平成23）年3月11日、犯罪収益移転防止法改正案を閣議決定し、通常国会に提出した。

同改正案は、同年4月27日に成立し、同月28日に公布され、2013（平成25）年4月1日から施行されている。

(7) 日弁連による規程の全面改正と規則の制定

犯罪収益移転防止法は、弁護士の義務については、司法書士等の士業の例に準じて、日弁連の会則で定めるところとされていることから、日弁連は、改正犯罪収益移転防止法の施行に向けて改正された省政令の内容を踏まえて、弁護士の日常業務への影響を考慮しつつ、日弁連が2007（平成19）年3月1日に自主的に制定（同年7月1日から施行）した「依頼者の身元確認及び記録保存等に関する規程」について改正の要否及びその内容について慎重に検討を重ねてきたが、2012（平成24）年12月8日の臨時総会において、「依頼者の身元確認及び記録保存等に関する規程」の全部改正が決議されるとともに、同年12月20日の理事会において、「依頼者の本人確認事項の確認及び記録保存等に関する規則」が承認され、いずれも2013（平成25）年3月1日から施行されている。

(8) 日弁連による規程等の一部改正

第3次「40の勧告」についての相互審査について、政府は、その後もフォローアップを続けているが、特に顧客管理措置について不十分であるとして対策を求められている。

そのため、政府は、顧客管理方法に関する規定の整備等を内容とする犯罪収益移転防止法の改正案を、2014（平成26）年の通常国会に上程し、同法律は可決成立した。

日弁連は、犯罪収益移転防止法の上記改正や政省令の改正の内容を精査して、弁護士に対する影響を考慮し、「依頼者の本人確認事項の確認及び記録保存等に関する規程」に対する改正案を、2015（平成27）年12月4日の臨時総会で決議するとともに、2016（平成28）年1月の理事会において同規則の改正案を決議した（なお、その後、熊本地震に伴う特例を盛り込んだ規則の改正案が決議されている）。これらはいずれも法律や政省令の施行日である2016（平成28）年10月1日から施行されている。

(9) 2019（令和元）年FATFの対日審査

「40の勧告」の第4次勧告についての日本に対する相互審査が、2019（令和元）年秋に実施された。今回の対日相互審査においては、勧告に沿った法令の整備状況だけでなく、その有効性、すなわち、法令の履行状況も審査の対象とされている。弁護士については、弁護士のマネー・ローンダリングのリスクに応じた弁護士への適切な監督及びリスクに応じた適切な予防措置を行っているかどうか審査の対象となっており、FATFによって選定された法律事務所への聴取も行われた。2020（令和2）年夏には同第4次審査の結果が公表される予定であったが、未だ報告書は公表されていない。

第4次相互審査に備えて、弁護士会の反対にもかかわらず、新たに弁護士に疑わしい報告義務を課した国や地域（シンガポール、台湾）もあり、同相互審査を契機に、新たな法規制（ゲートキーパー規制）が再燃するおそれがある。

(10) 日弁連及び弁護士会に求められる対応

警察庁は、弁護士に対して、依頼者の「疑わしい取引」の報告義務を課すことを視野に入れている。

したがって、弁護士がマネー・ローンダリングに関与したり利用されたりすることがないように、弁護士

会が自主的かつ実効的に規律している実績を示すことは重要であり、日弁連が定めた「依頼者の本人確認事項の確認及び記録保存等に関する規程」及び同規則を、会員に対してより周知徹底するとともに、同規程が適正に運用されている状況を作り、依頼者の疑わしい取引の報告義務を日本で導入する立法事実がない状況を作っていくことが求められる。

日弁連及び弁護士会としては、依頼者の疑わしい取引の報告義務は、依頼者に告げないで、捜査機関に対して依頼者の秘密情報を提供することが求められる密告義務であり、弁護士と依頼者との信頼関係を根底から破壊するものであって、弁護士にそのような義務を課すことだけは絶対に認めることはできないのであり、今後、疑わしい取引の報告義務が弁護士に課されることがないように、不断にその動きを注視する必要がある。

これまで、日弁連においては、弁護士自治を守るという見地から、日弁連及び各弁護士会の監督機能を強

化し、上記規程等についての履行状況の把握及び是正措置についての新たな権限規定を設けるための改訂を行い、会員に弁護士会への報告を義務化して徹底を図っている規程等の改正を行い、また第4次相互審査の結果を検討している。

第4次相互審査の結果次第では、弁護士に対するゲートキーパー規制として、依頼者の疑わしい取引の報告義務を課す動きが強まるおそれがある。その動きが現実化した場合には、依頼者である国民に広く理解を求め、世論を味方につけて、弁護士が依頼者の疑わしい取引の届出を行う制度の法制化を阻止するような強力な反対運動を、弁護士会を挙げて全面的に展開していく必要がある。

相互審査では5年間のフォローアップ期間が設けられており、審査で指摘された事項等の改善状況もさらに検証される。日弁連では、2020（令和2）年6月にも年次報告書の提出を会員に求めたが、報告書の着実は実施と実績が求められているところである。

第3 法曹人口問題をめぐる現状と課題

1 法曹人口問題の経緯

(1) 日弁連の司法改革宣言の意義

日弁連は、1990（平成2）年に初めて司法改革宣言を発表し、その中で「2割司法を打破し国民に身近な開かれた司法をめざすために、司法の容量の拡大が必要」というスローガンを掲げた。日弁連が司法改革において目指した趣旨は、あくまで「法の支配」を社会の隅々にまで浸透させるために、その担い手となる法曹、特に弁護士を増やさなければならないということであった。

(2) 政界・経済界からの規制改革・自由競争の要請と日弁連への批難

しかしながら、日弁連の司法改革宣言と同時期、すなわち1990年代半ばより政界・経済界を中心に巻き起こった規制改革の議論のなかで「規制緩和の観点から法曹人口を大幅に増やし、自由競争によって質を高めユーザーに使いやすいものにすべき」という意見が政界・経済界の一部で主張された。これに対し日弁連は司法改革宣言で掲げた「司法の容量拡大」の提言として、1994（平成6）年12月の臨時総会において、司法

試験合格者を「相当程度増員すべき」としたものの「今後5年間は800名を限度とする」旨の関連決議をしたため、マスコミ等からあまりにも少ないと強く批判された。そこで日弁連は、翌年の1995（平成7）年11月の臨時総会で「1999年から合格者を1,000名とする」という決議を行ったが、同月に発表された法曹養成制度等改革協議会意見書では「中期的には合格者は1,500名程度」とされ、日弁連の意見は少数意見とされた。

そして、1999（平成11）年7月、内閣に「司法制度改革審議会」が設置され（法曹三者から各1名、学者5名、経済界2名、労働界2名、市民団体1名、作家1名の計13名。なお当初の構想は法曹三者が委員からはずされていた。）、法曹人口問題は法曹三者に各界代表者が加わって決定されることとなったのである。

(3) 司法制度改革審議会における議論と経済界・政界の動き

司法制度改革審議会では、法曹人口について、1999（平成11）年11月の審議で「合格者3,000人」論が初めて出され、以後はこれを軸に議論されるようになった。2000（平成12）年2月の審議では、弁護士会からの

委員である中坊委員から「あるべき弁護士人口試算」のレポートで5~6万人という数字が示され、同年5月には自民党・司法制度調査会が「一定期間内にフランス並み（5万人）の法曹人口を目指すべき」と主張、同年7月には民主党が「法曹人口を10年後（2010年）に5万人にするべき（合格者は年間4,000~5,000人が必要）」と提言した。このように、根拠はともかく、5万人という数字については徐々にコンセンサスができてきた。

一方、合格者数は3,000人を主張する労働、消費者からの委員、中坊公平委員、佐藤幸治会長らと、2,000人に抑えるべきとする経団連、商工会議所からの委員、竹下守夫委員、最高裁、検察庁からの委員らで議論が続いたが、結局、2000（平成12）年8月、「フランス並の5~6万人の弁護士人口を目指すとするれば、年3,000人としても実現は2018年になる」として、「年3,000人の合格者で概ね一致」と公表するに至った。

（4）日弁連の対応

このような状況の中で、2000（平成12）年8月29日のプレゼンテーションにおいて、当時の久保井一匡日弁連会長は、「3,000人という数字は日弁連にとって重い数字だが、審議会が国民各層・各界の意向を汲んで出した数字である以上、反対するわけにはいかない。積極的に取り組んでいく」との意見を表明した。

そして、日弁連は、わずかその2ヵ月後の2000（平成12）年11月1日の臨時総会において、「国民が必要とする数を、質を維持しながら確保するよう努める」との決議を圧倒的多数により採択した。

この決議は、法曹三者の協議を通じて合格者数を決定してきた従前の日弁連の姿勢を大きく転換したものであり、また「年間3,000人程度の新規法曹の確保を目指していく」とした司法制度改革審議会のとりまとめを、同会の最終意見に先んじて、日弁連の会員の総意としても支持することを意味した点において、社会的にも大きな注目を集め、以降、被疑者国選弁護制度、市民の司法参加、法律扶助制度の抜本的見直しと拡充による法テラスの創設など日弁連主導による様々な司法改革を実現する契機となり、弁護士の公益性、活動領域の拡大を位置づけ、弁護士自治に対する市民の理解を深めることとなったのである。

そして、司法制度改革審議会が2001（平成13）年6月の最終意見書において、法曹人口問題につき「法科

大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成22（2010）年頃には新司法試験の合格者数年間3,000人達成を目指すべきである」「このような法曹人口増加の経過により、おおむね平成30（2018）年頃までには、実働法曹人口は5万人規模に達することが見込まれる」と提言したことを受けて、日弁連は「同意見書の改革方針を支持し尊重する」旨の会長談話を公表した。

（5）現在までの法曹人口の増員の状況

その後、それまで約1,000名だった司法試験合格者は、2002（平成14）年から約1,200人（2002〔平成4〕年1,183人、2003〔平成5〕年1,170人）、2004（平成16）年から約1,500人（2004〔平成6〕年1,483人、2005〔平成7〕年1,464人）に増加した。法科大学院が創設され、2006（平成18）年から新司法試験が開始されることによって、新旧司法試験の併存期間が始まり、2006（平成18）年の合格者は1,558人（新試験1,009人、旧試験549人）、2007（平成19）年は2,099人（新試験1,851人、旧試験248人）、2008（平成20）年は2,209人（新試験2,065人、旧試験144人）、2009（平成21）年は2,184人（新試験2,043人、旧試験141人）、2010（平成22）年は2,133人（新試験2,074人、旧試験59人）、2011（平成23）年は2,069人（新試験2,063人、旧試験6人）（注：旧試験は口述試験のみ）となった。旧試験終了後の2012（平成24）年2,102人、2013（平成25）年2,049人であったが、2014（平成26）年1,810人、2015（平成27）年1,850人、2016（平成28）年1,583人、2017（平成29）年1,543人、2018（平成30）年1,525人、2019（令和元）年1,502人と、2014（平成26）年以降減少傾向となり、特に最近4年間は1,500人余りとなっている。

なお、この間、新旧司法試験合格者の修習期間が異なる関係で、司法修習修了者数は2007（平成19）年新旧60期が約2,300人、以降新旧61期から63期がそれぞれ約2,200人となった。

弁護士人口については、2002（平成14）年18,838人から2005（平成17）年21,185人、2010（平成22）年28,789人、2015（平成27）年36,415人に増加し、その後も2016（平成28）年37,680人、2017（平成29）年38,980人、2018（平成30）年40,066人、2019（平成31）年41,118人（いずれも3月31日現在）と増加しているが、司法試験合格者がピーク時より減少傾向であることに比例して、弁護士人口の増加のペースも低下している。

(6) アジア諸国の弁護士人口等

中国では1993（平成5）年から毎年司法試験が行われるようになったが、その後の急速な経済発展に合わせて20年足らずの間に20万人近い弁護士が誕生しており、その増加ペースは著しい。現在では毎年2万人前後の司法試験合格者を出している。もちろん、13億人という人口と比較すればまだ日本の弁護士人口よりも少ないかもしれないが、近い将来、人口比でも日本の弁護士数を上回る可能性がある。また、経済活動だけでなく、日本と異なる政治制度の中で、行政権に対する市民の権利保護に努めるような、人権擁護活動に熱心な弁護士も増えているようである。

また、韓国では日本と同様に1990年代から法曹養成や裁判制度についての司法改革の議論が続けられ、2009（平成21）年から3年制の法科大学院制度がスタートしている。韓国の法科大学院は、法学部を持つ大学約90校のうち、25校に限定して設置を許可し、総定員を2,000人とした。そして法科大学院を設置した大学は法学部を廃止し、法学部以外から3分の1以上、他大学から3分の1以上を入学させる制度として、必然的に多様な人材が法科大学院に集まるようにしている。そして、新司法試験合格者は司法修習を経ずに弁護士登録、または検察官任官し、その後、その中から裁判官を選任することとなっている。新司法試験ではロースクール定員の70～80%を合格させる予定とのことである。一方、旧司法試験と司法修習の制度も2017（平成29）年まで存続予定である。

タイの弁護士は約5万人おり、国民は約7,000万人なので人口比でも日本より多い。相当高度な弁護士自治があるようだが、半数程度は弁護士業務を行っておらず、また首都バンコクに集中しているようである。

その他のアジア諸国でも、日弁連がJICAの協力を得てカンボジアの弁護士養成を支援したり、ベトナム、インドネシア、モンゴル、ラオスなどの司法制度の整備や信頼性向上を図る支援を行ったりしており、経済発展や経済のグローバル化に対応して、従来多くなかった弁護士を増やし、司法基盤を整備する過程にあると言える。

2 法曹人口増加にともなう課題

(1) 司法修習生及び新人弁護士たちの「質」について

このような司法試験合格者の増加に伴い、司法修習

生の考試（いわゆる二回試験）において、2006（平成18）年の59期以降、100人前後の大量の不合格者が毎年出る事態となった。また、当時の最高裁の報告書によれば、法科大学院出身者が大部分となっている現在の司法研修所の修習生の現状について、「大多数は期待した成果を上げている」としながらも、一方で「実力にばらつきがあり下位層が増加している」「最低限の能力を修得しているとは認めがたい答案がある」「合格者数の増加と関係があるのではないか」と指摘されていた。

(2) 法曹志望者の減少について

法科大学院を中核とする新しい法曹養成制度は、法的知識偏重の旧司法試験制度の行き詰まりを打破し、併せて、法曹を大幅に増加させながら質を維持・向上させて多様な人材を育成するプロセス教育として導入されたが、「法曹の質」を担保する制度としては、未だ成熟途上にあると言わざるを得ない。各法科大学院によって指導体制・カリキュラムの内容等の差異が大きく、実務法曹としての基礎能力の修得もままならぬまま、各法科大学院の合格率にも大きな差が生じている。その一方で、弁護士の就職難などから法曹志望者が減少し、さらに予備試験の関係で法科大学院志望者が大きく減少する事態に直面し、当初74校でスタートした法科大学院のうち、2019（令和元）年11月時点で39校が学生の募集を停止している。そして大学の法学部と連携し、また法科大学院在学中に司法試験を受験できるよう制度を変更して法曹になるまでの期間を短縮し法曹志望者を増やそうという試みも始まっている。

日弁連・弁護士会としても法科大学院の在り方を検討しつつ、法科大学院制度の成熟を図っていくべきである。

(3) 法曹人口増員に対応するための司法基盤の整備

ア 新人弁護士の勤務先採用難とOJT問題

弁護士の法曹倫理を含む実務法曹としての能力は、法科大学院や司法研修所の教育のみで養われるものではなく、これまでは、勤務弁護士として、あるいは先輩弁護士との事件を通して経験により修得されてきた面が大きい（いわゆるオン・ザ・ジョブ・トレーニング〔OJT〕）。

司法試験合格者が2,000人を超えていた2007（平成19）年頃から、司法研修所を卒業しても法律事務所への就職採用が困難となり、やむを得ず最初から独立し

たり（即独）、他の弁護士事務所に席だけ置かせてもらう（ノキ弁）新人弁護士が少なからず存在するという指摘があった。

そして2010（平成22）年の新63期司法修習生の一括登録時には200人を超える未登録者が発生し、その後も毎年、一括登録時に400人を超える未登録者が発生していた（ただし、12月下旬の一括登録時を避けて翌年1月に登録する者も多いため、例年、1ヶ月後には未登録者は大きく減少し、数ヶ月後にはさらに減少している）。一括登録時の未登録者は66期では修習終了者の28%、約1ヶ月後で15.3%、67期は一括登録時未登録者27.9%、約1ヶ月後で16.1%であったが、70期では一括登録時未登録者22.8%、約1ヶ月後で10.0%、71期では一括登録時未登録者22.0%、約1ヶ月後で8.2%と、ここ数年は減少傾向にある。しかしながら、依然として、即独やノキ弁の新人弁護士もいると思われ、また、所属した事務所を早期に退所する新人弁護士も多いことから、日弁連や東弁では独立をする新人弁護士のための技術支援としてのeラーニング研修や、支援チューター制度、支援メーリングリスト、クラス別研修などを行っているが、最も効率の良いOJTである勤務弁護士としての経験を多くの新人弁護士たちが享受できるような、例えば現在一人事務所の会員が新たに新人の勤務弁護士を採れるようにするための方策を、日弁連（若手弁護士サポートセンター）は現実問題として検討すべきである。

イ 裁判官・検察官の増員と適正配置

司法制度改革審議会意見書は、法曹人口増加について、弁護士だけでなく、裁判官・検察官についても大幅に増加させることを提唱していた。

ところが、2001（平成13）年から2009（平成21）年の増加状況は、弁護士新規登録者数が11,705人であるのに対し、裁判官は886人、検察官は770人となっている。国の司法予算の制約や、物的施設の収容能力等の問題、あるいは弁護士任官が予想以上に少ないという事情があるにせよ、このような状況では司法制度の実際の利用は進まないという極めて歪んだ司法環境になりかねない。したがって、裁判官や検察官そして職員さらなる増員を図る必要がある。

ウ 国選弁護等報酬問題

被疑者国選事件の完全実施や、裁判員裁判への十分な対応体制の構築、そして少年事件全件付添人の完全

実施のために相当数の弁護士が必要となるが、現在は弁護士数も増加し、これら制度への対応は概ね充足しつつあるとされている。しかし、現在の国選弁護報酬はまだまだ少額に過ぎ、少年付添における報酬もいまだ労力に比して少額である。刑事司法の充実を目指す今次の改革を担う多くの弁護士が十全な刑事弁護の職責を果たすためにも、日弁連は、さらなる国選弁護報酬や少年付添報酬の抜本的引き上げの運動を、これまで以上に精力的に政府及び関係諸機関に対して行なっていくべきである。

エ 法律扶助（リーガル・エイド）の脆弱さ

以前の財団法人法律扶助協会による法律扶助のシステムに比べれば、司法改革の一環としての日本司法支援センター（法テラス）創設、民事法律扶助予算の増大は、大きな進歩であった。しかしながら、現在の法律扶助の予算金額はまだまだ欧米諸国に比べて大幅に少なく、未だ市民が身近な法律問題についても容易に弁護士を利用するような段階には至っていない。

オ 市民・事業者等の潜在的法的需要に応えるための体制の整備について

市民や事業者・中小企業等の中に、まだまだ隠れた潜在的法的需要があることは、日弁連が行った法的ニーズ調査報告書中の中小企業アンケートや市民アンケートでも窺い知ることが出来る。

しかしながら、法曹人口が増え始めたこの10年間でもさほど民事訴訟の事件数は増加しておらず、そのような潜在的法的需要に我々弁護士が応えられていない実情がある。それら潜在的法的需要に応えるためには、弁護士の数を増加させることはもちろん必要であるが、それだけではならず、前述した法律扶助の範囲及び予算の飛躍的拡大以外にも、弁護士の側で、それらを顕在化させ、仕事として受けられる体制作りが必要である。

カ 企業・官公庁等の弁護士需要について

21世紀の弁護士像として、弁護士がこれまでの職域にとどまらず、企業や官公庁等にスタッフとして入り、その専門的知識を生かして活躍していくことが展望されている。

現状においては、企業・官公庁における組織内弁護士は、2,000人を超えている状況にあるが、さらなる活躍が期待される。

3 課題への対応について

(1) 日弁連の対応

ア 法曹人口問題に関する緊急提言等

日弁連は、2008（平成20）年7月、「法曹人口問題に関する緊急提言」を公表して、「2010（平成20）年頃に合格者3,000人程度にするという数値目標にとらわれることなく、法曹の質に十分配慮した慎重かつ厳格な審議がなされるべきである」との表現で、当面の法曹人口増員についてのペースダウンを求める方針を明らかにした。

そして、同年3月、改めて「当面の法曹人口のあり方に関する提言」を公表し、「法曹人口5万人規模の態勢整備に向けて、引き続き最大限の努力を行う」としながら、「新たな法曹養成制度は未だ成熟の途上にある」「司法の制度的基盤整備の状況など、司法を取り巻く環境の変化は、この間の弁護士人口増加の状況に比して、当初の想定に沿った進展に至っていない」として、2009（平成21）年度以降数年間は、司法試験合格者数について、「現状の合格者数を目安としつつ、慎重かつ厳格な合否判定によって決定されることが相当である」と提言している。

イ 法曹人口政策会議による提言

日弁連は、2010（平成23）年6月に各地の弁護士会会長や各弁連推薦等の委員約140人で構成される法曹人口政策会議を組織し、司法試験合格者数についての具体的な提言を協議した。

2011（平成23）年3月27日、日弁連は「当面の緊急対策として、司法試験合格者を現状よりさらに相当数削減」することを求める「法曹人口政策に関する緊急提言」を採択した（その後の2011〔平成23〕年新司法試験合格者は2,063人）。

法曹人口政策会議では、2012（平成24）年2月に最終的な意見の取りまとめを行い、これに基づいて日弁連は同年3月15日、「法曹人口政策に関する提言」を公表した。この提言では、市民に信頼され、頼りがいのある司法を実現するために弁護士の質の確保が必要であるところ、新人弁護士の就職難、OJT不足が質の低下の懸念を招き、また法曹志望者の減少も引き起こしているため、「司法試験合格者数をまず1,500人にまで減員し、更なる減員については法曹養成制度の成熟度や現実の法的需要、問題点の改善状況を検証しつつ対

処していくべきである。」と具体的な数字を挙げた意見が示された。

ウ 2016（平成28）年の日弁連臨時総会決議

2016（平成28）年3月11日、日弁連は臨時総会を開催し、後述の、政府の法曹養成制度改革推進会議の2015（平成27）年6月30日発表をふまえて、「法曹養成制度改革の確実な実現のために力を合わせて取り組む決議」を採択した。

この決議は、まず、司法試験合格者数を早期に年間1,500人とすること、法科大学院の規模の適正化、予備試験の制度趣旨を踏まえた運用、司法修習生への給付型経済的支援、が内容となっているが、総会の議論の中で、複数の若手会員から、司法試験合格者数を減少させなくて良い、という意見が出たことが印象的であった。

エ 法曹人口検証本部（法曹養成制度改革実現本部内）

2020（令和2）年7月17日、日弁連法曹養成制度改革実現本部は、同本部内に法曹人口検証本部を設置することを承認し、法曹人口検証本部では、同年9月14日の第1回会議以後、概ね月1回の会議体を開催し、2012（平成24）年の「法曹人口政策に関する提言」と2016（平成28）年3月11日の日弁連臨時総会決議を基本とし、荒中会長の任期中に取りまとめをすることを目指している。

なお、法曹人口検証本部では、2020（令和2）年3月25日の12弁護士会（札幌・秋田・仙台・栃木・埼玉・千葉・山梨・長野・富山・兵庫・山口・大分）による「司法試験合格者数のさらなる減員を求める12弁護士会会長共同声明」の指摘について事実を踏まえて検討するとしている。

(2) 政府の対応

ア 法曹養成フォーラムによる「論点整理」

一方、政府は、2002（平成14）年3月になされた、2010（平成22）年までに司法試験合格者数年間3,000人を目指すとの閣議決定以来、2010（平成22）年が過ぎてもこの方針を原則論として堅持していたが、2011（平成23）年6月に設置された法曹養成フォーラムでは2012（平成24）年5月10日の「論点整理」において、法曹人口問題につき、「努力目標として、一定数の法曹人口の増加を視野に入れながら、様々な政策を考えていくことは必要であるが、一定の時期を限って合格者数の数値目標を設定することに無理がないか検討す

べき。」として、事実上の方針転換が始まった。

イ 法曹養成制度検討会議

政府は、法曹養成フォーラムの「論点整理」の内容を踏まえつつさらに検討を行う組織として、2011（平成24）年8月21日、各省庁、法曹、学者、有識者らによる法曹養成制度検討会議を設置して協議を続け、2013（平成25）年6月26日の最終取りまとめにおいては「数値目標を掲げることは現実性を欠く」とされ、ついに2013（平成25）年7月16日、政府は3,000人目標を正式に撤回した。

ウ 法曹養成制度改革推進会議

さらに政府は法曹養成制度検討会議の取りまとめを受けて、2013（平成25）年9月17日、同様に、各省庁、法曹、学者、有識者らによる法曹養成制度改革推進会議を組織し、協議を重ねたうえで、2015（平成27）年6月30日、「法曹養成制度改革の更なる推進について」を発表した。

そのなかで、今後の法曹人口の在り方として、「新たに養成し、輩出される法曹の規模は、司法試験合格者数でいえば、質・量ともに豊かな法曹を養成するために導入された現行の法曹養成制度の下でこれまで直近でも1,800人程度の有為な人材が輩出されてきた現状を踏まえ、当面、これより規模が縮小するとしても、1,500人程度は輩出されるよう、必要な取り組みを進め、更にはこれにとどまることなく、関係者各々が最善を尽くし、社会の法的需要に応えるために、今後より多くの質の高い法曹が輩出され、活躍する状況になることを目指すべきである。」として、初めて具体的な人数に言及した。

そして、2014（平成26）年の司法試験合格者は1,810人、2015（平成27）年は1,850人であったが、2016（平成28）年は1,583人と、一気に267人減少し、2017（平成29）年1,543人、2018（平成30）年1,525人、2019（令和元）年1,502人と、1,500人程度に定着したものと見受けられる。

エ 法曹養成制度改革連絡協議会

なお、法曹養成制度改革推進会議が2015（平成27）年7月15日をもって設置期限満了となった後は、法務省、文部科学省、最高裁、日弁連、法科大学院協会による法曹養成制度改革連絡協議会が設置されて、2020（令和2）年10月までに14回の協議会が開催されているが、法曹人口に関しては、2015（平成27）年6月30日

の「法曹養成制度改革のさらなる推進について」の内容を変更するような提言はなされていない。

(3) 弁連や各弁護士会の動向について

一方、前述したような現在の「ひずみ」の諸問題への懸念を背景に、2010（平成22）年以降、司法試験合格者の人数を具体的に主張する決議を行い、公表する弁護士会、弁連が出てきている。その決議の多くは合格者を1,000人にすべき、との内容である。そして、2016（平成28）年の合格者1,583人が判明した後、日弁連は、同年3月11日の臨時総会決議をふまえ、「この流れに沿って早期に1,500人にすることが期待される」との会長談話を発表した。合格者を1,000人にすべきとの意見を出している複数の弁護士会からは、あらためて合格者を1,000人にすべきとの会長声明・意見書が出ている。

また、日弁連内に再び法曹人口政策会議のような法曹人口に関する検討機関を設置すべきとする意見も出てきている。

しかし「ひずみ」に関する諸問題の解決策として、合格者1,000人というような「大幅な合格者数削減」という結論を、性急にしかも短期間に実現すべしと弁護士会が主張することは、司法改革の後退を対外的にイメージ付けることになるとともに、現実に司法改革の進展を遅らせることとなり、法科大学院や受験生たちに与える影響も大きく、市民の理解と共感は得られにくいと思われる。

なお、最近では新規登録弁護士の就職状況が改善されつつあるものの、司法試験受験者の減少を踏まえて法曹の質を確保するために合格者を更に減員すべきではないか、との意見も出てきている。

(4) 法友会の対応について

法友会は、司法試験合格者数を現状維持又は漸減する方向性を打ち出してはいたものの、2011（平成23）年まで合格者の具体的な数を明示した意見を述べていなかった。これは、合格者数を何人にすべきかについて実証的な合理的根拠が見当たらないことが主な理由であった。

しかしながら、当面、弁護士の増員ペースを緩和させなければ新人弁護士の就職難、OJT不足から生じる弁護士の質の低下の懸念、さらには法曹志望者の減少などの「ひずみ」が増幅することは明白と思われる現状に鑑み、法曹人口政策に関する日弁連からの意見照

会（2011〔平成23〕年12月）に対する東弁の意見のとりまとめを行う際、法友会でも議論の末、司法試験合格者1,500人を目指すとの意見を採択した。

そして、前述のとおり、司法試験合格者は2016（平成28）年1,583人、2017（平成29）年1,543人、2018（平成30）年1,525人、2019（令和元）年1,502人と、1,500人で定着する傾向がはっきりしてきた。

法友会としては、引き続き1,500人程度の定着を維持しつつ、従来からの主張である司法改革の理念に基づく司法基盤、特に民事司法基盤の一層の整備・拡大を推進していくべきであり、法曹養成制度改革推進会議の2015（平成27）年6月30日の意見のなかで司法試験合格者数に言及した部分だけを注目するのではなく、「更にはこれにとどまることなく、関係者各々が最善を尽くし、社会の法的需要に応えるために今後もより多くの質の高い法曹が輩出され、活躍する状況となることを目指すべきである。すなわち、引き続き法科大

学院を中核とする法曹養成制度改革を推進するとともに、法曹ないし法曹有資格者の活動領域の拡大や司法アクセスの容易化等に必要な取組を進め、より多くの有為な人材が法曹を志望し、多くの質の高い法曹が、前記司法制度改革の理念に沿って社会の様々な分野で活躍する状況になることを目指すべきである」としている点に注目しつつ、社会の法的需要、法曹養成制度の見直しによる法曹志望者増加の状況や、法科大学院教育の向上による卒業者の「質」、司法修習終了後の即独や、所属した事務所からの早期退所による新人弁護士のOJT不足による質の低下の懸念などをバランスよく考慮し、市民が必要とする弁護士の質と量を検証・検討し、これに到達するために必要十分な毎年の合格者数について必要に応じて提言して、真に市民が利用しやすい、頼りがいのある司法の実現に向けて今後も努力を続けていくべきである。

第4 法科大学院制度と司法試験制度の現状と課題

1 法科大学院を中核とする法曹養成制度の理念と概要

2004（平成16）年4月の法科大学院制度創設から16年を経た法科大学院を中核とする法曹養成制度については、一定の成果を生み出す一方で、様々な課題が指摘されてきた。このようななか、2019（令和元）年6月には、法曹コース・3+2ルート・在学中受験制度の創設などを内容とする「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し、2020（令和2）年4月からは改正法に基づき法学系学部における法曹コース（連携法曹基礎課程）がスタートするなど、制度創設以来の大きな改革が進行している。

以下では、法科大学院を中核とする法曹養成制度の理念と到達点を確認した上で、現在直面する課題と対応策を明らかにする。

(1) 法科大学院制度創設の理念

司法制度改革審議会意見書（以下「司改審意見書」という。）は、法曹を、「国民の社会生活上の医師」の役割を果たすべき存在と規定し、そのような質を備えた法曹を、国民が求める数、確保すべきとした。

そして、従来の司法試験という「点」のみによる選抜から、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度を新たに整備すべきとし、この新たな法曹養成制度の中核を成すものとして、法曹養成に特化した教育を行うプロフェッショナル・スクールとして法科大学院を創設すべきと提言した。法科大学院制度創設の理念は、ここに集約される。

(2) 法科大学院制度の特徴

法科大学院制度は、従来の法学教育制度に比して、次のような特徴を持った制度として創設された。

第1に、理論と実務の架橋を理念とした教育を行う点である。

第2に、少人数による双方向・多方向的な密度の濃い授業を行う点である。

第3に、弁護士を中心とする実務家教員を一定数配置するとともに、主としてこれら実務家教員によって担われる法律実務基礎科目群をカリキュラムに配置している点である。

第4に、他学部出身者、社会人経験者など多様なバックグラウンドをもった学生を受け入れるとともに、

訴訟を中核とする紛争解決業務にとどまらない、多様な法的ニーズに応え得る法曹（「国民の社会生活上の医師」）の養成を目的に掲げた点である。

(3) 法科大学院のカリキュラム

法科大学院のカリキュラムは、93単位が修了までに必要な最低単位数とされている。科目は、基本六法と行政法の分野である「法律基本科目群」、法曹倫理、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎、法情報調査、法文書作成、ロイヤリング、模擬裁判、クリニック、エクスターンシップなどの「法律実務基礎科目群」、外国法、法社会学、法と経済学、政治学などの「基礎法学・隣接科目群」、知的財産法、労働法、少年法、IT法などの「展開・先端科目群」の4分野に分類されており、各科目群の履修単位数等については、認証評価基準によって定められている。

(4) 司法試験の位置づけと概要

法科大学院制度創設後の司法試験の在り方について、司改審意見書は、「法科大学院教育をふまえたものに切り替える」としており、これを踏まえて司法試験の基本的在り方が検討された。

新司法試験実施に係る研究調査会報告書（2003〔平成15〕年12月11日）では、司法試験は法科大学院の教育課程履修を前提に実施するものであり、司法試験の科目と内容だけでは法曹に求められる能力を判定できないことに留意すべきとした。

司法試験は短答式、論文式が実施され、口述試験は実施されない。短答式は、2014（平成26）年まで、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の7科目が実施されていたが、2015（平成27）年から、憲法、民法、刑法の3科目に削減された。論文式は上記7科目に選択科目が加わり、倒産法、租税法、経済法、知的財産法、労働法、環境法、国際関係法（公法系）、国際関係法（私法系）の8科目から1科目を選択する。

(5) 予備試験の位置づけと概要

司改審意見書は、「経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも、法曹資格取得のための適切な途を確保すべきである」として予備試験制度の創設を提言した。予備試験は、法科大学院修了と同等の能力を判定する試験（司法試験法5条1項）と位置づけられているが、法科大学院というプロセスによって養成された能

力と同等の能力を点（試験）によって判定するという原理的な矛盾を抱えている。予備試験の制度趣旨は司改審意見書のとおり明確であるが、受験資格は制限されず、法制上は誰でもが受験できる試験となっている。

予備試験は短答式、論文式、口述の各試験が実施される。短答式の科目は憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法、一般教養の8科目、論文式は短答式科目に法律実務基礎科目が加わった9科目、口述試験は法律実務基礎科目1科目が実施される。

(6) 司法修習の位置づけ

法科大学院制度の創設に伴い、司法試験の位置づけが大きく変化したのに比べ、司法修習の変化は大きなものではなかった。もちろん、修習期間が1年4ヶ月から1年に短縮されたこと、前期集合修習が廃止され、新60期を除き、実務修習から修習が始まるようになったこと（ただし、68期から再び「導入修習」が実施されている。）、選択型実務修習が導入されたことなど、修習の内容には大きな変化が生じた。しかしこれらは、基本的には修習生の増加に伴う、いわばやむをえざる変更であり、法科大学院制度の下での司法修習の位置づけに関する自覚的な議論は乏しかったといえる。最高裁司法修習委員会は、新しい司法修習の在り方に関する検討結果として「議論のとりまとめ」（2004〔平成16〕年7月2日）を公表しており、ここでは法廷活動に限られない幅広い法的ニーズに対応する修習として、「法曹としての基本的なスキルとマインド」を養成する修習を行うとしたが、選択修習の一部カリキュラムなどを除き、現在の修習に同理念の積極的な具体化をみることは困難といえる。

2 法科大学院を中核とする法曹養成制度の成果と課題

以上のような内容をもって始まった法科大学院を中核とする法曹養成制度は、一定の成果を挙げる一方で、様々な課題に直面している。

(1) 成果

法科大学院を修了して法曹資格を取得した者の人数はすでに20,000人を超え、法曹全体の4割に及んでいる。法科大学院修了法曹については、従来の法曹に比べて、多様なバックグラウンドを有している、コミュニケーション能力、プレゼンテーション能力、判例・文献の調査能力に優れているといった面において積極

的な評価が得られている。実際、これらの特徴を活かして、従来の法曹に比べ、社会のより幅広い分野において多様な活躍を展開しているとの評価も見られる。

(2) 課題

このような成果の一方で、法科大学院を中核とする法曹養成制度に対しては、様々な問題点が指摘されている。

ア データにみる状況の推移

ア 司法試験

司法試験の合格者数と合格率（対受験者）は、既修者のみが受験した初年度である2006（平成18）年は1,009人、48.25%、未修者を含めた最初の年である2007（平成19）年は1,851人、40.18%であったが、2019（令和元）年は1,502人（内予備試験ルート315人）、33.63%となっている。

2019（令和元）年試験では、法科大学院修了者（1,187人）の合格率が29.1%に対し、予備試験合格者（315人）の合格率は81.8%であり、後者は過去最高となった。

ただし、これら予備試験ルートからの司法試験合格者のうち、半数近く（44.43%。2019〔令和元〕年では140人。）は出願時点で法科大学院在学学生又は修了生であり、少なくとも1年半程度の法科大学院教育を経た者であることについては留意が必要である。

また、法科大学院修了合格者である1,187人のうち、既修者は901人（75.9%）、未修者は286人（24.1%）。既修者合格率が40.0%に対し、未修者合格率は15.6%となっており、両者には倍以上の差がある。

他方、募集停止校・廃止校を除いた法科大学院修了者の累積合格率（ある年度に法科大学院を修了して司法試験を受験した者のうち最終的に合格した者の割合）でみると、既修については修了3年目で約7割（67.2%）、未修は修了5年目で約5割（47.3%）に達しており、この間の統廃合・定員削減を含めた法科大学院改革が合格率の点において一定の成果をあげつつあるといえる。

イ 予備試験

2011（平成23）年から開始された予備試験は、2011（平成23）年は受験者数6,477人、合格者数116人であったのが、2019（令和元）年には受験者数11,780人、合格者数476人となっている。

合格者のうち24歳以下の割合は2011（平成23）年に34.5%だったのが、2019（令和元）年には68.3%に、

合格者のうち学部生と法科大学院在学学生と法科大学院修了生（出願時データ。受験は次年度のため受験時には一学年が加わる。）だった者の割合は2011（平成23）年に55.2%だったのが2019（令和元）年には83.8%に、それぞれ大幅に上昇している。経済的事情等により法科大学院を経由しない人のための制度だった予備試験が、学部生と法科大学院生によって席卷され、制度趣旨とは明らかに異なった方向で運用されている。

とりわけ、この数年の状況をみると、予備試験合格者の若年化（低学年化）が進んでいることが懸念される。すなわち、大学4年生以下（すなわち出願時大学3年生以下）の予備試験合格者数をみると、2014（平成26）年までは40～50人代で推移していたのが、2015（平成27）年74人、2016（平成28）年93人、2017（平成29）年120人と急速に増加している。2018（平成30）年は97人といったん減少したものの、2019（令和元）年は152人と再び大幅に増加しており、今後の推移を注視する必要がある。

なお、2020（令和2）年の司法試験、予備試験については、新型コロナウイルス感染拡大の影響で実施日程が延期されたために、本稿執筆時点において最終結果が出ていない（合格発表2021〔令和3〕年1月20日）。

ウ 法科大学院

法科大学院の入学定員は、2005（平成17）年度から2007（平成19）年度に5,825人でピークを迎えた定員数が、その後の文科省の定員削減策の影響もあり、2020（令和2）年度には2,233人に減少した。

実入学者数については、2006（平成18）年度に5,784人でピークを迎えた入学者数がその後一貫して減少を続け、2018（平成30）年度には1,621人にまでに減少した。ところが、2019（令和元）年度には1,862人に増加し、2020（令和2）年度は1,711人と再び減少したものの、2017（平成29）年度の人数（1,704人）を上回っている。2019（令和元）年度の大幅増加は2018（平成30）年度に適性試験が廃止された影響によるものと思われるが、2018（平成30）年度を底として、入学選抜の厳格性が高まっているにもかかわらず入学者数は増加してきており、底打ち感が明確になってきている。

また、この間、姫路獨協大学、神戸学院大学、大宮法科大学院大学、東北学院大学、駿河台大学、大阪学院大学、新潟大学、信州大学、香川大学、鹿児島大学、

白鷗大学、東海大学、明治学院大学、愛知学院大学、広島修道大学、獨協大学、龍谷大学、國學院大學、東洋大学、山梨学院大学、久留米大学、中京大学、静岡大学、島根大学、熊本大学、神奈川大学、関東学院大学、大東文化大学、名城大学が法科大学院を廃止、京都産業大学、成蹊大学、北海学園大学、立教大学、桐蔭横浜大学、青山学院大学、横浜国立大学、近畿大学、西南学院大学、甲南大学が学生募集を停止した。廃止した法科大学院と学生募集を停止した法科大学院をあわせると39校に及んでいる。

入学者のうちの社会人経験者の割合は、初年度である2004(平成16)年度には48.4%であったのが、2018(平成30)年度には17.0%にまで減少したものの、2020(令和2)年度には19.5%に増加した。同様に、他学部卒業者の割合は、2004(平成16)年度には34.5%であったのが、2018(平成30)年度には13.9%にまで減少したものの、2020(令和2)年度には15.8%に増加した。

志願者数、定員・実入学者数、学校数、多様性など、いわばあらゆる面において縮小を続けてきた法科大学院であるが、近年、その縮小幅は減少傾向を続け、2019(令和元)年度の増加については適性試験廃止直後という特殊要因があったものの、増加に転じつつある。その背景には、この間進められてきた改革に向けた取組や志望者増加の取組に加え、近時顕著になっている弁護士の就職状況の改善や、司法修習の経済的支援策に向けた取組の成果などが影響しているのではないかと推測される。未だ予断を許さない状況ではあるが、法科大学院の今後には光が見え始めているように思われる。

イ 養成される法曹の質をめぐる課題

新たな法曹養成制度によって養成された人材に対しては、法律基本科目の知識、理解が不十分な者、論理的表現能力が不十分な者が一部に存在するという指摘等に加え、法曹志望者の減少傾向が続くなか、今後法曹の質が低下していくのではないかと懸念する議論がなされてきた。

その原因については、法科大学院教育の質の格差のほか、法曹志望者の減少に伴う志望者の質の問題、司法試験合格者の増加に伴う養成対象人数の増加、修習期間の短縮と前期修習の廃止(67期まで)という各要因が関係しているとされ、その改善に向けて様々な努力が行われてきている。

法科大学院修了法曹が法曹全体の4割を占めるなか、近時はこのような質をめぐる議論がされることが比較的少なくなってきたが、法曹の質の検証と質の向上に向けた法曹養成制度の改善は引き続き重要な課題である。

ウ 制度的な課題

司法試験の合格率の低迷、法律事務所の就職難と法曹の活動領域が未だ十分な拡大をみせていないこと、そのような状況の下で法曹資格取得までの時間的・経済的負担感が増大していること(また、司法修習の貸与制への転換によって負担感の増大に拍車をかけたこと)などを原因として、この間、法曹志望者の減少が続き、この点が現在の法曹養成制度の最大の課題とされてきた。

しかし、先にも述べたとおり、近時の司法試験累積合格率の状況、就職状況の顕著な改善、活動領域拡大に向けた取組の前進、修習給付金制度の創設に結実した修習生の経済的支援に向けた取組、法曹志望者増加に向けた法曹界の取組の前進などによって、法曹志望者の減少傾向は改善を始めており、今後の推移が注目される。

なお、法科大学院を修了しながら最終的に法曹資格を取得できなかった法務博士の各方面での活動状況の把握と、それを前提とした対応も重要であり、留意が必要である。

3 法曹養成制度改革の取組み

法科大学院を中核とする法曹養成制度について改革を図るべき問題点が存するという認識は、創設初年度である2004(平成16)年の後半から、新司法試験の合格者数と合格率の問題をめぐる一部で指摘され始めていた。しかし、政府レベルにおいて改革に関する本格的な検討が始まるのは、2008(平成20)年度に入ってからである。

(1) 日弁連における取組みの経緯

日弁連は、2009(平成21)年1月「新しい法曹養成制度の改善方策に関する提言」において初めて法曹養成制度全体に関する改革提言を行ったが、その後、2011(平成23)年3月「法曹養成制度の改善に関する緊急提言」、同年8月「法科大学院教育と司法修習との連携強化のための提言」、2012(平成24)年7月「法科大学院制度の改善に関する具体的提言」と、情勢に応

じた制度全体にわたる提言を積み重ね、同提言に基づく取組みを続けきた。

また、2016（平成28）年3月の臨時総会では、「法曹養成制度改革の確実な実現のために力を合わせて取り組む決議」が採択され、「法科大学院の規模を適正化し、教育の質を向上させ、法科大学院生の多様性の確保と経済的・時間的負担の軽減を図るとともに、予備試験について、経済的な事情等により法科大学院を經由しない者にも法曹資格取得の途を確保するとの制度趣旨を踏まえた運用とする」よう力を合わせて取り組むことなどが決議された。

現在の日弁連の主な取組は、2012（平成24）年7月提言及び2016（平成28）年3月臨時総会決議が基本となっている。

(2) 政府における取組みの経緯

政府における本格的な提言は、2009（平成21）年4月、中教審法科大学院特別委員会が「法科大学院の質の向上のための改善方策について」を取りまとめたのがその最初である。

その後、法務、文科両副大臣主宰の下に設置された「法曹養成制度に関する検討ワーキングチーム」が2010（平成22）年7月に取りまとめた「法曹養成制度に関する検討ワーキングチームにおける検討結果（取りまとめ）」は、法科大学院を中核とする法曹養成制度について、全体を見通した改善方策の選択肢を取りまとめた最初の提言であった。同提言を受け、内閣官房長官、総務大臣、法務大臣、財務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣の6大臣申し合わせに基づき設置された「法曹の養成に関するフォーラム」が、2012（平成24）年5月に「法曹の養成に関するフォーラム 論点整理（取りまとめ）」において改善方策に関するより具体的な論点整理を行い、同フォーラムに4名の委員を追加して閣議決定に基づき設置された「法曹養成制度検討会議」（検討会議）が、2013（平成25）年6月、「法曹養成制度検討会議取りまとめ」において、法曹養成制度全般に関する改革案を取りまとめた。ただし、同取りまとめが提案した改革案は、なお具体的な検討が必要な課題、今後の検討に委ねられた課題も少なくなかった。

そこで、法曹養成制度検討会議の取りまとめを受けて、2013（平成25）年9月、内閣官房長官を議長、法務、文科両大臣を副議長、財務、総務、経産各大臣を議員

とする法曹養成制度改革推進会議が発足し、同会議の下に、事務局として法務省、最高裁、文部科学省、日弁連からの出向者によって構成された法曹養成制度改革推進室（推進室）、及び、公開の有識者会議である法曹養成制度改革顧問会議が設置された。また、それらとともに法務省の下には、法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会が設置され、その下に、国・地方自治体・福祉等、企業、海外展開の分野を対象とした3分科会が設置された。

そして、2年近くに及ぶ検討を経て、2015（平成27）年6月30日、法曹養成制度改革推進会議は「法曹養成制度改革の更なる推進について」を決定し（以下「推進会議決定」という。）、法曹養成制度全般に関する改革提言を取りまとめるに至った。

その後、推進会議決定を踏まえた改革のフォローを含めた連絡協議の場として、法務省、文部科学省、最高裁、日弁連の四者を基本メンバーとする法曹養成制度改革連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）が後継組織として発足し、これまでに14回の協議会が開催されている（2020〔令和2〕年11月末日現在。）。しかし、同協議会は資料開示と報告の場にとどまっており、改革のフォローという機能は果たしていない。

(3) 政府における改革：推進会議決定の到達点

法科大学院及び司法試験・予備試験について、推進会議決定において提言された主な施策は、次のとおりである。

ア 法科大学院

ア 2015（平成27）年度から2018（平成30）年度までを法科大学院集中改革期間と位置付ける。

イ 2015（平成27）年度から実施している公的支援の見直し強化策及び裁判官・検察官の教員派遣見直し方策を継続的に実施する。

ウ 認証評価の厳格化に向けた運用を促進する。

エ 課題の深刻な法科大学院の改善が図られない場合、学校教育法第15条に基づき行政処分を実施するものとする。

オ 上記エの処分を適切に実施できない場合、専門職大学院設置基準の見直しないし解釈の明確化を2018（平成30）年度までに検討する。

カ 法科大学院を修了した実務家教員等の積極的活用、未修者に対する教育課程の抜本的見直し、社会の様々な分野で活躍できる法曹の養成に有意義な先導的取組

の支援を強化する。

キ 共通到達度確認試験の実施に向けた試行を行い、試行の対象を未修者から既修者に拡大する。司法試験の短答式免除との連関についても視野に入れて検討し、さらには適性試験や既修者認定試験との関係の在り方についても検討する。

ク 奨学金制度や授業料減免制度など、給付型支援を含めた経済的支援の充実を推進する。

ケ 早期卒業・飛び入学制度を活用し、学部3年終了後、既修者コースに進学できる仕組みの確立及び充実を推進する。

コ 地理的・時間的制約のある地方在住者や社会人等に対するICT（情報通信技術）を活用した法科大学院教育の本格的普及に向け、実証的な調査研究を行う。

イ 司法試験・予備試験

ア 予備試験について、結果の推移等や法科大学院修了との同等性等を引き続き検証し、その結果も踏まえつつ試験科目の見直しや運用改善を含め必要な方策を検討する。

イ 予備試験の合否判定について、法科大学院を中核とする法曹養成制度の理念を損ねない配慮を期待する。

ウ 法科大学院改革の進捗状況に合わせて、予備試験の趣旨に沿った者の受験を制約することなく、かつ、予備試験が法曹養成制度の理念を阻害しないよう必要な制度的措置を講ずることを検討する。

エ 司法試験の論文式試験における選択科目の廃止の是非を引き続き検討する。

4 改革の現状とこれからの課題

(1) 法科大学院を中核とする法曹養成制度の維持発展を

法曹志望者に対して法曹養成を目的とした教育を基礎から施し、同教育を経た者を法曹とすることを原則とした現行制度は、法曹養成に特化した教育を行う制度であるという点において原理的な正当性を有するのみならず、法曹と比較されることの多い専門職である医師養成との対比においても、また、法曹養成制度の国際比較の点においても、維持されるべき制度である。

これに対し、一部には、法科大学院制度を廃止すべき、あるいは、法科大学院修了を原則的な司法試験受験資格とする現行制度を改め、誰もが司法試験を受験できるようにすべきであるとの議論も存在する。しか

し、このような議論は、法曹養成制度の出発点を司法試験合格時点として、法学部教育によっては到達しない司法試験合格までの過程を、受験予備校による教育と自学自習という個人の努力に委ねていた旧司法試験制度の状況に回帰することを意味するものであり、支持し得ない。現行制度を維持しつつ、その問題点を解決するというのが改革のアプローチであるべきである。

(2) 法曹志望者増加に向けて

ア 弁護士の魅力を伝え志願者増加に結びつける取組

若者に対して法曹の姿を示し、その社会的役割や活動の魅力を伝えることを通じて、法曹志望者を増やす活動の強化が必要である。将来の進路を真摯に考える時期である高校2、3年生から大学1、2年生を主たるターゲットとして、授業や課外の講演、交流企画など、様々な機会を活用して弁護士の魅力を伝えること、社会人に対して、社会人経験を経て法曹を志し、弁護士となった者の情報を提供することなどの活動が重要である。また、近年は、弁護士の修習期別女性割合が減少して20%前後で推移している。女性の法曹・弁護士志望者を増加させるための方策も併せて検討する必要がある。

この点に関し、日弁連では担当委員会を中心に、法曹志望者増加に向けたパンフレットの発行、動画の制作、ウェブページの制作、全国で実施される「ロースクールへ行こう！★列島縦断★ロースクール説明会&懇談会」（いわゆる「法科大学院キャラバン」。法科大学院協会主催）の共催団体としてその企画運営に関わるなどの取組を行っている。また、日弁連では、法曹志望者確保に向けた取組の実践について各弁護士会に費用補助を行う制度を設けており、同制度を活用した各単位会での取組が活性化している。

また、女性法曹の増加に関し、日弁連は、内閣府等との共催で「来たれ、リーガル女子！」と題した中高生向けの企画を実施するなどの取組を行っている。

イ 適性試験について

法科大学院に入学するためには、適性試験の受験が事実上義務づけられてきたが、中教審法科大学院特別委員会は2017（平成29）年6月実施の適性試験を最後に、適性試験の利用を各法科大学院の任意とすることを決定した。これを受けて適性試験管理委員会は2018（平成30）年以降、適性試験を実施しておらず、適性試験

は事実上その役割を終えたと言える。

適性試験の「廃止」が法科大学院志望者にどのような影響を与えたかについては、検証が必要であろう。

(3) 推進会議決定をふまえた取組の状況

本稿冒頭に述べたとおり、2019(令和元)年6月の「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律」の成立によって、法科大学院を中核とする法曹養成制度の改革は新たなステージに入っており、2015(平成27)年の推進会議決定における提案は、その位置付けや重要度に変化が生じたものも少なくない。以下では、推進会議決定の提案に沿って、その後の主な取組状況を簡潔に整理する。

ア 法科大学院

(ア) 統廃合・定員削減と質を確保した入学者の絞り込み

法科大学院修了者の司法試験合格率を向上させるには、法科大学院の規模を全体的にコンパクトなものにして、優秀な質を備えた教員と学生を集中させることが不可欠であるとの考え方から、法科大学院の統廃合・定員削減と質を確保した入学者の絞り込みが政策的に進められてきた。

これによって、ピーク時5,825人(2005〔平成17〕年～2007〔平成19〕年)だった法科大学院の入学者定員は、2020(令和2)年には2,233人にまで減少した。また、74校あった法科大学院は、廃止・募集停止校を除くと半数以下の35校まで減少している。統廃合・定員削減に向けた取組は、ほぼその政策目的を達したと言ってよいだろう。

(イ) 共通到達度確認試験

推進会議決定は、法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定等を行う仕組として「共通到達度確認試験」の実施を提言した。同試験は5回の試行試験を経て、第1回試験が2020(令和2)年1月12日(日)、603人の受験者を対象に実施された。推進会議決定では既修者を対象とすることも想定されていたが、未修1年次を対象として実施されることとなった。日弁連法務研究財団及び法科大学院協会を母体とした試験管理委員会が同試験の運営を行っている。

(ウ) 加算プログラム

推進会議決定は、合格率向上に向けた取組のほか、社会のニーズに応じて様々な分野で活躍できる法曹の養成に向けた先導的な取組を支援すると提言し、各法

科大学院の優れた取り組みを評価して補助金を増額するという「加算プログラム」の取組を支持することを明らかにしている。

2014(平成26)年度から始まったこの取組は、司法試験合格率向上だけでなく法科大学院の取組の促進に一定の役割を果たしてきたと評価されてきたが、近時は政府が企図する法科大学院改革を促進するためのツールとして用いられる色彩が強くなっている。とりわけ、2019(平成31)年度から、検証可能な目標をたてて5年間の中期的な改革・取組の進捗状況を評価するという評価方針に変更されたこともあり、当初の趣旨からは大きく変節している。同取組の抜本的検討が必要である。

(イ) 奨学金・授業料免除制度の充実

国立を含めて多くの法科大学院では、それぞれ独自の奨学金制度や授業料減免制度を有しており(法科大学院独自の給付型支援制度を設けている法科大学院は全体の86%)、その内容は制度創設当時に比して相当に充実が図られている。これらの情報を共有し積極的に発信していくことが求められる。

(ロ) ICT(情報通信技術)の活用

推進会議決定は、地理的・時間的制約がある地方在住者や社会人等に対するICTを活用した法科大学院教育の実施について2018(平成30)年度を目途とした本格的普及に向けて実証的な調査研究を行うことを提言した。

推進会議決定をふまえ文科省に設置された「法科大学院教育におけるICT(情報通信技術)の活用に関する調査研究協力者会議」は、2017(平成29)年2月、「法科大学院におけるICT(情報通信技術)を活用した教育の在り方に関する検討結果」をとりまとめた。ここでは、「法科大学院が立地しない地域に居住する法曹志望者や時間的制約の多い有職社会人などが法科大学院教育を受けることを可能にすることで、法曹資格を取得するための途を確保する」ことを法科大学院におけるICTを活用した教育の目的の一つとして掲げている。

その後、ICTの活用をめぐる検討は目立った進展をみせていなかったが、2020(令和2)年度、新型コロナウイルス感染拡大の影響の下、ICT活用をめぐる状況は激変している。すなわち、ほとんどの法科大学院がICTを活用した授業の実施を余儀なくされたことに

よって、ICT活用のハードルは著しく下がり、その利点についても認識が共有されつつある。

地方・夜間法科大学院の充実と社会人経験者が法科大学院で学んで法曹になることの重要性を主張してきた日弁連・弁護士会としては、上記「検討結果」とICT活用をめぐる状況の変化をふまえ、上記教育目的の具体化に向けた検討及び運動に積極的に取り組んでいく必要がある。

イ 予備試験

推進会議決定は、予備試験について、その受験者及び合格者の大半が法科大学院在学中の者や大学在学中の者であり法科大学院教育に重大な影響を及ぼしていることが指摘されているなどとして、予備試験創設の趣旨と現在の利用状況が乖離していることを認めている。そして、同認識に基づき、予備試験の結果の推移や法科大学院修了との同等性などを引き続き検証するとともに、予備試験の科目見直しや運用改善を含めた方策を検討すること、予備試験の合格者数を現状よりも大きく増加させないこと（予備試験の可否判定に当たり法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の理念を損ねないよう配慮するという推進会議決定の記載はこの意味である。）、予備試験が法曹養成制度の理念を阻害することがないよう必要な制度的措置（具体的には何らかの受験資格制限が想定されていると思われる。）をとることを検討することなどが提言されている。

2019（令和元）年の司法試験結果をみると、予備試験ルートでの合格者は315人（前年比21人減）、合格率は81.82%（前年比4.2%増）、また、同年の予備試験結果をみると、合格者は476人（前年比43人増）となっている。予備試験ルートからの司法試験合格者は、制度開始以来、初めて減少をみるに至ったが、直近の予備試験合格者は過去最高となっており、今後の推移を注視する必要がある。

この間の日弁連による調査では、予備試験を受験する法学部生の大半はまず予備試験合格を目指して勉強し、予備試験に合格しなければ法科大学院に進んで法曹を目指すという受験行動をとっており、法科大学院を回避して予備試験専願で法曹を目指す受験生は未だ少数ではある。しかし、東京大学法学部生の一部にとどまっていた「予備試験専願」者は、徐々に他大学にも拡がりを見せはじめており、大学4年生までの予備

試験合格者の増加傾向（前述）はその現れといえる。

経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得のための途を確保するという予備試験の制度趣旨と現状との乖離をこれ以上拡大させないための取組が必要であることは間違いない。今般の2019（令和元）年改正法の成立を契機とした、予備試験改革に関する議論の具体化が求められる。

ウ 司法試験

㊦ 検証担当考査委員制度について

司法試験に関し推進会議決定は、司法試験委員会において継続的な検証を可能とする体制を整備するとしたことに期待するとしたが、同体制とは、司法試験考査委員の中に検証担当考査委員を設けて出題、成績評価、出題趣旨、採点実感等について科目横断的な検証を行うという体制（2015〔平成27〕年6月10日司法試験委員会決定）を指している。

同体制は、2016（平成28）年度から運用が開始されたが、同年度の検討結果として、論文式試験の必須科目に関し、「出題における事例の分量及び設問の個数が増大しつつある」として、「受験生に過度に事務処理能力を求める」ことのないようにすべき等の内容を司法試験委員会に報告したことを皮切りに、司法試験の運用改善に向けた積極的な役割を果たしつつある。

㊧ 漏洩事件と候補者選定等部会の設置

2015（平成27）年9月、憲法考査委員による司法試験問題漏洩事件を受けて原因究明と再発防止を目的として司法試験委員会の下にワーキングチームが設置された。同チームは、2016（平成28）年試験についての暫定的措置として、問題作成を担当する考査委員から法科大学院の現職教員を排除することを決定する一方で、司法試験委員会の下に考査委員を推薦するための法曹三者や法科大学院関係者で構成される新たな組織を設けること、考査委員の再任回数を2回程度に制限すること、考査委員である教員が個別指導を閉鎖的スペースで行わないことや授業内容を録音すること等の再発防止策を提言した。

同提言に基づき、司法試験委員会の下に、司法試験考査委員候補者選定等部会が設置され、問題作成を担当する考査委員に関する厳格な選任体制が整備されることになった。他方で、司法試験の問題作成を適切に遂行するには法科大学院の現職教員の関与が必要との

認識の下、再発防止策の厳格な運用を前提に、2019(平成31)年試験以降は、法科大学院の現職教員であっても問題作成考査委員として選任することを妨げないこととされている。

(4) 2019年改正法による改革—法曹コース・3+2& 在学中受験について

2019(令和元)年6月、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律」が成立した。いわゆる「東ね法案」として国会提出された同法は、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」「学校教育法」「司法試験法」「裁判所法」の各法律の改正を内容としている。

同法によって目指されている改革は、これまでの政府における改革の到達点であった推進会議決定とは基本的に断絶したものであり、その意味で、法科大学院を中核とする法曹養成制度の改革は新たな段階に入ったといえる。

ア 改正法による改革の概要

改正法による改革は、①法学部に法科大学院と連携した「法曹コース」を設けること、②「法曹コース」を前提に、学部を3年で卒業して法科大学院既修コースに入学する「3+2ルート」を創設すること、③法科大学院在学中に司法試験を受験できるようにすることを内容とする。その具体的内容は以下のとおりである。

イ 法曹コースの設置と早期卒業等の拡大

法曹コース(法律上の用語は「連携法曹基礎課程」とは、法科大学院既修者コースへの進学を希望する学生を主たる対象として、法科大学院の未修1年次相当の教育を行うことを目的として法学系学部を設置されるコースである。同コース設置のためには、法学系学部が自校または他校の法科大学院との連携協定(「法曹養成連携協定」)を締結し、同協定を文科大臣が認定することが必要とされる。2019(令和元年)度において、28の法科大学院が34大学の法学系学部との間で56の法曹養成連携協定を締結して認定され、34大学の多くにおいて、2020(令和2)年4月から法曹コースがスタートしている。

法曹コース修了予定者は、法科大学院既修コースの入学者選抜について、特別選抜枠での選抜を受ける資格が与えられる。特別選抜枠には「5年一貫型」と「開放型」の二種類があり、開放型の場合は法律に関する論文式試験が課されるが、5年一貫型では法律試験は

課されない。学生にとっては、5年一貫型の方が、連携先法科大学院への進学が強く保証されることになる。5年一貫型は連携先の法曹コース在籍者しか受験できないが、開放型は、法曹コース在籍者であれば、所属大学を問わず受験することができる。

法曹コースは、早期卒業を希望する学生に対する十分な体制をとっていることが文部科学大臣の認定要件とされる。これによって、法曹コースが「法学部の学生が学部3年間と法科大学院2年間で法曹になる仕組み」(いわゆる「3+2」ルート)として位置付けられることになる。

ロ 在学中受験制度の導入

また、改正法によって、法科大学院で所定の単位を修得し、かつ、1年以内に修了する見込みがあると学長が認定した者に対して、法科大学院在学中の司法試験受験資格が付与されることになった。これまでの法科大学院修了、予備試験合格という受験資格要件に、在学中受験が新たな受験資格として追加されることになる。

これまで修了後5年5回とされていた受験回数制限について、在学中受験をした場合には、同受験を1回目受験とし、その後は4回しか受験できなくなる。しかし、在学中受験をしなかった学生には、これまでどおり修了後5年5回の受験機会が確保される。

この在学中受験制度は、2020(令和2)年4月に法曹コースに入った大学2年生が「3+2」ルートで受験する時期、すなわち、2023(令和5)年の司法試験からの実施が予定されている。また、試験日程は、7月中旬から下旬までのいずれかの時期とされている。

ハ 改正法の目的

改正法による制度改正の目的は、法曹になるまでの時間的負担の軽減と、これによる法曹志望者の増加とされる。

すなわち、これまで法科大学院を修了して法曹になるには、最短でも4年間の学部卒業、2年間の法科大学院既修コースの修了、修了後の司法試験受験と1年間の司法修習が必要であり、大学入学から約7年9ヶ月を要していた。

これに対し、制度改正後は、法曹コースを修了して早期卒業し、法科大学院の既修コースに入学して在学中受験で合格した場合、法科大学院修了直後の4月から司法修習が開始すれば、最短で大学入学から6年で

法曹資格を取得することが可能になる。現在に比べ約1年9ヶ月の短縮となる。

また、「目的」といえるかはともかく、この制度改正によって、予備試験ルートで法曹資格を得ようとする学部生を法科大学院に「誘導」できるという一部の法科大学院関係者の強い意見が制度改正の推進力になったことも間違いのないところである。すなわち、「3+2」ルートと在学中受験がセットとなることで、同ルートで法曹になる時期が、大学4年生で予備試験に合格して法曹になる者と同時期となる。そのため、この制度改正によって、これまで学部時代に予備試験に合格し、法科大学院入学を回避していた層の大半を法科大学院に「誘導」できるとの意見である。

もっとも、これらの学生は法科大学院に入学しても1年目で予備試験を受験・合格して退学、休学または事実上の休学をする学生が大半ではないかとの見方もあり、「誘導」が果たしてどの程度奏功するかは議論の分かれるところである。

ウ 在学中受験制度に対する批判

改正法による制度改正のうち、法曹コースの設置と「3+2ルート」の創設については、法科大学院制度の理念に照らして望ましくないとする論者においても、未だ許容範囲とするむきが大半であったが、在学中受験制度に対しては、国会内外において厳しい批判がなされた。すなわち、在学中受験制度が導入されると、法科大学院入学直後から学生は受験対策に邁進することになり、法科大学院制度の理念は崩壊するのではないか、とりわけ法科大学院3年次の授業は成立しなくなるのではないかと、という批判である。これらの批判は、法科大学院制度を強く支持する論者や法科大学院教育に真摯に携わる論者から出されたのが特徴であった。

今後の制度運用のあり方によっては、上記批判のおおりの顛末になる懸念が存することは事実と思われる。その意味で、これからの制度運用のあり方が決定的に重要といえる。

エ 制度運用のあり方に向けた対応方針

制度運用のあり方を検討するに際しては、①改革によって法曹志願者が増加するか、②予備試験ルートに流れる学生を法科大学院に誘導できるか、③法科大学

院教育が受験対策に流れてしまわないか、④他学部卒業生、社会人出身者といった未修者や地方の法曹志望者が法科大学院で学ぶ道を実質的に確保できるか、⑤法曹の質を確保できるかという点を評価の視点としてついでに対応していく必要がある。

とりわけ、「3+2」&在学中受験という制度改革の趣旨を実現させつつ、法科大学院教育全体へのマイナスの影響を及ぼさないようにするためには、①「3+2」&在学中受験のルートを拡大させ過ぎないこと、そして、②未修者など、在学中受験を行わない法科大学院生が、受験対策に過度に傾斜することなく、これまでどおりの法科大学院教育を受けることができるような制度運用を行うことが重要となる。

(5) 未修者教育の改善について

2019年改正法が既修者を想定した改革であることは異論がないことから、同制度改正の実施は、既修者に比べて人数的に減少し、合格率にも格差がある未修者への対応の必要性を当然に想起させることとなっている。

この点については、文科省の委託研究として日弁連法務研究財団によって実施された「法科大学院における法学未修者への教育手法に関する調査研究」の成果報告書（2019（平成31）年3月）が注目される。法科大学院13校の実地調査、約130名の学生・修了生ヒアリング、約200通のアンケートの結果等をふまえて実施された同調査研究は、わが国初めての未修者に関する大規模、総合的な調査研究である。成果報告書では、各法科大学院の未修者教育に関する優れた取組が体系的に整理されるとともに、未修者教育について調査研究を行う恒常的シンク・タンクの設置など、具体的提言がなされている。

中教審法科大学院等特別委員会では、この間、法曹コースの具体化をめぐる議論が先行していたが、2020（令和2）年5月から「未修者教育の充実について」を議題として、未修者教育の改善方策に関する本格的な検討を行っている。そこでは、上記調査研究の成果もふまえて、ICTの活用や補助教員の活用、長期履修制度の活用などの改善方策が検討されている。2021（令和3）年2月には一定の取りまとめを行う見通しであり、今後の議論が注目される。

第5 司法修習制度の現状と課題

1 司法修習の現状

(1) 現在行われている司法修習の概要

現在行われている司法修習（以下、適宜「新司法修習」という場合もある。）は、修習期間が1年であり、導入修習3週間、分野別実務修習7か月半、選択型実務修習約6週間、集合修習約6週間の課程で構成されている。

この内、選択型実務修習と集合修習については、どちらを先に修習するかが実務修習地ごとに異なり、主に大規模な実務修習地（A班＝東京、立川、横浜、さいたま、千葉、大阪、京都、神戸、奈良、大津及び和歌山）については、集合修習→選択型実務修習の順番で、A班以外の実務修習地（B班）については、選択型実務修習→集合修習の順番で、それぞれ実施されている。

ちなみに、2019（令和元）年11月27日から修習を開始した第73期司法修習生（以下「73期修習生」という。）の日程は、以下のとおりである。

- 導入修習：2019（令和元）年12月5日～同月25日（実日数15日）
- 分野別実務修習：2020（令和2）年1月6日～2020（令和2）年8月13日
 - ・第1クール：2020（令和2）年1月6日～同年3月1日（実日数37日）
 - ・第2クール：2020（令和2）年3月2日～同年4月22日（実日数37日）
 - ・第3クール：2020（令和2）年4月23日～同年6月18日（実日数37日）
 - ・第4クール：2020（令和2）年6月19日～同年8月13日（実日数37日）
- 選択型実務修習及び集合修習
 - ・A班集合修習：2020（令和2）年8月17日～同年9月29日（実日数30日）
 - ・A班選択型実務修習：2020（令和2）年10月5日～同年11月17日（実日数31日）
 - ・B班選択型実務修習：2020（令和2）年8月14日～同年9月30日（実日数32日）
 - ・B班集合修習：2020（令和2）年10月6日～同年11月17日（実日数30日）
 - ・自由研究日：2020（令和2）年11月18日

(2) 現在行われている修習制度へ至る経緯

2006（平成18）年秋から、法科大学院を修了し、新司法試験に合格した者に対する新司法修習が開始された。2012（平成24）年までは、この「新司法修習」と「現行司法修習」と呼称された従来型の修習（以下「旧司法修習」という。）が併行して実施されていたが、旧司法修習は2011（平成23）年4月採用の「現行第65期」で終了し、2012（平成24）年11月採用の66期以降は、新司法修習のみとなり、「新」の冠をとって「第〇〇期司法修習生」と呼ばれることになった。

(3) 新司法修習と旧司法修習の主な相違点

ア 修習期間

新司法修習の修習期間は、1年である（68期からの各実日数は、導入修習15日、分野別実務修習概ね37日×4、選択型実務修習概ね32日、集合修習30日）。

イ A班・B班の2班体制

新司法修習は、1年間の司法試験合格者数が3,000人程度となることを想定して設計され、その場合は、修習生全員を研修所に集合させることが物理的に不可能となることから、修習生をA班（東京・大阪等の修習地）とB班（A班以外の実務修習地）の2班に分けることとされた。そして、新61期以降から2班体制で実施されている。

前述したとおり、分野別実務修習後の選択型実務修習及び集合修習は、A班とB班をたすき掛けして入れ替えることにより行われている。

ウ クラス編成

新司法修習のクラスは、1～4箇所の実務修習地単位で編成されている。

1クラスの人数は、修習生の数が多かったときは80名近い時もあったが、司法試験合格者の減少に伴い、73期は65名程度に減少している。

エ 導入修習

新司法修習においては法曹養成に特化した法科大学院において実務導入教育を受けているとの前提から、司法研修所における前期修習は廃止され、新60期だけは前期修習を簡略化した導入研修（約1か月間）が実施されたものの、新61期からは直ちに分野別実務修習から修習を開始した。

しかしながら、分野別実務修習から始まる修習では、

特に修習の前半（第1クール及び第2クール）において分野別実務修習の実効性が上がらないとの声が多方面から上がった。そこで、68期からは、修習開始直後に司法研修所において全修習生に対して同時に3週間（実日数15日）の導入修習が実施されることとなった。

他方、司法研修所教官が実務修習地に赴いて講義を行うという出張講義（派遣講義）が新61期以降実施されていたが、導入修習の実施に伴い68期から廃止された。

オ 集合修習

集合修習は、実務修習を補完し、司法修習生全員に、実務の標準的な知識、技法の教育を受ける機会を与えるとともに、体系的で汎用性のある実務知識や技法を修得させることを旨として、司法研修所において行われる。

A班の修習生に対しては、8月から9月にかけて実施され、B班の修習生に対しては、10月から11月にかけて実施される。

カ 選択型実務修習

選択型実務修習は、配属庁会等において、司法修習生の主体的な選択により、分野別実務修習の成果の深化と補完を図り、又は各自が関心を持つ法曹の活動領域における知識・技法の修得を図ることを旨として実施される。

修習生は、弁護士修習で配属された法律事務所をホームグラウンドとし、弁護士会、裁判所、検察庁において用意された個別修習プログラムや全国型プログラムの中から自ら修習したいプログラムを選択して修習計画を立てる。また、自ら修習先を開拓する自己開拓プログラムも認められている。

キ 司法修習生考試（以下「二回試験」という。）

二回試験は、司法修習生考試委員会（以下「考試委員会」という。）が所管し、修習期間の最後の1週間に5科目の筆記試験という形で実施される。

60期以降、追試制度は廃止され、二回試験に合格できなかった修習生は、その後に実施される二回試験を再度受験することになる。再受験をする場合は、5科目全ての科目を受験し、全ての科目に合格点をとることが必要であり、旧司法修習時代の不合格科目だけ追試で合格点をとれば合格できたことと異なることになった。

なお、2009（平成21）年度以降、二回試験の受験回

数は連続する3回までに制限されることとなった。

不合格者の割合は、年によって異なるものの、最近では、やや減少傾向にあり、概ね1～2%程度である。

ク 給与

現行65期修習生までは、給与が支給されていたが（給費制）、2012（平成24年）11月採用の新65期修習生からは給費制が廃止され、司法修習生に対して、修習資金を貸与する制度（貸与制）に変更された。ちなみに、貸与金の基本額は月額23万円であった。

その後、2016（平成28）年12月19日、2017（平成29）年以降に採用される司法修習生に対して修習手当を支給することが閣議決定され、71期修習生からは、修習手当が支給されることになった。ちなみに、修習手当の基本給付額は月額13万5,000円である。

(4) コロナ禍の中で行われた第73期司法修習の現状

ア 新型コロナウイルスの感染拡大が73期修習生の分野別実務修習に及ぼした影響

(イ) 新型コロナウイルスの感染拡大により、令和2年2月頃から、広く国民に対して、外出の自粛やいわゆる3密（密閉・密集・密接）を避けることが要請された。その結果、国民の社会生活、経済活動は萎縮し、弁護士業務においても、対面による打合せや対談が憚れるようになり、裁判の依頼や相談件数が減少し、業務が大幅に縮小した。また、裁判所や検察庁においても、期日を延期したりし、不急の捜査を後回しにする等業務が大幅に縮小された。さらに、緊急事態宣言が発出されたことにより、裁判・検察・弁護のいずれについても、分野別実務修習における指導が中断されて自宅学修に切り替えられた。

これらの事情により、73期修習生は、現実に生起している紛争に関与し、法律実務を修得するという分野別実務修習が不十分なものとなったことは否めない。

(イ) 73期修習生の修習日程は、分野別実務修習の第2クールが令和2年3月2日から同年4月22日までであり、第3クールが同月23日から同年6月18日までであったので、緊急事態宣言による影響を受けた期間は、第2クールの一部と第3クールの一部であった。

中小規模の単位会においては、弁護士実務修習が第2クールのみにも組まれている会が比較的多く、その地域の緊急事態宣言による影響は、令和2年4月16日から同月22日までの7日間程度と短期間で済んだ。また、新型コロナウイルスの感染者が少なかった地域において

は、新型コロナウイルス感染拡大による影響をほとんど受けなかった単位会もあった。

(ウ) 弁護実務修習中に自宅学修を命じられた修習生に対しては、各単位会が独自に策定した課題、日弁連が作成したeラーニングを視聴させるという課題、司法研修所の民事弁護・刑事弁護の各教官室から提供を受けた課題等の中から、各単位会によって決定された課題が与えられた。

比較的規模の大きな単位会においては独自に策定した課題を課した会が多かったようであり、中小規模の単位会においてはeラーニングを視聴させたり、司法研修所の教官室から提供を受けた課題を課した会が多かったようである。

(エ) 総じて見ると、比較的規模の大きな単位会においては、新型コロナウイルスによる感染拡大の影響を大きく受けたが、独自に作成した課題等を与えることにより、弁護実務修習の目的を相当程度達成することができたものの、従前に比べ修習生への指導が不十分な内容となってしまった単位会が多かったといわざるを得ない。中小規模の単位会においては、新型コロナウイルスによる感染拡大の影響は比較的小さく、従前と同様の弁護実務修習を実施できた単位会が多かったと評することができる。

(オ) しかしながら、刑事裁判実務修習においては、裁判員裁判の期日が延期されるなどし、その傍聴を経験できないまま終了した修習生も数多く存在する。とりわけ、緊急事態宣言が解除された後も、東京・愛知・大分などの一部の修習地では、裁判員裁判の評議の傍聴が許されず、評議を傍聴する機会がないまま実務修習を終了せざるを得ない修習生が多く存在する。裁判員裁判の評議傍聴の機会を奪われた修習生は不利益を被ったと言える。

裁判員裁判の評議に修習生が立ち会えるよう各配属庁会で裁判所と協議する必要があり、それが不可能な場合には、代替策等を検討する必要がある。

また、民事裁判実務修習においても、証人尋問期日が延期されるなどしたため、民事裁判実務修習期間中ですら証人尋問に立ち会えなかった修習生が存在する。

検察実務修習においては、不急の捜査が後回しにされた結果、取り調べ事件数が例年に比べて少なかった修習生が多かったようであるし、緊急事態宣言の期間中、指導担当検事の毎日の登庁が不可能となり、修習

生への指導が不十分になった修習地もあったようである。

(カ) これらの事情により、73期修習生は、現実に生起している紛争に関与し、法律実務を修得するという分野別実務修習を不十分なまま終了した者が多かったと言わざるを得ず、甚だ遺憾ながら、新型コロナウイルス感染拡大により著しい不利益を被ったと言える。

イ 新型コロナウイルスの感染拡大が選択型実務修習に及ぼした影響

(ア) 司法研修所は、全国プログラム及び自己開拓プログラムの実施を全面的に中止した。また、司法研修所から、各配属庁会に対して、「外部委託プログラムは、原則として実施を取りやめるのが相当である。」旨が通知されたため、外部委託プログラムを全て取りやめた単位会が多かったが、各地域の状況等を踏まえ、外部受入先から理解を求めた上で、外部委託プログラムを実施する単位会も一定数あった。なお、人権擁護プログラムとして重要であるハンセン病患者の施設等を見学するプログラムについては、感染予防の観点から実施できた単位会はなかったようであるが、施設側から講師を派遣して戴く形で実施した単位会もあった。

(イ) 73期修習生においては、分野別実務修習の補完を図るプログラムを選択した者が多く、その成果があったという感想を持つ修習生もいたが、外部委託プログラムを経験できなかったことを残念に思う修習生も相当数存在する。

ウ 集合修習に及ぼした影響

(ア) 73期修習生に対する集合修習は、オンライン方式で実施された。即日起案については、実務修習庁会の施設を利用して実施され、実務修習庁会から郵送により司法研修所に提出されたようである。

(イ) オンライン方式による集合修習の感想としては、「ホワイトボードの文字が見やすくなった」「教官に対する質問等がしやすくなった」「通所せずに済み時間と労力を節約できた」という利点もあったようであり、当初予想したよりは実施に支障がなかったようである。しかしながら、通信環境に問題があり支障が生じた修習生が少なからずいたこと、演習科目については、修習生の交代が円滑に行かなかったりしたこと等の問題点があったし、和光に集合して行う修習に比べて、臨場感に欠け、隔靴搔痒の感があったことは否めない。また、司法修習の過程においては、他の修習生

と議論をしたり、他の修習生から触発されたり、教官から様々な経験談を聞いたりすることで成長することができるのであり、その教育効果を軽視することはできず、オンライン方式による集合修習ではその点が果たせなかったと言わざるを得ない。

2 司法修習の課題

(1) A班・B班の2班体制による弊害＝1班体制にすべきである

ア 前述したとおり、分野別実務修習後の選択型実務修習及び集合修習は、A班とB班をたすき掛けして入れ替えることにより行われており、8月・9月は、A班が司法研修所で集合修習を、B班が実務修習地で選択型実務修習をそれぞれ行い、10月・11月は、A班が実務修習地で選択型実務修習を、B班が司法研修所で集合修習をそれぞれ行っている。

A班の修習生は、集合修習の後に、選択型実務修習を受けるために一旦配属地へ戻らざるを得ないという不利益（住居費や交通費の負担増）を負わされている。また、集合修習が終わった後に選択型実務修習を行い、その後に二回試験を受けることになる。それ故、A班の修習生は、二回試験に備えて自習する時間を確保するために、選択型実務修習に臨む姿勢が消極的であったり、負担の軽いプログラムを選択するという傾向がある。

イ 修習は、能う限り公平に実施されなければならないものであり、2班体制を改めて1班体制にし、全修習生が実務修習地にて選択型実務修習を行い、その後に集合修習を実施し、二回試験を受けるようにすべきである。

現在の2班体制は、1年間に3,000人の司法修習生を受け入れることを予定して構想されたものであり（1,500人×2班）、司法試験合格者が1,500人程度となっている現在においては、1班体制（75名×20クラス）を支障なく実施できるはずである。なお、導入修習は2班合同で実施されているものであり、司法研修所での修習中の修習生の宿舎の確保も可能であると見込まれる。

もともと司法修習制度は1班体制で実施されていたものであり、1班体制で実施できるのであれば、1班体制で実施すべきである。2班体制に拘泥する理由は微塵もない。前述したとおり、1班体制での実施が可能

な状況となっている以上、可及的速やかに1班体制で実施すべきである。

ウ なお、東弁が、日弁連に対し、2班体制を1班体制に改めるよう提言したことについては、後述する。

(2) 選択型実務修習における課題

ア 選択型実務修習については、修習地によって提供できるプログラムに差があったり、参加人数の上限があるため希望するプログラムを履修できる者とできない者がいるという問題があり、司法修習生間で不公平感があることは否めない。

また、各実務庁は、プログラムを策定するために多大な労力を注入しているにもかかわらず、これを受ける修習生の側では、負担感のある模擬裁判のようなプログラムを敬遠し、負担の少ない講義中心のプログラムや、見学中心の言わば物見遊山のプログラムを好むという傾向がある。特に、この傾向は、前述したとおり、A班の修習生において顕著であり、A班の修習生の中には、ホームグラウンドにおける修習に多くの時間を割き、しかもホームグラウンドで二回試験に備えての勉強をしている修習生が多くいることが指摘されていたところであるが、近時は、A班のみならずB班においても、この傾向が現れるようになっている。それ故、誠に遺憾ながら、せっかく各実務庁において多大な労力をかけて用意しても、希望者がいないために実施できないプログラムも存在するのであり、現在の選択型実務修習は、その実施にかける費用及び労力とその効果が見合っていないと言わざるを得ない。

イ このような選択型実務修習の問題点を鑑みると、短い修習期間の中で選択型実務修習に時間をかけるよりも、分野別実務修習や集合修習により多くの期間を充てた方が教育効果が上がるのではないかと考えられる。

また、選択型実務修習を実施するとしても、前述したように1班体制にして全員が集合修習の前に各実務修習地で行うようにすべきであるし、期間も1か月程度（実日数20日程度）に短縮して実施する方が適当であると考えられる。

(3) 前期修習廃止による弊害→導入修習の実施による改善

ア 前述したとおり、新司法修習においては前期修習が廃止され、直ちに分野別実務修習から修習が開始されることになった。しかしながら、分野別実務修習か

ら始まる修習では、特に修習の前半（第1クール及び第2クール）において分野別実務修習の実効性が上がらないことが当初から懸念され、また、現実に、新司法修習が開始されると上記のような弊害を訴える声が多方面から上がった。

司法研修所においても、その点に対する対応として、検察・民事弁護・刑事弁護の司法研修所教官が実務修習地に赴いて講義を行うという「出張講義（派遣講義）」を修習開始の約1か月後である1月上旬に1日実施していたが、それでは不十分であり、より早く実務修習における心構え等を講義すべきであるとされ、修習開始の冒頭に民事弁護及び刑事弁護の元教官による講義を全国の修習生に対してライブ配信により同時に視聴させるという「弁護導入講義」が1日実施されることになり、66期修習生から実施された。また、「出張講義（派遣講義）」についても、1月の実施に加え、4月にも1日実施されることになり、新64期修習生から刑事弁護で実施され、66期修習生から民事弁護及び刑事弁護で実施されることになった。

しかしながら、そのような対策では、分野別実務修習から修習が開始される場合の弊害を緩和・是正することが不十分であったため、導入教育の必要性が強く主張され、2014（平成26）年11月採用の68期修習生から「導入修習」が実施された。それにより、「出張講義（派遣講義）」及び「弁護導入講義」は廃止された。イ 導入修習が実施されたことにより、修習生の法律実務に対する基本的な理解が進み、第1クールから分野別実務修習の実が上がると共に、分野別実務修習全般に対する修習生の心構えや意気込みが改善され、真剣に修習に取り組む修習生が増えたと評価されている。また、クラスの一体感も増し、修習生が纏まって真面目に修習に取り組む雰囲気醸成することにも繋がっているように感じられるし、統一修習の利点である法曹三者の一体感を醸成することにも寄与していると考えられる。

導入修習が実施された成果は、大であると評価できる。

ウ しかしながら、導入修習の実日数は15日間と短く、その期間に5教官室が目一杯のカリキュラムを詰め込んでいるため、受けた修習の内容を消化しきれず、疲労感だけが残るといった修習生も少なからず存在する。

修習生にとって受けた修習内容が消化不良にならな

いよう、導入修習の期間を伸長することを検討すべきであるし、カリキュラムの内容もある程度余裕のあるカリキュラムにすることを検討すべきある。

司法研修所では、導入修習をより充実させると共に、導入修習と分野別実務修習の連携を図るため、修習生に対して「導入修習チェックシート」を配布して記入させ、不足している知識や劣っている能力を自覚させ、自学自習を促している。「導入修習チェックシート」の利用をより効果的にするため、毎年改善が図られているし、分野別実務修習の指導者に対する周知も図られているが、更なる改善が必要である。

(4) 分野別実務修習における課題

ア 期間の短さ

分野別実務修習は、実務家の個別的指導の下で実際の事件の取扱いを体験的に学び、「生きた事件」を通じて、法律実務家に必要な知識、技法、高い倫理観及び職業意識を身に付ける場であり、司法修習の中核となるべき課程である。

この分野別実務修習を充実させることこそが、司法修習を充実させることであると言っても過言ではない。

現在の分野別実務修習は、各クールが実日数概ね37日で行われているが、この日数では、同一事件を複数回経験する機会が限定され、「生きた事件」を継続して体験することが乏しくなっていると言わざるを得ない。

修習生に対してアンケートを採ると、期間の短さを指摘する修習生が多く存在する。

分野別実務修習の期間を伸長することを検討すべきである。

イ 「弁護実務修習ガイドライン」の実施状況及び配属先事務所の差異等による修習生の不公平感

分野別実務修習を充実させるため、「分野別実務修習における指導のガイドライン」が策定され、弁護修習においても、2014（平成26）年3月6日付けにて、「弁護実務修習ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）が日弁連会長から各单位会会長宛に送付された。ガイドラインに記載されている内容は、極めて多岐にわたり、短い分野別実務修習の期間に全てをこなすことはおよそ不可能な内容となっているが、ガイドラインを尊重し、多様な事件を通じてより多くの経験を積めるよう個別指導担当弁護士の努力が期待される。なお、司法研修所においては、修習生から提出される

「実務修習結果簿」を分析し、ガイドラインの実施状況を検証している。

ところで、東弁には、毎年130名前後の修習生が配属され、その人数の個別指導担当弁護士を確保しなければならない。しかしながら、様々な事情から個別指導担当を引き受けてくれる弁護士の数が不足しており、毎年、司法修習委員会はその確保に四苦八苦しているのが実情である。また、個別指導担当弁護士の中には、指導に熱心に取り組み、様々な事件処理を体験させてくれる弁護士がいる反面、取扱い事件数が少ない弁護士、訴訟事件をほとんど扱わない弁護士、取扱い事件が極端に偏っている弁護士、修習生の指導に熱意のない弁護士もあり、配属先事務所の差異による修習生の不公平感が生じているのは否めない。

分野別実務修習は、司法修習の中核であるから、個別指導担当弁護士の層を厚くし、より良い指導がなされるよう、また、修習生間に不公平が生じないように工夫していくことが必要である。

(5) 二回試験の問題点

ア 紐で綴じられていない答案を不合格答案とする取扱いの改善策

二回試験においては、応募者が、試験時間内に表紙と答案を一体として黒紐で綴じて提出しなければならず、黒紐で綴じられていない答案は、採点されない取扱いとなっており、それだけで不合格となる。そして、黒紐で綴じることができなかつたために不合格となる応募者が生じることもある。これは、時間内に答案を作成できなかつた場合よりも、表紙を付けずに答案を綴じてしまい、試験時間の終了間際にそのことに気づき、慌てて綴じ直したが間に合わず綴じられなかつたという場合が多いようである。

しかしながら、答案を紐で綴じる能力は、実務法曹となる能力と何ら関係のない能力であり、紐で綴じられていないことを理由として不合格とする合理的な理由はない。

日弁連の司法修習委員会と司法研修所との協議の場で、この点を指摘する委員の発言が従来からあり、また、法友会の政策要綱においても2018（平成30）年度版においてこの点を指摘し、紐で綴じられていない答案を採点せずに不合格とする取扱いは改善すべきであると提言した。

考試委員会は、2018（平成30）年8月1日、従前の考

試実施要領を一部改め、6時間30分の考試時間のうち6時間25分を答案起案時間とし、最後の5分を答案綴り込み時間とすることにした。但し、考試時間終了時（6時間30分経過時）に紐で綴じられていない答案は採点されずに不合格とするという取扱いは従前のおりとされている。

この改善措置により、考試時間内に答案を紐で綴り込めないという事態は回避されると思われる。考試委員会の英断を歓迎したい。

イ 追試復活の是非

前述したとおり、60期以降、追試制度は廃止され、二回試験に合格できなかった修習生は、その後に実施される二回試験を再度受験することになる。

再度の受験は、翌年の二回試験であり、不合格者は法曹資格を得るために最短でも1年間待たされることになり、その間は、修習の機会を与えられることもない。

また、再受験をする場合は、5科目全ての科目を受験し、全ての科目に合格点をとることが必要であり、受験回数も連続する3回までと制限されている。3年間、異なる科目で二回試験に不合格となり、結局、司法試験に合格しながら、法曹資格を得られなかつた者も存在する。

苦勞して司法試験に合格して来た者に対する、二回試験不合格の不利益は過大であるとも考えられる。

59期以前のように、追試制度を復活させること、再受験の受験科目は不合格科目だけとすることを検討すべきである。

(6) 司法修習の問題を是正するための弁護士会の動き

ア 東弁は、司法修習制度のあり方に関し、2016（平成28）年3月24日、日弁連に対して「現行の司法修習制度のあり方に関する提言」と題する書面を提出し、①「現行の12か月の司法修習期間においては、2班制を1班制に改め、全修習生について同時期に、導入修習1か月、分野別実務修習8か月、選択型実務修習1か月、集合修習2か月を、この順序で実施すべきである。」、②「選択型実務修習については、今後3年程度の期間においてその効果について検証し、分野別実務修習への統合も含めて検討すべきである。」と提言した。

また、司法修習の充実方策検討ワーキンググループ・有志メンバーは、2018（平成30）年1月16日付けで、「今後の司法修習について（論点整理）」を発表し、「将

来的にはAB班を廃止することが望ましい。」と提言した。

さらに、大阪弁護士会からも、平成30年2月26日付で日弁連宛に「司法修習のA班B班解消を求める意見書」が提出され、A班B班方式を解消すべきであるという提言がなされている。

しかしながら、これらの提言書に対する日弁連の具体的な対応はない。

東弁としては、日弁連執行部に対し、この問題を正面から取り上げるよう働きかけるべきである。

イ また、現在行われている司法修習の期間は1年であるが、導入修習、分野別実務修習、集合修習の期間が十分確保されているとは言えず、残念ながら、司法修習生に対して、十分な修習が実施されているとは言えない。このことは、修習生からアンケートを採ると、修習期間が短すぎるという回答が多く寄せられるという現実から実証されていると言える。

制度全体の大きな問題であるが、修習期間を伸長することが検討されるべきである。

ウ 2班制を1班制に改めたり、選択型実務修習の在り方を見直したり、さらには修習期間を伸長する等の制度全体を大きく見直すためには、弁護士会の内部だけで検討していてもあまり意味をもたない。最高裁判所司法修習委員会の場合において、日弁連代表の委員からの発言等により「弁護導入講義」が実現したことや教官室の要望により「出張講義（派遣講義）」が1日から2日に増えたこと、さらには、法曹養成制度改革推進会議での提言により司法試験合格者が1,500名程度へ減少されることになったこと等を想起し、法曹養成制度改革連絡協議会や最高裁判所司法修習委員会の場合において、日弁連推薦の委員から積極的に発言をして貰い、制度全体として検討して貰うように働きかけるべきである。

エ 2019（令和元）年6月26日、学生の資質・能力に応じてより短期間で法曹となる途を拡充するため「法科大学院の教育と司法試験等の連携等に関する法律」等の一部が改正され、これにより、2020（令和2）年4月1日から法学部に「法曹コース」が設置され、同コースにおいて3年間で優秀な成績で単位を修得した者等が法科大学院へ飛び入学し、かつ、法科大学院の在学中に司法試験を受験することが可能となった。

短期間で法曹等となる途を拡充するという趣旨から、

司法修習の開始時期について、法科大学院で修了した直後の4月頃から行う方向での検討が行われている。司法修習の開始時期を見直すのであれば、それと併せて、前述したA班・B班の2班体制を解消することや選択型実務修習の期間を短縮することも検討されるべきであり、その働きかけを行うべきである。

(7) ダイバーシティの視点からの検討

女性修習生に対するセクシャルハラスメント（以下「セクハラ」という。）、男性修習生を風俗店に連れて行ったり、性体験を聞いたりする、男女を問わず修習生に対して結婚を勧める等のセクハラや「誰でもトイレ」が無い環境に連れて行く等のジェンダーバイアスに対する配慮の無い言動の報告を受けることがある。

セクハラやジェンダーバイアスに対する配慮の無さにより、修習生の人格を傷つけることの無いように、指導担当弁護士に対する注意を徹底する必要がある。

また、司法研修所に対して、女性修習生の実務修習地への配転において、セクハラ防止などの観点から複数配置を必須とする配慮を求めることも考えられる。

(8) 新型コロナウイルスの感染拡大がもたらした課題 (74期75期の修習スケジュールに及ぼした影響)

ア 新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、本年の司法試験の実施が8月中旬に延期され、合格発表は2021（令和3）年1月20日に予定されている。このため、74期修習生の修習開始は延期を余儀なくされ、2021（令和3）年3月31日に導入修習が開始されることになった。他方、令和3年度の司法試験については、例年どおり実施されることが予定されており、現時点では、75期については2021（令和3）年11月中旬に導入修習が開始される方向で検討されている。

この場合、配属庁会においては、74期の選択型実務修習と75期の分野別実務修習の第1・第2クールまでの期間が重複することになり、ホームグラウンド修習と分野別の弁護実務修習の双方を行う弁護士会においては、①2期分の指導担当弁護士の確保が容易でない、②選択型実務修習のプログラムを実施するための会議室を用意できない、③修習関係事務の負担が増大し、事務職員の事務処理能力を超える恐れがある等の問題が発生する。

イ 仮に、74期と75期の修習開始時期が上記のとおり決定された場合は、各単位会において、最大限の努力をもって、修習に支障が生じないよう努めなければな

らない。なお、その場合の方策として、弁護士実務修習を分野別実務修習の第3・第4ルールとなるように修習順序を変更すること等が考えられる。また、司法研修所においても、修習関係事務の見直しや合理化等を検討されるとのことである。

(9) 終わりに (司法修習の理念と現状の乖離)

ア 現在の司法修習制度は、21世紀の司法を支えるにふさわしい質・量ともに豊かな法曹を養成するとの理念に基づき、法曹養成に特化した法科大学院による法学教育と司法試験との有機的な連携を前提とする「プロセス」としての法曹養成制度の一環としてスタートした。司法修習は、司法修習生の増加に実効的に対応するために、法科大学院での教育内容を踏まえ、実務修習を中核として位置付け、修習内容を適切に工夫して実施すべきものとされ、修習期間は1年とされた。

しかしながら、法科大学院における法律実務基礎教育の内容にばらつきがあり、司法修習(実務修習)に期待される充実した教育が実施できていない法科大学院も存在し、司法修習生の一部に、実務に関する基礎的な知識を欠いた者や、基本的な法律文書(訴状や答弁書など)を起案した経験がない者が少なからず存在する。このような事態となった原因としては、法科大学院が負担すべき実務導入教育の内容について、法科大学院関係者と司法修習に関係する法曹関係者の間での認識にギャップがあったこと、また、法科大学院側での共通の理解も不十分であったため、法科大学院によって実務基礎教育の内容に大きなばらつきが生じたことなどが考えられる。そのため、導入修習が実施されることになり、修習生全員に対して、実務修習に期待される最低限の能力を備えさせるべく改善が図られたのである。

イ 新しい法曹養成制度は法廷実務家に限られない幅広い法曹の活動に必要とされる、法的問題解決のための基本的な実務的知識・技法と法曹としての思考方法、倫理観、心構え、見識等を修得することを第一の目標とするとの観点から、これまでの法廷実務を中心とした司法修習のあり方に再検討を求めるものである。

しかし、そもそも多様な法律家の養成という理念の下であっても、法の支配の実現を担う専門家としての法律家が実体法及び法廷実務の基本を理解すべきは当然である。この基本が理解されていないならば、法廷以外の場面においても、法曹有資格者として活動する

ことは困難であろう。また、法曹有資格者は、法廷実務を理解するがゆえに、法廷以外の場においても有用な人材であるともいえるのである。修習期間が1年となり、その中核である分野別実務修習の実効性を高める必要があるとの問題意識が持たれ、上述したような対策が取られている現状に鑑みると、ある程度は法廷実務を中心とする教育とならざるを得ないのはやむを得ないことと思われる。限られた修習期間の中で、法廷実務の基本が十分に理解されていないにもかかわらず、修習対象を拡大し薄められた内容のカリキュラムを増やしても、司法修習の実を上げることはできないと思われるからである。

ウ 今更指摘するまでもなく、法曹は、三権の一つである司法権の現実の担い手として、その役割は重大であり、国家のインフラストラクチャの一部であるともいえる存在である。法曹を養成していくことは、国民の人権を擁護し、社会正義の実現に寄与する者を育てていくことに他ならない。

我々は、将来を見据え、法化社会の実現を図るためにも司法修習制度を充実させ、次代を担うより良い法曹を育てて行かなければならないものであるし、世界で類を見ない良い法曹養成制度である統一修習を堅持して行かなければならないものである。

3 給費制をめぐる動向

(1) 給付金制度の新設と課題

2004(平成16)年12月、裁判所法の改正により、司法修習生に対する給費制が廃止され、1年間の実施時期の後ろ倒しを経て、新65期からは貸与制が実施された。司法試験受験資格を得るために法科大学院を卒業しなければならず、その法科大学院での学費の負担を考えると、修習生に対する給費制から貸与制への変更は、司法修習生にはきわめて負担は重く、また、それがゆえに法曹実務家を目指す者の減少原因となっているとも考えられた。

日弁連、全国52の弁護士会、ビギナーズネットは、2014(平成26)年12月から、司法修習生への給費の実現と充実した司法修習に向けて、国会議員に働きかけを行っていった。特に日弁連では、2015(平成27)年2月18日から2016(平成28)年4月26日にかけて4度にわたり衆議院第一議員会館にて「司法修習生への給費の実現と充実した司法修習に向けた院内意見交換会」

を開催し、また、2016（平成28）年10月11日は日弁連主催で東弁他が共催し、「修習手当の創設を求める院内意見交換会」が開催され、400人を超える国会議員からメッセージを得るまでに至った。また、各弁護士会においては各地において「修習手当の創設を求める全国リレー市民集会」が開催された。なお、東弁では司法修習費用給費制維持緊急対策本部を設置して対応に当たっている。そして、これらの活動の結果、2016（平成28）年12月19日、法務省は、司法修習生の経済的支援策に関し、法曹三者での協議を踏まえ、2017（平成29）年度以降に採用される予定の司法修習生（第71期以降）に対する新たな給付制度を新設する制度方針を発表し、翌2017（平成29）年4月19日、上記の司法修習生に対する新たな給付型の経済的支援を行う「裁判所法の一部を改正する法律」が政府提案のとおり可決され、成立した。新設された修習給付金には、修習生に一律月額13万5000円を支給する「基本給付金」のほか、修習先で賃貸住宅に住む場合の「住居給付金」、修習に伴う引っ越し費用の「移転給付金」の3種類が設けられた。なお、貸与制は、貸与額を見直した上で新制度と併用できるようになった。このように、修習給付金制度が新設されたことは大きな一歩ではあるが、従前の給与制に比して低額にとどまっている点で経済的支援としては改善の余地があるといえる。また、2011（平成23）年11月から2016（平成28）年11月までに司法修習生に採用された貸与制世代（「谷間世代」といわれることもあるが、本稿では「貸与制世代」の名称を用いることとする。）の者の経済的負担が改正法施行後に司法修習生に採用された者に比して重くなるという指摘もある。

そして、日弁連は、2018（平成30）年5月25日に高松で開催された第69回定期総会において「安心して修習に専念するための環境整備を更に進め、いわゆる谷間世代に対する施策を早期に実現することに力を尽くす決議」（以下、「平成30年決議」という。）を採択し、最高裁判所、法務省等の関係諸機関と協力して、司法修習生に対する新たな給付制度の安定的かつ継続的な運用を図り、安心して修習に専念できる環境の整備を更にすすめることにより、法曹養成制度に対する信頼を高め、多くの志ある者が法曹の道を志望することにつながるよう、引き続き全力で取り組むとしている。

今後は、修習給付金が司法修習生への経済的支援と

してより充実したものとなるように国会等に継続して働きかけをすることが必要である。また、谷間世代の経済的負担・不公平感を軽減するような対策を日弁連あるいは単位弁護士会において配慮する施策を立案、実施することが肝要である。

（2）貸与制世代の若手会員に対する施策

ア 給付制度と貸与制世代の状況

2017（平成29）年4月19日、上記の司法修習生に対する新たな給付型の経済的支援を行う「裁判所法の一部を改正する法律」が政府提案のとおり可決され、成立した。これにより71期の司法修習生から基本給付金として月額13万5000円が支給されることとなった。この司法修習生に対する給付制度は、長年にわたる日弁連、全国52の弁護士会、ビギナーズネットの活動の成果であり、極めて評価されるものである。

一方、貸与制世代である新65期から70期の会員に対しては、国による救済措置は予定されておらず、貸与制世代の弁護士は、司法修習期間中、給費制下や給付制下の司法修習生と同様に、修習専念義務を課されて原則兼業禁止とされている中で修習に取り組み、修習終了後、弁護士として給付制下の世代と同様に法曹としての業務や公益的活動を担い活動している。それにもかかわらず、貸与制世代の弁護士は、修習期間中、無給であり、前後の世代の弁護士と比べて経済的負担が明らかに異なり、不公平・不平等な状況に置かれているという指摘もされている。

イ 貸与制世代に対する支援の必要性

若手弁護士の中で6000人以上いる貸与制世代（新65期～70期）に対する支援は、若手弁護士の現状を考える上において重要な要素である。貸与制下で貸与金を受けた弁護士は、司法修習修了後6年目から返済が開始するとされているところ、返済開始の時期が事務所独立や結婚・出産等の支出が増加していくタイミングと重なっている。また、貸与金を受けた弁護士の中には、採算の取れない公益的活動やそれに関連する業務を中心に活動している弁護士も相当数存在する。貸与金の返済額は約300万円であり、貸与金だけでなく修習生採用前に奨学金の借入れをして現在その返済を続けている弁護士も多い。

このような状況下での貸与金返済の経済的負担は、決して軽視できるものではなく、少なからずの若手弁護士の経済的困窮を招き、弁護士会への社会的信頼を

基礎付けている公益活動への意欲を失わせることにつながりかねない。実際、弁護士会の会務活動について、貸与制世代の会務活動への参加率は、他の世代と比較して低いものにとどまっている。また、公益に関連する政策や憲法問題等の研修については関心が低く、業務に関連する内容の研修には多くの若手が集まるといった傾向も見られるところである。このような会務活動への意欲低下は、弁護士自治を支える人材が不足する事態も招くことになるとともに、貸与制世代の貸与金返済の負担は、貸与制世代の経済的困窮を招き、公益活動へのインセンティブを失わせ、ひいては社会的インフラである司法制度の維持をも危うくするものといわざるを得ない。

この若手弁護士の中の貸与制世代の問題は、司法制度を支える法曹全体の問題であるということは明らかで、この問題を抜本的に解決するために第一義的には国による立法的措置がなされるべきであるが、日弁連・弁護士会としてもできる施策を速やかに実行すべきである。なお、法友会も2018年（平成30年）7月7日、「修習給付金の増額を求めるとともに、いわゆる谷間世代について、国による是正措置及び会内施策を求める決議」を採択した。

ウ 日弁連の施策

日弁連においては2018年（平成30年）7月から始まった返済に備え、貸与制世代に対する貸付制度を創設するほかに、同年10月15日、日弁連から「いわゆる谷間世代の会員のための給付制度について」各単位会に対し、意見照会を行った。内容は、貸与制世代に会員に対し給付を希望する会員に対して一定の要件のもとに20万円を給付する制度である。その結果、日弁連は2019年（平成31年）3月1日、東京・霞が関の弁護士会館で臨時総会を開き、司法修習資金を国が貸し出す「貸与制」の対象となった「谷間世代」に一律20万円

を給付する議案を賛成多数で可決した。谷間世代の会員数は約9700人で支出総額は約20億円となった。なお給付は、弁護士登録期間が通算5年を経過し、会費を滞納していないことなどが条件となる。

(3) 今後の施策

前述のとおり、若手弁護士の経済的負担の問題を司法制度を維持する観点から抜本的に解決することは国の義務である。そのため、今後は、日弁連は、給付制度の創設を勝ち取ったことで満足することなく、引き続き、①基本給付金の金額を貸与制以前の水準に戻すための立法的措置、及び②貸与制世代の不公平・不平等な状況を解消するための立法的措置を国に求めていくべきである。

若手弁護士を取り巻く状況を放置すれば、弁護士会への帰属意識が弱まり、公益活動、会務等への無関心化をさらに加速させ、その結果、弁護士への社会的信頼を低下させ、弁護士全体の地位の低下を招くことになると思われる。また、法曹志望者が減少する要因ともなりかねない。

日弁連は、令和2年9月4日に行われた定期総会において、会員提案の第7号議案（「最高裁に対し、新65期以降の司法修習生に貸与した修習資金の返還請求を停止するよう求める」との議案）を否決した。一方で、平成30年決議では、「安心して修習に専念できる環境の整備を更に進めることで、多くの志ある者が法曹の道を志望することになるよう、引き続き取り組む」こと、及び「谷間世代の者が、その経済的負担や不平等感によって法曹としての活動に支障が生じることのないよう、引き続き国による是正措置の実現を目指す」ことを宣言したのであるから、同決議の内容に沿うよう、今後も引き続き粘り強く立法的措置を求めていく必要がある。

第6 若手法曹をめぐる現状と課題

1 若手弁護士をめぐる現状と支援策

(1) 若手弁護士をめぐる現状

司法制度改革の一環として実施されている法曹人口の増加政策により、弁護士人口は毎年着々と増加している。2020年9月1日時点での弁護士登録数は42,118人

であり、2000（平成12）年（弁護士白書によると17,126人）と比較すると約2万4千人増加したことになる。特に司法制度改革を経た60期以降の弁護士登録者数は20,991人であり、全登録弁護士の約半数を占めるに至っている。

弁護士人口の増加は、ひまわり基金法律事務所やテラス4号事務所（地域事務所）の展開などによる弁護士ゼロ地域の解消、被疑者国選弁護の拡大、国選付添人制度の実現といった、社会的課題の解決に貢献した他、組織内弁護士や自治体内弁護士といった新たな需要を生み出した。

さらに、2011（平成23）年3月に発生した東日本大震災後の対応として、法律相談や被災者の代理人としての活動を中心とする震災復興支援、原子力損害賠償紛争解決センター（原発ADRセンター）への人材輩出等を実現することができた。このような災害時における弁護士の活動は、その後も多発する自然災害への支援の際のモデルケースとなっており、社会における弁護士の存在感を高めることに大きく寄与した。

これらの成果及び活動の多くが若手弁護士によって担われている。司法制度改革の際に目指した「国民の社会生活上の医師」としての活動が、司法制度改革の成果として増加した若手法曹によって担われていることは、同改革が道半ばとはいえ、着実に進んでいることを示しているように思う。

他方、弁護士業務の根幹をなす訴訟事件の新受件数は家事事件を除いて伸び悩み、増加した法曹人口を受け止めきれなかった。

すなわち2010年（平成22年）と2019年（令和元年）の弁護士白書によれば、民事通常事件について裁判所の新受件数を弁護士人数で割った1人あたり新受件数は2010年（平成18年）に8.2件であったのに対し、2019年（令和元年）には3.4件まで減少した。全事件に弁護士が関与しているわけでは無いにしても、この新受件数の減少は、弁護士の受任件数の減少にもつながっていると考えられる。そして、新規受任の機会を逃した弁護士の多くは、営業基盤・業務基盤が弱い若手弁護士であることが推測される。若手弁護士にとって、訴訟事件受任の機会を失うことは、単なる売上減少のみならず、事件処理経験を積むことによる「質的な業務基盤の強化」の機会を失うことにもつながる。このような状況は、若手弁護士の業務環境や将来性をより過酷なものとする遠因になっている。

新規登録弁護士の採用問題（司法修習生の就職問題）については、72期司法修習生の即独弁護士の割合が全

体の1.3%（71期は1.1%）^{*1}であったことを踏まえると、司法修習生の就職事情は、すでに売手市場とも言うべき状況にまで改善したといえる。しかし、買手市場であったところに引き下げられた就職条件の多くは、依然据え置かれており、これらが若手弁護士の業務環境を悪化させている原因となっている。

また、就職にあたり、必ずしも就業者と雇用者との間で適切なマッチングができておらず、法律事務所に就職してから短期間で事務所を移籍したり、独立開業せざるを得なくなったりするという事例も少なからず存在している。

このような状況を反映してか、弁護士白書（2018年版）によれば、66期から70期の弁護士の平均所得が470万円であり、2006年（平成18年）と比較して300万円も減っていることが明らかとなっている。多くの若手弁護士が、法科大学院の学費（奨学金）の返済や、司法修習が給費制から貸与制へ移行していたことによる（なお、71期から13万5000円に限り給付制度が復活している。）、修習貸与金の返済義務を負っていることに鑑みれば、所得面での過酷さは、上の世代の弁護士のそれを遥かに上回っているといわざるをえない。

以上の若手弁護士が置かれた現状は、このまま改善されなければ、将来の弁護士会、そして司法の担い手である若手弁護士を疲弊させるのみならず、法曹の卵である法科大学院生その他の司法試験受験生のもつ夢や目標を挫き、法曹界全体の将来性をも危うくするのである。未来の司法の価値を守るため、若手弁護士の業務環境の改善は、解決すべき喫緊の課題である。

若手弁護士を取り巻く現状は、司法制度改革に基づく法曹人口の増加ばかりが先行したためにもたらされた、司法制度改革の産みの苦しみである。しかし、この産みの苦しみのために、私達弁護士が社会の要請に背を向けて、改革を頓挫させるようなことがあってはならない。私達は、日弁連の総意として目指した司法制度改革の実現にむけて、この産みの苦しみから逃げることなく、若手弁護士の苦境について世代を問わず一丸となり具体的な労力や負担を厭わず、現在の状況を改善する実効性のある施策を実施しなければならない。

*1 ジュリナビ「72期司法修習終了者の就職状況調査」（<https://www.jurinavi.com/market/shuushusei/shinro/?id=243>）、2020年（令和2年）9月28日最終閲覧

弁護士会は、このような視点をもって、後記のとおり、弁護士の活動領域の拡大、若手弁護士の業務基盤の確立等にも資する諸施策の採用、実施を拡充していくべきである。

なお、これらの活動をなさず、単に法曹人口の増加のみを悪と断じて、既得権益を守ろうとするがごとき合格者数制限ばかりを論じることには拘泥することは、若手弁護士の困窮対策にならないばかりか、社会インフラとしての価値をなくした独善的な弁護士という職業が、国民から見放されることに繋がるであろうことを肝に銘ずべきである。

(2) 若手弁護士に対する支援策

ア 弁護士の就業等支援

70期司法修習生の2018年（平成30年）1月時点での弁護士未登録者数（任官、任検を除く）は70名、71期司法修習生の2019年（平成31年）1月時点での弁護士未登録者数（任官、任検を除く）は99名、72期司法修習生の2020年（令和2年）1月時点での弁護士未登録者数（任官、任検を除く）は91名と、毎年弁護士未登録者数は100人を切っており、組織内弁護士を除くと推測即独者は70期で20人、71期で16人、72期で20人と、就職状況は大幅に改善した。但し、上述のとおり、法律事務所などに就職しても、給与面や労働条件面で厳しい状況にあることも多く、就職環境全般が改善傾向にあるとの評価ができるかについては更なる検討が必要である。日弁連及び各弁護士会は、法律事務所による若手弁護士採用の拡大とともに、就職条件の改善を図るための積極的な施策を実施すべきである。特に、若手弁護士の報酬・給与水準については、就職市場が買手市場であったころの基準が、現在に至るまで維持されているように思われる。日弁連や各弁護士会が、弁護士会費や奨学金の返済額の平均値を考慮し、あるべき報酬・給与水準の額を示すなど、買手市場期に引き下げられた報酬・給与水準の引き上げに積極的な関与を示すべきである。

また、日弁連や各弁護士会が企業や国、地方公共団体への弁護士の就業拡大を実現するための対策を立案し、実行することも、組織内弁護士等の採用拡大としての機能をもつことから積極的に推進されるべきである。弁護士の活躍が要請された場合に適時、適切な能力を有する弁護士が就業できる環境を整えなければならない。研修等によって適切な知見を獲得することが

できる制度を構築することはもちろん、弁護士会として、非常勤型勤務などの推進を行うなど、既存の弁護士の自由な活動を阻害しない働き方を、企業や国、地方公共団体に提案すべきである。

また、これら組織への移籍前、及び組織内からの復帰の際の支援体制の構築検討も必要である。特に、任期付公務員等となる自治体内弁護士にあっては、自治体からの募集に対する人材の給源や退職後のライフプランの見通し等についての課題があり、公設事務所にその受け皿機能を附加することも含めての支援体制の構築検討が望まれる。

イ 弁護士の活動領域の拡大

司法修習修了者数については毎年減少傾向にあるものの、今後も弁護士人口は順次増加していく。弁護士人口の増加は、多様化する市民・社会の法的ニーズに対応するためのものであるが、ただ坐して待っていても法的ニーズの掘り起こしはできない。弁護士が社会から有用な存在として、今後も引き続き社会から認知されていくためには、弁護士の活動領域を拡大していくことは必須のものとなっている。弁護士個人はもちろん、日弁連や弁護士会は、社会の各所が潜在的に抱えている法的問題を発見・解消していくため、積極的に活動領域を拡大する努力を継続的に行うべきである。これまでの活動領域拡大に向けられた活動は一定程度評価されるものではあるが、低廉な報酬で過大な業務を行うようなものも散見され、未だ十分なものであると評価することはできない。

日弁連では、2013（平成25）年、法律サービス展開本部（自治体等連携センター、ひまわりキャリアサポートセンター、国際業務推進センターの3つのセンターから成る。）を設け、東弁でも、リーガルサービスジョイントセンター（弁護士活動領域拡大推進本部）を設け、それぞれ活動領域の拡大に向けた様々な活動に取り組んでおり、活動の継続と発展が望まれる。

活動領域拡大のためには、若手弁護士のみならず、知識経験ともに豊かなベテラン弁護士が自ら労苦を厭わず積極的に関与してニーズを発掘していくことが重要である。一方で、柔軟な発想と行動力に富む若手・中堅弁護士が気兼ねなく活動することのできる環境を整えることもまた重要である。

また、社会性のある活動領域の拡大にあっては、国へのロビイングを駆使し、当該活動にかかる報酬原資

の確保も併せて提案すべきである。社会の遍く人々に、法的サービスをあたえる「法テラス」は、その思想こそ崇高であるが、低廉な報酬が結局として弁護士から忌避される要因となってしまうている。弁護士会として、法的サービスへのアクセスを“適正に”確保するためにも、法テラス報酬基準の向上、そして価格向上が依頼者の負担とならないような助成・補助制度の構築を積極的に提案すべきである。その他、ベンチャー企業や地方創生に取り組む地方公共団体など、産業競争力強化や地域づくりといった社会的要請の強い挑戦的な分野に携わる事業者・団体ほど、潜在的法的ニーズはあるが、資金力に乏しく弁護士からのサービスを受ける機会を逸している。ここに、弁護士費用を補助する補助金、助成金などの制度を創設すれば、彼らの課題を解決し、社会に新たな価値をもたらすのみならず弁護士の業務開拓も実現する。このような、社会的課題の解決につながる業務について、弁護士報酬の補助・助成を行うような仕組みの提案も検討されるべきであると思う。

そして、このような報酬原資の確保を前提とした。法的ニーズの開拓には弁政連を起点としたロビイングの実施、数多いる弁護士資格を保有する国会議員の協力を得ることも効果的であろう。

弁護士会が、職能集団として弁護士の業務分野拡大に尽力するという事は、まさしくこのような“集団”の強みを活かすべきであり、弁護士会がもつ様々な人脈・能力を駆使することを怠ってはならない。

ところで、2020年（令和2年）に発生した新型コロナウイルス感染症に関し、東京都は感染拡大防止協力金を支給した。この協力金の支給申請にあたり東京都は「専門家による申請要件や添付書類の確認」を推奨するとともに、これらの確認を行った専門家に対する報酬を負担する制度を設けた。東京都は、この確認作業を行う専門家に「税理士・行政書士」を指定したものの、弁護士は指定しなかった。

行政書士の業務や税理士の業務は当然に弁護士が行うものであるし、支給申請を行う事業者について支給要綱の条件を充足しているか判断する能力は、法文から要件を抽出し事実関係をあてはめる能力に通じるから、弁護士であれば当然備えているものである。そのため、弁護士が支給申請要件や書類の確認作業を行う能力に欠けているところはなかった。それにも関

わらず、東京都が指定した専門家に「弁護士」は含まれなかった。

依頼者にとって、申請・確認作業の報酬を自ら支払うことになる弁護士にあえてこれら業務を依頼するメリットはない。そのため、弁護士が当該業務に携わる機会はほとんど失われた。

僅かな業務、僅かな報酬かもしれないが、新型コロナウイルスの影響で裁判所が止まり、報酬金の発生が後ろ倒しになっていた状況では、若手弁護士が食いつなぐ一つの資金源になったかもしれない業務を、弁護士はみすみす逃したのである。

他方、行政書士は、当初東京都が指定する「専門家」に含まれていなかったにも関わらず、後に追加された。ここには、行政書士の会を挙げた貪欲な業務拡大への執念が見て取れるように思う。我々もこのような姿勢を見習うべきである。

社会に生まれたニーズに即座に反応し、個々の弁護士が、それぞれの持ち場で十分な能力を発揮できるよう、関係諸機関への対応を含めて積極的な働きかけを行う、弁護士会にはそのような瞬発力と積極的な活動を求めたい。

ウ 若手弁護士の活動機会の拡大

ア) 東京弁護士会の法律相談制度の活用による支援

東弁が関わっている法律相談制度について、若手支援という観点からは、若手弁護士のOJTの機会提供と業務基盤の一助となりうる側面を有していることを重視すべきである。既存のインターネットを利用したシステム（東京三会のネット予約や日弁連のひまわり相談ネット）の拡充や休日・夜間・電話相談の拡大のほか、積極的広報、他機関との連携やアウトリーチの実践など抜本的改革を行い相談件数の増加を図るとともに、中堅弁護士との共同担当といったOJT等による相談の質の確保に配慮しつつ、司法修習終了後10年以内の弁護士の優先担当枠を設定する等の制度についても東弁の関連委員会において早急に検討する必要がある。

イ) 東弁委員会活動についての支援

東弁委員会活動へ積極的な参加を希望する若手弁護士は少なくない。そのため、若手弁護士が希望する委員会においては、5～10年ごとの期別の委員構成率を調査し、若手弁護士の比率が低い場合には、委員会定員数の増加や実働していない長期継続委員の交替を図るなどの運用を検討する必要がある。また、委員会運

営においては、積極的な若手弁護士の意欲が削がれることのないよう、若手弁護士に発言の機会が与えられ、若手弁護士の意見が委員会活動に反映させるような運用がなされなければならない。

(ウ) 管財人等の就任機会の増大による支援

若手弁護士にとって、破産管財人、民事再生委員、特別代理人、相続財産管理人等に選任されることは、貴重な経験になると同時に、重要な収入源ともなり得るものである。しかしながら、例えば、破産管財人選任に関しては、破産事件について一定の経験を要求されるなど、若手弁護士にとっての環境はむしろ厳しくなっている。そこで、弁護士会においては、これらの選任手続等の実態把握に努めた上で、裁判所に対し、若手弁護士の就任機会の拡大に資する新たな名簿（管財代理名簿を含む）の作成や登録者の公募制の導入を求める等して、就任機会の拡大を図ることが検討されるべきである。同時に、就任後の業務支援のため、弁護士会が研修制度やベテランによるサポート体制の充実を図るとともに、若手弁護士が先輩弁護士に対し共同受任（管財人代理を含む）を要請できる制度の創設など、業務の遂行に不安が生じないような対策を行うことが要請される。また、成年後見人等、他士業が進出している分野については、弁護士の就任拡大のため日弁連及び各弁護士会による裁判所への働きかけや市民向けの広報を行う必要がある。

(エ) OJTの機会の拡充

若手弁護士にとって、先輩弁護士とともに実際の事件処理に関与することは重要な意義を有するものであり、OJTの機会を拡充することは若手弁護士に対する重要な支援策であるといえる。

この点、法友全期会では、法律相談センター委員会が主催する都内法律相談会において、若手弁護士と全期世代の指導担当弁護士とが二名一組で相談担当者になることで、若手弁護士のOJTの機会を確保している。

また、東弁では、蒲田法律相談センターにおいて、東弁の弁護士登録5年未満の会員が予約により利用できる共用執務室を設け、同執務室を利用する若手会員に対し、蒲田法律相談センターで行われる面接相談に同席すること、電話ガイドの内容を同席して聴取すること、事件担当弁護士と共同で事件を受任することが認められている。このような制度は、弁護士登録5年未満の会員にOJTの機会を提供するものであり、他の

法律相談センターでも同様の制度を実施するなど、さらに推進されるべきである。

なお、法友全期会は、若手弁護士向けに、全期世代の指導担当弁護士と共同受任して案件を遂行するメンターシップ制度を実施していたが、提供される案件が少ないことや上記都内法律相談会においてOJTの一定の効果をあげていることを踏まえ、2016（平成28）年3月より上記制度の規則の施行を停止した。法友全期会としては、今後定期的に行っている上記相談会の拡充を図るのみならず、若手弁護士のOJTの機会を確保するための使いやすい制度を立案し、機動的に実施していく取り組みが求められる。

(オ) 勤務弁護士の待遇の改善のための支援

勤務弁護士の就業条件（給与や勤務時間など）の悪化が固定化していることが窺われる。弁護士会は勤務弁護士の労働実態調査や情報収集に努め、勤務弁護士の待遇について問題例を周知し、経営弁護士に自発的な改善を促すなど、問題点の発見と改善のための対策を行う必要がある。特に現在の勤務弁護士の就業条件は、弁護士の就職市場が長期にわたり買手市場であったことによる影響で、不当に廉価に抑えられている可能性がある。弁護士会として、適正な就業条件がなにか、一定の基準を示す努力は検討されて良いように思う。

また、昨今、若手弁護士が弁護士業務を行う中でうつ病などを発症する事例も多くなってきていることから、弁護士会がメンタルヘルスに関する問題についても積極的に検討して支援すべきである。

勤務弁護士の待遇は、入所前に書面化されない場合や、口頭による説明にも曖昧な部分も多く、経営弁護士の恣意的な運用を許す土壤がある。については、経営弁護士が勤務弁護士に対し、事前においては書面による待遇の提示、及び、入所の際においては待遇についての書面による合意をすることを励行する必要がある。

加えて、弁護士会として、採用時・就職時のハラスメント問題や法律事務所における社会保障の在り方を検討し、その結果を研修などによって、広く会員に周知していくべきである。近時、新人・若手弁護士の採用の際に、経営弁護士から女性弁護士が結婚・出産の予定を聞かれたり、男性弁護士が子供の送り迎えなどの家事負担の有無を確認されたりするケースが報告されている。経営弁護士のこのような行為はハラスメン

ト問題になることを当事者に認識させ、弁護士会としても研修などによって当該問題意識を会員全体に対して理解させていく必要がある。また、若手弁護士が安心して長く勤務できるように、一般企業と同様に産休・育休などの社会保障制度を充実させるよう経営弁護士に促していく必要がある。

(カ) 継続教育の充実

弁護士としての深い教養の保持と高い品性の陶冶に努め、市民に対してより質の高い法的サービスを提供すべく、司法修習終了・弁護士登録後の継続教育も一層充実されるべきである。

上記の取組み(とりわけOJTの機会の確保、拡充)は、この継続教育の充実という観点からも強く要請されるものである。

また、若手弁護士からは、研修制度の充実を求める声も強く上がっており、法友全期会では、業務委員会が中心となり、若手弁護士の様々なニーズに対応した研修制度の充実を図っている。

この点、東弁の研修制度は相当に充実したものとなっているとはいえ、さらなる改善について絶えず検討されることが求められる。東弁では、2013(平成25)年1月から新規登録弁護士向けのクラス別研修制度が実施されている。各クラスは20名程度の新人弁護士と2名の先輩弁護士で編成されており、クラスごとで少人数・双方向型による研修が実施されるため、弁護士としてのスキルとマインドをより実効的に身につけることができる。また、クラス内で新人弁護士たちがそれぞれの立場で直面している実務的な疑問や課題等について、先輩弁護士とともに共有・議論することで、クラス別研修が新人弁護士にとって大きな成長の機会となり、新人弁護士相互の人間関係の醸成や弁護士会への帰属意識の向上に資することを期待することができる(なお、クラス別研修制度は、多数の新人弁護士の生の意見や問題意識を汲み取ることができる格好の場であり、若手弁護士に対する支援策を検討するにあたっては、同制度が有効に活用されるべきである)。

さらに、いくつかの法科大学院においては若手弁護士を対象として、法科大学院の授業への参加を通じて、新しい法分野の知識を学ぶ「リカレント教育」が実施されており、これを弁護士会としても広く周知し後援していくことが望まれる。

(3) 会費猶予制度と免除制度について

ア 会費納入義務と5年目問題

会費の支払は、言うまでもなく弁護士会会員の基本的な義務である。従って、その義務を懈怠すれば、懲戒の対象になり得るものである。ここで、登録5年目の若手会員に焦点を当てると、ロースクールの奨学金の返済開始が5年目から始まることが多い中で、司法修習における貸与金の返済も同時期に始まり、併せて私生活でも結婚や出産など公私にわたる重要事項が集中することが予想される(いわゆる5年目問題)。

また、5年目の若手に限らず、広くシニア、ミドルに眼を拡げて見ると、東京弁護士会において、会費滞納者は、その数もさることながら、滞納額が高額に上っており、その期間も長期化しており、これを放置することは不祥事など問題を拡大するのではないかという懸念が持たれるものもある。その一方、滞納額は高額とまでは言えず、またその期間は短期に留まり、その時期を乗り越えさえすれば、会費を正常に支払うことが予想できる事例も少なくない。

以上のような問題意識を前提に東弁は、2014(平成26)年度に会費WGを会長直属の諮問機関として立ち上げて、縷々検討を依頼して答申を得た。そこで、議論されたのが、主として会費猶予制度である。なお、東弁は2019(令和元)年12月1日より、65期以降の会員の月額会費を2,000円減額している。

イ 会費猶予制度と問題点

(ア) 制度の意義

会費猶予制度とは、2015(平成27)年3月3日制定の東京弁護士会会則27条11項、12項の規定による会費免除の審査に係る基準及び手続に関する規則によるものであるが、

「経済的理由により～筆者中略～本会の会費を納付することが困難な弁護士会員については、本人の申出により、6ヶ月を上限として、～筆者中略～本会の会費の納付を猶予することができる。」

「会費納付の猶予期間は、本会が必要と認めた場合は、12ヶ月まで延長することができる。」

と定められている。

(イ) 制度の必要性

この猶予制度は、経済的基盤の脆弱な会員が多数いることの認識を前提に、急な独立、相当期間かかる病気など短期的なキャッシュ不足により直ちに会費滞納

者とすることを回避するために設けられた例外的な救済的措置である。

上記の5年目問題などの課題に対して、東弁として検討して何らかの対策を表明しなければならないとの考えから、会費WGの答申を参考に、詳細な仕組みと運用は将来に託す思いで制定されている。

ウ 制度の問題点

この点について、2015（平成27）年度、2016（平成28）年度においても、種々の検討がなされている。例えば、①1、2ヶ月分の滞納者が猶予申請した場合には大量申請があるかもしれないので広報しすぎることについての懸念、②6ヶ月滞納者が猶予申請をした場合に遡って猶予と扱うのなら7ヶ月目を猶予して、8ヶ月目からは会費を請求することになるが猶予者の申請理由に伝えることになるのか、③病気が理由ならばその症状によっては猶予より免除制度が設けられるべきではないか、そうだとすると猶予と免除の両制度の整合性をいかにとるのか、④猶予は滞納を解消するものではないから、むしろ長期滞納者を創出することにならないか、⑤6ヶ月以上の会費滞納者は懲戒請求の対象になるが（会則29条）、綱紀・懲戒手続開始後に猶予申請があると手続遅延を発生させないか（実際には現状6ヶ月滞納事案では懲戒手続までは行われていない）などである。

ウ 会費免除制度

そこで、会費免除制度が有効に適用できないか、という検討が2016（平成28）年度理事者の下でなされた。

猶予ではなく、むしろ、免除してしまうというものであり、取扱いははっきりしている。

その検討の中では、①会費減免審査委員会を創設して審議をして申請日の翌日から6ヶ月免除してしまうが、②一度免除を受けると向こう5年間は再申請はできない、③登録5年目までなら再申請要件は緩和するか、④資力要件として、6ヶ月間の売上が100万円以下あるいは1年間の売上が200万円以下などとするか、⑤審査資料として、確定申告書ないし非課税証明書や給与明細書など考えられるが、入会后まもない勤務歴のない会員はどうするか、などの諸課題がある。

以上のとおり、会費の猶予、免除については、制度論、諸制度との整合性、運用など解決すべき課題がなお残る。また、システム改修の費用も考えなければならない。

エ 結語

いずれにしても、5年目問題の救済については、各方面から周知を集めて対応すべきものと考えられ、議論を深めていくべきである。

2 新人弁護士と採用問題

(1) 新人弁護士と採用問題

60期以降、1800～2000人台で推移していた司法試験合格者数は、2016（平成28）年を境に毎年1500人台にまで減少した。さらに、72期の司法修習終了者数は1487人となり、司法試験合格者数が1500人台になって以降初めて、1500人を切った。2020（令和2）年1月時点においては、この内1256名（84.5%）が弁護士登録を行っている。

ここ数年、新人弁護士の採用状況は改善傾向にあり、72期司法修習生が就職活動を行った時点では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響も無く、売手市場であったといえる。しかし、一斉登録を見送らざるを得ない者があったり、就職後の経済状況が必ずしも良好でなかったりという状況に変わりはない。また、73期以降の就職活動は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を正面から受ける可能性がある。

加えて、近年、採用時のハラスメント行為が報告されており、法曹人口以外の問題も論じられているところである。

これらの問題は、弁護士業界内部の問題にとどまらず、究極的には弁護士に対する社会の信頼、ひいては司法制度そのものへの信頼にもかかわることであり、弁護士会としての対応が必要な論点である。

(2) 新人弁護士採用問題の現状

新人弁護士の採用問題（司法修習生から見れば就職問題）に関しては、以下のような傾向がみられる。

ア 採用先について

新人弁護士の採用状況の改善を示すものとしては、一斉登録時（毎年12月時点）における未登録者数（任官、任検を除く）が、2016（平成28）年12月の69期までは400人台であったのが、70期（2017〔平成29〕年12月）では356人、71期では334人（2018〔平成30〕年12月）、72期（2019〔令和元〕年12月）では315人と、着実に減少傾向にあることが挙げられる。さらに、72期の未登録者数は、2020（令和2）年1月時点では、91人にまで減少している。未登録者の中には、企業や官

公庁への就職者が一定数含まれていることが推測されることから、昨今の採用状況全体としては、相当程度改善傾向にあったといえる。

一方で、新人弁護士の約57%が東京三会で弁護士登録をしており、大阪弁護士会及び愛知県弁護士会も合わせると、新規登録する司法修習終了者の約7割が大都市圏の弁護士会に登録している。

実際、地方の単位会では、新人弁護士を採用するため募集をしても、司法修習生の応募がないケースがあり、需要と供給が必ずしも一致していない状況も見られる。

加えて、前述のとおり、73期以降の就職活動は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を正面から受ける可能性があり、弁護士会としては、一斉登録時の登録者数及びその後の未登録者数の推移を注視し、未登録層への働きかけを行うことが必要である。

イ 就業条件について

新人弁護士の就業条件（主に年俸）については、一定の改善がみられるものの、必ずしも良好とは言えない状況が続いている。

日弁連の調査によれば、59期の段階では、年俸換算で500万円以下の層は7.6%に過ぎず、500万円超～600万円以下の層が35.2%、600万円超の層が57.2%を占めていたのに対し、新65期では480万円以下の層が54.5%と過半数を占め、300万円以下の層が8.7%存在した。次いで、68期の会員に対して行ったアンケートによると、年俸換算で480万円以下の層は63.6%にまで増加していた。対して、2018（平成30）年実施の70期に対するアンケートでは、360万円以上480万円以下が36.2%、600万円以下が23.4%となり、年俸額について一定程度の改善の兆しが見えていた。

しかし、70期以降の新人弁護士の半数は、所属弁護士数が10名を超える規模の法律事務所に就職しており、特に、所属弁護士50名を超える法律事務所への就職人数は、約350名にまで増加している。一方、従前、新人弁護士の就職先の大半を占めていた小規模事務所への採用数は、減少し続けている。2020年の新型コロナウイルス感染症拡大の影響が、同年以降の大規模事務所の採用数の大幅な減少及び待遇の悪化として現れた場合、73期以降の採用状況及び就業条件は、以前の水準以下に逆戻りする可能性が高く、その動向を継続的に注視していく必要性が高い。

ウ 非弁提携が疑われる事務所への就職について

2020（令和2）年6月24日に東京地方裁判所から破産手続開始決定を受けた弁護士法人東京ミネルヴァ法律事務所は、預り金流用等で約50億円の負債を抱えており、報道等によると、同事務所が広告等を委託していた会社との非弁提携関係が強く疑われている。同事務所の元代表弁護士は新63期であり、破産手続開始決定の直前まで同事務所に所属していた弁護士らは、いずれも64期～71期であった。

弁護士会としては、新人弁護士に対して、このような違法行為を行う事務所に就職することのないよう、継続的に注意喚起していく必要があり、凶らずも就職してしまった場合には、早期の退職を支援するなどの救済措置を講ずべきである。

エ 採用活動時のハラスメント

新人弁護士が就職活動を行っている際に、性的差別発言を受けたとの報告がなされている。具体的には、「子供を産むのは困る。」「女性は地元に戻ってしまう。」「今年は女性がほしい。」等といった発言があったようである。性的差別発言は女性に対してなされたものが多数であるが、男性に対する発言も存在する。

さらに、就職後に新人弁護士が先輩弁護士からセクシャルハラスメント（結婚や出産を一定期間しないように求める等）やパワーハラスメント（休日にも事務所に出所することを強要される等）の被害を受ける事態がみられ、これが早期の退所の一因となっている。

性的差別発言をはじめとするハラスメント行為は、被害者の人格権を侵害する行為であり、基本的人権の擁護を使命とする弁護士がなすべき行為でないことは論を俟たないところである。新人弁護士には、かかる行為を受けたことによる心理的負担、意欲の喪失等の悪影響が生じ得るものであり、これにより、事務所からの早期の離脱、OJTの効果の低下等の影響が生じる可能性がある。このことは、ひいては、弁護士業界全体の評価の低下を招くものである。

オ ミスマッチ

就職先を見つけることが困難なため、自分の希望する職務内容や就業条件での就職ができず、あるいは弁護士登録後、当初聞いていた職務内容や就業条件と乖離した就業環境に置かれて、早期に事務所を辞める者、事務所を異動する者が増加傾向にあるとの指摘がある。事務所内の弁護士との人間関係、就業環境、就業状況

との不適合、自分の目指す弁護士業務と実際の業務とのずれにより、雇用主弁護士とトラブルになる者、当初の志を失い、法曹としての廉潔性を失っていく者や、廃業せざるを得ない者等が増えるのではないかと危惧がある。

カ OJTの機会の欠如

日弁連が行った65期・66期の会員に対するアンケート調査でも、「日常的な事件処理の指導を受ける機会」が「ない」「無回答」との回答割合が15.5%に上っており、前記アンケートが自発的な回答者によるものに限られている（回収率27.4%）ことに鑑みれば、OJTの機会が欠如している新人会員は相当数に上っていると思われる。

キ 弁護士倫理や弁護士自治への悪影響の懸念

前記の状況、問題点等から、新人弁護士や勤務弁護士が、先輩の弁護士から必要な職業的倫理観やリスク管理の能力を学べず、これらを身につけることができないままになってしまい、非弁提携や弁護士報酬等に関するトラブルにつながる懸念される。また直截に依頼者に対し、一定の水準に達した代理人活動、弁護活動を行うことができない者が増加する懸念も生じている。さらに、先輩から後輩への職業的倫理観の承継等がなされないことにより、弁護士会等への帰属意識が薄れ、やがては弁護士自治に対する重大な危機が生じることも懸念される。

(3) 日弁連や単位会の取組みについて

新人弁護士の採用問題に関しては、日弁連がひまわり求人求職ナビを開設しており、各弁護士会等においても、採用情報説明会等の取組みが行われている。新人弁護士の就職に関する情報提供については、前記のひまわりナビのほか、アットリーガル等の弁護士会ではない企業等が運営するウェブサイト等も大いに活用されているところである。むしろ、新人弁護士にとっては、ひまわりナビよりもアットリーガル等が活用

しやすいという声も多々ある。しかしながら、弁護士登録後の事務所の移籍の場面では、ひまわりナビが大きな役割を担っている。日弁連や単位会は、アットリーガル等弁護士会以外の主体が提供する情報源が活用されている現状に鑑み、弁護士会としてどのような情報提供の仕方が合理的であるのかを常に検討し、ユーザーのニーズに合致した活動をする必要があるとされるであろう。

また、前述のように、司法修習修了直後までに就業先が見つからない者が存在することも事実であり、彼らを単に未登録者のままにしてしまうと弁護士会側では状況の把握も困難になり、有効な対策も取り得なくなる。修習修了時点で就業先が未定であった者でも、その多くが修了後6ヶ月程度で就業先を得ている状況があるため、修了後6か月を超えて就業先が見つからない者に対して、その者への求人求職情報の提供のみならず、例えば、需要のある法分野についての研修会の開催、受け入れ事務所への奨励金の交付といった対策が検討されるべきである。

さらに、新人弁護士の採用問題の解決には、新人弁護士に対する需要を高めることが有効であるところ、中長期的には、将来新人弁護士を採用する側に回る独立した若手弁護士が、継続的に安定的な経営ができるように、事務所経営に関する情報提供等を行うことも検討されるべきである。

なお、前記問題点のうち、新人弁護士に対するハラスメント行為については、それ自体許される行為ではなく、新人弁護士の意欲低下等の悪影響を引き起こすほか、結果として弁護士に対する社会の信頼を失わせることになりかねない。弁護士会は、弁護士に対するハラスメント防止の呼びかけ、研修を行う等して、それらの防止に努めるべきである。加えて、ハラスメント行為があった場合の被害者の保護、加害者への指導も弁護士会の責任において行うべきである。

第7 弁護士へのアクセス拡充

1 弁護士へのアクセス保障の必要性と現状

(1) 弁護士過疎・偏在対策の経緯

1964(昭和39)年の臨時司法制度調査会意見書は、「弁護士の大都市偏在化を緊急に是正しなければ、国民の

法的水準向上はもとより、裁判の適正円滑な運営すら阻害されるおそれがある」と指摘していた。1993(平成5)年の日弁連弁護士業務対策シンポジウムにおいて、「弁護士ゼロ・ワンマップ」が公表された。1996(平

成8)年の日弁連定期総会において、「弁護士過疎地域における法律相談体制の確立に関する宣言」(名古屋宣言)を採択し、すべての地方裁判所支部の管轄区域に法律相談センターを設置することを決めた。さらに1999(平成11)年に、日弁連は、東弁からの司法改革支援金1億円及び日弁連創立50周年記念事業特別基金からの繰入金等を財源とする「日弁連ひまわり基金」を創設し、同年12月の臨時総会において、弁護士過疎・偏在対策が本来的に公的資金による解決を志向すべきものであるとしつつも「自らの負担により活動を展開しなければならない」旨を決議し、その活動資金に充てるため、全弁護士から特別会費を徴収することとした。2000(平成12)年の定期総会において、「司法サービスの全国地域への展開に関する決議」を採択し、公設事務所・法律相談センターの設置にさらに取り組むことを決めた。

2006(平成18)年10月に開業した日本司法支援センターは、過疎地における法律事務所(司法過疎対応地域事務所)の設置を始めた。2007(平成19)年12月の日弁連臨時総会において、弁護士偏在解消のための経済的支援に関する規程を採択し、2010(平成22)年4月にひまわり基金による弁護士定着支援制度を統合し、過疎地域・偏在地域への弁護士定着を促進するとともに、そうした弁護士を養成する拠点事務所の設置と支援に取り組むこととした。

しかしながら、2011(平成23)年の東日本大震災においては、被災者の多くが弁護士過疎地に居住しており、「いつでも、どこでも、だれでも良質な法的サービスを受けられる社会」が実現できていなかったこと、過疎対策の重要性が改めてクローズアップされた。

2012(平成24)年の日弁連定期総会において、「より身近で頼りがいのある司法サービスの提供に関する決議—真の司法過疎解消に向けて—」(大分決議)を採択して、地方裁判所支部単位に限らず、アクセスの不便性や具体的ニーズを考慮して必要性が高いと判断される地域に必要な法律事務所の設置を進め、日本司法支援センターや地方自治体等と連携しつつ、法律相談センターを始めとする法的サービスの提供態勢を更に整備していくべきことを確認した。

(2) 弁護士過疎の現状と原因

全国に存在する253ヶ所の地方裁判所の本庁及び支部のうち、その管轄地域に弁護士が0又は1人しかないな

い、いわゆるゼロ・ワン地域に関しては、2010(平成22)年1月時点でゼロ地域が解消し、2011(平成23)年12月18日にはワン地域もいったん解消した。その後も、ワン地域の発生とその解消が繰り返されており、2020(令和2)年7月1日現在、ワン地域が2箇所存在している状況に至っている。

過疎・偏在地域で弁護士が独力で開業しない原因は次のとおりと考えられている。①経済活動や文化活動が充実している都市部の魅力、②配偶者や子、親との関係、教育環境、③事件の多様性、④需要の有無、⑤縁故の有無、⑥裁判所への距離といった理由があげられる。しかし、ひまわり基金事務所や法テラス地域事務所の経験からみて、かえって過疎・偏在地域の方が事件の種類も多様であり、同地域での弁護士活動には十分な魅力があるとの指摘もなされている。

2 法律事務所の必要性と役割

(1) 法律相談センターの役割

過疎地における法律相談センターの役割として次の2点が考えられる。①弁護士常駐の法律事務所を開設するまでの間の法律支援の必要がある、②法律事務所の法律支援を補完するため、法律相談センターを開設・維持する必要がある。

法律事務所を開設するほどの需要が見込めるかどうか、その一方で法律相談センターという「ハコモノ」を開設した場合の費用対効果、これらを考慮しつつ市民の司法アクセスの拡大に努めなければならない。

(2) 日本司法支援センターの役割

総合法律支援法が制定され、2006(平成18)年4月から日本司法支援センター(以下「法テラス」という。)が開設され同年10月に業務を開始して、法テラス事務所の常勤スタッフ弁護士は法律扶助の必要な市民の相談や刑事弁護活動を行っている。法テラスでは同法30条1項7号(同法改正前は同4号)に規定する司法過疎対応地域事務所を2019(令和元)年8月1日までに34ヶ所設置した。さらに、一部地域ではスタッフ弁護士が巡回法律相談を実施している。実質的な法律援助過疎地の解消のために日弁連・弁護士会と法テラスとは連携・協力して、弁護士過疎地域の解消と市民の司法アクセス障害の解消のための取り組みを行うことが望まれる。

(3) 弁護士偏在解消のための開設資金援助や定着支援対策

すべての市区町村には必ず複数の法律事務所が必要である。日弁連の担当委員会では、当面、弁護士1人当たりの市民人口を3万人以内とする目標を掲げて対策を講じることとした。

偏在解消対策地区に赴任する弁護士を養成する事務所に対する支援策として、開設支援、拡張支援、養成費用支援という経済的支援策がある。また、偏在解消対策地区で開業する弁護士や弁護士法人に対する支援策として、定着等準備支援、独立開業支援、常駐従事事務所開設支援、特別独立開業等支援という経済的支援策がある。

修習生の修習地の拡散、配属人数の増大は修習地での就職の拡大要因となっており、偏在解消対策地区での開業に結び付くことが期待される。

(4) ゼロ・ワン地域解消型法律事務所の課題

2020（令和2）年7月1日時点で、ひまわり基金事務所は累計121ヶ所開設され、そのうち弁護士が定着した事務所は82ヶ所である。この類型の事務所の課題として、以下の3点が挙げられる。

1点目として、赴任・交替する弁護士の確保と養成の問題がある。新規登録弁護士が増大するに伴い過疎地での法律支援の担い手となる新人弁護士は数多く誕生した。この流れを維持するように受験生や修習生に対する必要性の周知を欠かすことができない。同時に、新規登録弁護士に対し多種多様な法律事務を習得させる養成事務所と、ひまわり基金法律事務所や7号地域事務所から任期明けに帰還する弁護士を受け入れる法律事務所を確保しなければならない。

2点目として、事務所開設・運営資金の問題がある。過疎地に赴任を決断した弁護士には開設資金・運営資金についての不安がある。日弁連は2016（平成28）年3月をもって特別会費の徴収を終了させ、それ以降は一般会計からの繰入れによってひまわり基金を運営している。過疎・偏在地域が解消しても運営資金援助の必要性はなくならないので、今後も同様の支援を継続していく必要がある。

3点目として、ゼロ・ワン地域においては利益相反の問題がある。先んじて相談に訪れた市民は弁護士による支援を受けられるが、相手方は弁護士に委任しにくくなっている。この問題を解消するために複数事務

所を実現しなければならない。

(5) 都市型公設事務所等拠点事務所の役割

都市部においては弁護士も法律事務所も多数存在するが、市民のアクセスが容易かという点必ずしもそうではない。都市型公設事務所が開設され、地域の市民の相談にあずかるだけでなく、過疎地に赴任する弁護士の養成と任期明け後の帰還受け入れ、被疑者・被告人国選弁護等刑事裁判への集中審理対応、任官弁護士のための受け入れ、判事補・検察官の他職経験の場、リーガルクリニックの実施を担うことなどが期待されている。

東弁は、現在3ヶ所（池袋、北千住、立川）で都市型公設事務所を設置している。上記目的にかなう機能の発揮・充実が期待されるが、一方で収支のバランスを考慮する必要もあろう。

(6) 女性弁護士の偏在問題

弁護士の絶対数が確保されたとしても、残る問題として過疎地域における女性弁護士不足がある。2015（平成27）年1月1日時点で、地裁支部管内に女性弁護士がいない地域は全国に59ヶ所ある。アンケートによると、期間限定、所得保障、研修体制、出産育児時期における支援、セキュリティ面の充実などがあれば過疎地での業務に取り組む意欲が認められる。DV、離婚、子ども虐待、高齢者への虐待、性犯罪等に対して女性の視点が必要不可欠である。また、地域の各種委員会にも女性の参画が必要である。

このように、女性弁護士の偏在解消のために、女性弁護士や女性修習生の望む改善策と工夫を行う必要がある。例えば、日弁連のひまわり基金を女性弁護士偏在解消という視点からも活用できるよう、制度の改変をしていくことなども検討すべきである。

(7) 全会員による支援・人材の確保・経済的支援

過疎解消型事務所へ赴任して市民のアクセスを保障しようという意欲を持つ若手弁護士に対して、経験豊富な弁護士は、多様な支援に努め、これからもその意欲を減殺することなく発展させるための協力を惜しんではならない。

若手法曹の指導のために、都市型公設事務所や拠点事務所に常在する中堅以上の弁護士を確保することが重要な課題となっている。中堅以上の弁護士には、都市型公設事務所や拠点事務所へ赴任することに、経済的な課題と任期明けの不安から躊躇する傾向が認めら

れる。こうした課題の解決に取り組み、単位会を越えた人材確保に努めなければならない。

3 アウトリーチから司法ソーシャルワークへ

(1) さらなる司法アクセス改善の必要性

現在、我が国において、高齢者の占める割合は約28パーセントとなっている。その上、近時の厚生労働省研究班の報告においては、認知症高齢者が2012（平成24）年時点で約462万人にも及ぶとの推計もなされている（平成29年版高齢社会白書による）。そして、超高齢化社会を迎え、今後、認知症高齢者の人口、割合は増加していくものと見込まれる。

さらに、障がいをもつ人となると、身体障がい約436万人、知的障がい約108万2,000人、精神障がい約419万3,000人（いずれも令和元年版障害者白書の概数による）となっている。そのうえで、同白書は、この数値に関して、「複数の障害を併せ持つ者もいるため、単純な合計にはならないものの、国民のおよそ7.6%が何らかの障害を有していることになる」とまとめている。

(2) アウトリーチとは

このような、認知症その他の精神障がい、知的障がい等をもつ当事者にとっては、司法アクセスが極めて困難ないし不可能となってしまっている現状がある。すなわち、このような当事者の多くは、以下のような要因によって、司法へのアクセスがほぼできない状況にある。

- ・被害意識がない、または乏しい。
- ・意思疎通が困難である。
- ・物理的に移動できない、または移動困難である。
- ・弁護士が何をやる人なのかを理解できない、または理解困難である。
- ・相談窓口に関する情報を得られない。
- ・精神障がい等によって誤解に基づいた支援拒否をしている。

このような当事者が司法アクセスできるようにするべく、近時、「アウトリーチ」の必要性が弁護士の間でも議論されるようになってきた。ここに言う「アウトリーチ」とは、「被援助者が弁護士のところへ来訪するのを待つのではなく、弁護士の側から被援助者のところへ赴き、相談に乗ること」を言う。この「アウ

トリーチ」という単語は、古くからある福祉用語であり、福祉関係者の間ではかなり前から使われてきたものであるが、近時、公設事務所で使い始めたのを契機として、弁護士会関係者の間でも広く使われるようになってきた。被災地支援分野や高齢者・障がい者分野などを中心として、弁護士の間でも、この「アウトリーチ」に相当する活動が広がってきているものといえる。

もっとも、「アウトリーチ」は、弁護士の職域拡大の側面のみを強調すると、他の関係者からの信頼を損ないかねない側面をもっている。とくに、高齢者・障がい者の案件にあっては、当事者が抱えている法的問題のみを切り取り、そこだけを強引に解決しようとする、法的側面だけは解決したものの当事者のその後の地域生活にはまったく役立たない、ということが往々にして生じ得る。例えば、当事者の判断能力の低下が見られるために金銭管理がうまくできず、多重債務に至った案件において、自己破産や任意整理といった多重債務に対する処理をするだけでは不十分であるといえる。すなわち、それだけでは多重債務に至る根本原因を取り除くことができていないので、再び当事者が多重債務状態に陥ることを許してしまう。このような案件では、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業や成年後見、保佐、補助といった各制度を活用するとともに、介護保険法や障害者総合支援法上の各種サービス利用にもつなげることによって、経済面でも安定した地域生活を実現させていく必要がある。また、その際には、弁護士のみならず、行政や福祉サービス提供事業者といった福祉関係諸機関とも十分に相談・協議を行い、協働していく必要がある。

このように、「アウトリーチ」は、当事者の法的ニーズ・問題にアクセスするだけでなく、当事者の法的問題を含んだ生活課題全般の解決を視野に入れながら実施していかなければならないものである。

(3) ソーシャルワークの一環としての「アウトリーチ」

「ソーシャルワーク」とは、社会福祉援助の実践や方法の全体をいい、福祉関係の行政機関やサービス提供事業者が日々行っている活動の多くが「ソーシャルワーク」に当たる。例えば、生活上の困難を抱えている当事者に対して、援助者が、様々な社会福祉サービスなどを活用し、当該当事者の主体的な生活を実現していく活動などがこれに当たる。

先に述べたとおり、弁護士が「アウトリーチ」をするに際しても、当事者の抱えている生活上の課題・問題がどのようなものであるのかを十分に把握し、当事者の生活の中で、法的問題がどのような位置を占めるものなのかを吟味した上で、適時・適切に法的問題解決を図っていく必要があるが、これは、ソーシャルワークの一環としての位置づけになるものといえる。

しかしながら、現在、弁護士がソーシャルワークに当たる活動を行っても報酬等が得られることは多くない。そのため、弁護士のソーシャルワーク的な活動を広げていくためには、民事法律扶助制度や社会保険制度の中で「司法ソーシャルワーク加算」などの報酬体系を新たに創設し、弁護士の間においても、ソーシャルワーク的な活動が広がっていくように制度構築をしていく必要もある。また、地方自治体などにおいて独自予算付けを行い、弁護士のソーシャルワーク的活動に対して報酬を付与できるようにする取組みも推進していくべきである。また、司法ソーシャルワークを推進している法テラスとも協働を図り、法テラス内部で司法ソーシャルワーク活動に取り組む常勤弁護士を育成していくなどの方策もとっていくべきである。

4 これまでの法律相談センターと今後のあり方

(1) 司法アクセスの確保と法律相談事業

ア 法律相談事業の目的

東弁は、これまで、市民の弁護士に対するアクセス障害を解消する目的で、法律相談センターを設置し、法律相談事業を運営してきた。なお、近時では、法律相談センターの存在意義として、このアクセス障害の解消に加えて、若手会員に対する指導の場として機能していること、さらには、相談担当の結果として会員に対する業務提供の場となっている側面がある。

東弁が提供する法律相談サービスの内容としては、一般相談、クレサラ相談、家庭相談のほかに、消費者問題、医療問題、労働問題等があり、事案の特殊性・機動的対応等の要請から適宜特別相談を実施し、また、高齢者・障害者総合支援センター（オアシス）、民事介入暴力センター、子どもの人権救済センター、外国人権救済センター等でも法律相談・事件斡旋を行っている。

イ 日弁連の司法アクセス拡充の動きとの関係

一方、日弁連においても、日弁連公設事務所・法律相談センター委員会を中心として、弁護士過疎地域における常設法律相談所の開設を推進し、市民の法的需要に応えるべく活動してきた。

日弁連の弁護士過疎・偏在対策にかかる活動は、東京都内の大部分の相談事業には直接的に当てはまるものではないが、市民が司法に容易にアクセスできる社会の実現を目指すもので、東弁の活動と目的を同じくする。日弁連の動向には絶えず注目し、積極的に協力していく必要がある。

(2) 相談件数の激減と収支の赤字化

ア 最近の相談件数と収支の状況

東弁単独及び東京三会同の法律相談事業で行われる法律相談の件数は、2007（平成19）年度をピークとして大きく減少してきた。法律相談事業会計が特別会計化された2008（平成20）年度から2015（平成27）年度までの東弁及び東京三会の法律相談センターにおける東弁会員による相談件数（多摩支部運営の八王子、立川、町田は除く）は2008（平成20）年に約2万1000件であったものが、2014（平成26）年度には約1万1,000件と約半数となり、近時は下げ止まりの傾向はあるものの、年間約1万2,000件で推移している。

法律相談件数減少の原因としては、過払金返還請求を含む債務整理事件が減少したことの他に、弁護士数が大幅に増加したこと、インターネット等の手段による弁護士の業務広告が飛躍的に普及したことなどによって弁護士に対するアクセスが相当程度改善されたこと、インターネット検索で相当程度に高度な法的知識を容易に得ることができるようになったことなどが考えられる。

法律相談の件数が大きく減少した結果、法律相談事業の収入源である法律相談料と負担金（納付金）が減少し、法律相談センター事業に関する東弁の収支は、2010（平成22）年度から赤字となり、2013（平成25）年度は法律相談会計全体で約5,400万円、法律相談センター事業では約6,200万円の赤字、2014（平成26）年度は全体で約5,900万円、センター事業では約7,000万円の赤字を生じさせることとなった。なお、2015（平成27）年度には、負担金割合の引上効果や未納負担金の督促強化に加え、法律相談会計の繰り入れ内容の変更などによって、法律相談会計としては約770万円の

黒字となっている。

もちろん、弁護士に対するアクセス障害の解消・緩和や、受任機会・OJT機会の提供といった法律相談事業の目的と機能に鑑みれば、多少の収支赤字となることはやむを得ないが、多額の赤字の存在は、東弁の財政を悪化させるだけでなく、東弁の他の事業の実施に悪影響を及ぼしかねないことから、今後も大幅な赤字が生じないようにする必要がある。

イ 法律相談事業改革PTの設置と答申

上記の状況を踏まえ、東弁では、2014（平成26）年11月の臨時総会において、法律相談事業の改革に関する基本方針を定め、これに基づいて法律相談事業改革PTが設置され、法律相談事業の適正な運営を図るための改善策を答申することとされた。

同PTでは、法律相談事業の社会的意義・存在価値の観点からは必ずしも黒字事業であり続けなければならないものではないが、現在の赤字額はあまりに多額であり、法律相談事業の意義や価値とのバランス上許容されうる赤字幅に抑えることが必要であるとの観点に立って、全ての法律相談センター及び実施されている法律相談の実情を調査し、今後採りうる支出の削減策及び収入の増加策並びに個別のセンターにおける問題点について議論が深められ、2015（平成27）年12月に法律相談事業の改善策に関する答申書が提出された。

ウ 財政改革実現WG

東弁では、財政状況の悪化を受けて、2019（令和元）年3月に財政改革実現ワーキンググループが立ち上げられ、その中に法律相談チームが設置されて、法律相談事業の収支改善と今後の法律相談事業の在り方の検討がされているところである。この検討状況も踏まえつつ、今後の法律相談センターについては、以下に述べるような具体的な相談件数・収入増加策及び支出軽減策が速やかに実行されなければならない。

(3) 今後の法律相談センターの在り方

ア 相談件数・収入増加策の実行

イ 相談料の減額ないし無料化

30分5,000円の相談料を減額ないし無料化すると、その結果として相談件数が大きく増加することが見込まれ、負担金も含めた収入全体の増加に結びつく可能性がある。全面無料化を実現した札幌弁護士会や、30分5,000円から2,000円への減額を実施した千葉県弁護士会では、いずれも相談件数が2倍から3倍程度まで増

加したとの報告がある。他方で、相談業務の対価を否定することの理念的な疑念に加え、相談料収入の減少を補うだけの事件受任が確保できるのか、弁護士会での相談以外の相談業務への無料圧力になるのではないかなどの疑問も提起されている。東弁においては、2016（平成28）年1月から錦糸町法律相談センターを縮小移転し、東弁単独運営のセンターとした上で試験的に相談料を30分2,000円に減額しており、相談件数も現在のところ縮小移転前との対比で約2.5倍となっている。また、2015（平成27）年4月以降新宿センター・蒲田センターにおいて労働相談の無料化を期間限定で行っていたところ、現時点において相談件数がほぼ倍増していたため、2018（平成30）年6月からは労働者側の相談については無料化を本格実施した。しかし、他方で、いずれも収支全体としては改善したとは言い難い状態である。この実績も踏まえて相談料減額の効果を検証し、相談料の無料化の可否も含めて検討されるべきである。

イ 相談申込チャンネルの拡充

① ネット予約

2015（平成27）年4月から東京三会共同運営型法律相談センターについてインターネット上での予約受付が開始され、10月からは東弁単独運営型センターでもネット予約が始まった。その予約率（予約件数全体のうちネット予約の件数が占める割合）は、当初は5%台であったものが徐々に増加し、近時は10%を超えるようになっている。相談申込者の利便性や人件費削減の観点からも、ネット予約の広報に更に注力すべきである。

② 電話相談

蒲田センターでは、開設当初より従来のテレフォンガイド（各種相談窓口への振り分け）から一歩踏み込んだ電話ガイド（実質的な電話相談）を実施しているが、その件数は年間1万件を超える状況にある。また、自治体等の外部機関・団体からも電話相談に関する問い合わせがある。そこで、2015（平成27）年12月から、北千住センターにて本格的に電話相談（弁護士PHONE）を実施しており、相談件数は月間1,500件を超える状況である。

他方で、電話相談には雑多かつ対応に苦慮する相談も多いことから相談担当者の負担は大きい上、受任率も極めて低率に止まっている。相談担当者には当初日

当が支給されず、現在では支給されるようになったものの、面接相談等との対比でも低額である。加えて、電話相談に対するクレームも少なくない状態であり、弁護士会の広報という意味でも功罪相半ばする状態である。

以上の状況を踏まえ、蒲田センターの場所の移転に伴い従前蒲田センターで行っていた電話相談を霞ヶ関センターに移転するとともに、弁護士PHONEについては2019年12月末を以って廃止することとなった。電話相談の継続の可否については、継続する場合の相談担当者への更なる支援も含めてなお検討の必要がある。

③ 外部機関・団体等との連携

2015（平成27）年度に実施された新宿区歌舞伎町でのぼったくり撲滅への協力により、警視庁との信頼関係が構築され、今後、警察に寄せられる相当数の相談を上記電話相談に誘導してもらうよう各警察署にチラシを備え置かれるようになった。また、自治体との連携拡大も重要な課題であるが、これも電話相談の拡充により進展をみる可能性がある。そのほかに、ショッピングモール等との連携による店舗内相談や、各種業界団体・協会等との連携も模索しており、現在いくつかのイオンショッピングモールや郵便局で法律相談を実施している。

㉔ 法律相談担当者の質の確保

近時の弁護士数の飛躍的増加に伴い、法律相談センターの相談担当の大部分を若手弁護士が担う状況となり、相談者からの苦情も増えていて相談担当者の質の確保が急務となっている。公平性の原則に配慮しつつ、次のような取り組みの実施を検討する必要がある。

① 研修の充実・義務化

研修対象分野を拡充するとともに、法律知識だけでなくカウンセリング能力の向上等を養成する研修も行う。また、義務研修の対象を拡大する。

② 分野別及び専門相談の拡充

専門的分野の相談対応の拡充だけでなく、現在、一般相談の対象とされている分野（離婚問題など）についても精通した弁護士による対応を実施する。また、専門認定制度の創設も検討する必要がある。

③ 若手弁護士と経験豊富な弁護士との共同相談・受任体制の構築

相談担当者には一定の経験年数を資格要件としつつ、若手弁護士との共同相談・受任体制を取ることで、若

手弁護士に相談及び受任の機会提供を図ることが考えられる。

蒲田センターにおいては開設当初より若手弁護士の相談立会い及び共同受任の機会が付与される体制となっている（そのため、相談担当者には5年以上の弁護士経験が要件となっている）が、2016（平成28）年度からは若手弁護士支援のため、錦糸町センター及び蒲田センターにおいて、若手弁護士と一定の経験のある弁護士の共同相談・受任体制が試行されており、2017（平成29）年度も継続して試行された。また、東弁の若手会員総合支援センターでは、2018（平成30）年4月には蒲田センター及び北千住センターの相談の一部において若手弁護士と一定の経験のある弁護士の共同相談の制度を実施している。

㉕ 負担金

2015（平成27）年4月から、100万円未満の弁護士報酬について負担金割合を当面の間10%から15%に増加させた。将来的には、さらに負担金割合を上げることが検討の対象となり得るが、相談担当者の負担とのバランスを考慮することが肝要である。また、公設事務所所属の会員や多摩支部所管のセンターにおける納付金割合が原則よりも低率となっており（ポリウムゾーンの受任事件の割合で原則との対比で前者が半分、後者も3分の2）、公設事務所併設のセンターや多摩支部所管のセンターの赤字が他のセンターよりかなり大きいことからしても、会員間の公平という観点からしても、これらの納付金割合の引き上げを早急に検討すべきである。

㉖ 戦略的広報

従前、各法律相談センターでは、リーフレットの作成、区の広報誌への掲載、駅広告など実施してきたが、費用対効果の測定と検証が十分とはいえなかった。そこで、2015（平成27）年度、東弁は、専門業者（電通）に対して実態調査から戦略的広報手段の提案までを依頼した。この結果を参考に、法律相談事業について、有効な広報を検討すべきである。

イ 支出軽減策の実行

㉗ 賃料等

各法律相談センターにおける近時の充足率（相談予定コマ数に対する相談実施コマ数の割合）が各センター50%に満たず、相談室が空室になっている状況にあり、過大な規模になってしまっているといわざるをえ

ない。そこで、各法律相談センターの存在意義や特性を考慮した上で、縮小移転や廃止、又は空室の有効利用が検討されなければならない。

かかる状況を受けて新宿センター及び蒲田センターについては、2019（令和元）年11月に蒲田法律相談センターが、2020（令和2）年2月に新宿法律相談センターが縮小移転した。公設事務所併設の池袋法鶴率相談センター及び北千住法律相談センターについても、現在、池袋法律相談センターは縮小移転、北千住法律相談センターについては廃止の方向で検討が進められている。

残る赤字額の大きい多摩支部所管のセンターについても、縮小移転や廃止を具体的かつ速やかに検討すべきである。

イ) 日当の減額ないし廃止

東弁では2013（平成25）年4月から法律相談センターにおける大半の相談の相談担当者への日当を午前4,000円、午後6,000円に減額した。また、蒲田センター及び錦糸町センターでは時限措置ではあるが日当が支給されていない。他方、一部の特別相談については、日当が減額されず午前8,000円、午後12,000円が維持されているものがある。従前の日当額を維持している一部の特別相談や多摩支部所管のセンターについても、会員間の公平の見地からも減額を含めて検討すべきである。

他方で、日当の減額・廃止は相談担当者に負担を強いるものであり、更なる減額や廃止については慎重な検討が必要である。

ウ 弁護士紹介制度

東弁は2007（平成19）年4月から弁護士紹介センターを立ち上げ、従前からの外部団体主催の法律相談へ

の弁護士派遣や顧問弁護士紹介に加えて、事業者や公共団体等向けの紹介制度（特定部門紹介制度）と専門性の高い特定の分野について知識と経験のある弁護士を紹介する制度（特定分野紹介制度）を設けた。

しかし、特定部門・分野に限った弁護士紹介制度は市民に認知度が低く、市民の弁護士紹介のニーズとも必ずしも一致しているとは言えず、年間を通してまったく申込みがない部門・分野が多数存在した。両紹介制度全体における申込件数は2013（平成25）年度で47件、2014（平成26）年度で24件（試行的に実施された一般相談分野における紹介件数を除く。）しかない状況であった（なお、弁護士紹介センターの中小企業部門が2014〔平成26〕年度に設立された中小企業法律支援センターに、弁護士紹介センターが運営していた権利保護保険に対応するリーガル・アクセス・センター〔LAC〕が2016〔平成28〕年度に設立されたリーガル・アクセス・センター運営委員会に移管された。）。

このような状況を踏まえて、2018（平成30）年4月から従前の特定部門・分野の区別を廃止し、弁護士紹介センターは非事業者に対する弁護士紹介のみを取り扱うこととする（事業者の弁護士紹介は中小企業支援センターで取り扱う）とともに、紹介対象分野も一般民事事件など従前取り扱っていなかったものに拡充することとした。

現時点で従前より多数の紹介依頼がある状況ではあるが、今後、より広報に努めるとともに、紹介依頼内容の検討などを行う必要がある。

このような状況及び法律相談センターの外部相談のコストを考えれば、弁護士紹介制度により重点を置いた体制構築を検討すべきである。

第8 弁護士の国際化の課題

1 国際化に関する現代的課題

(1) はじめに—国際化への基本的対応

従来、弁護士業務の国際化は国内の業務とかけ離れ、主に涉外弁護士の世界の問題であると認識されていた。しかし、今、世界では、外国の弁護士に対する市場の開放、隣接業種との提携の推進など弁護士業務の「自由化」の議論が盛んになされている。また、広告制限・

弁護士報酬規制などの弁護士会の内部規則を撤廃し、法律サービス市場に競争原理を導入するべきであるという主張もされている。WTOのGATS交渉では、専門職のライセンス及び資格の自由化について討議され、同様の議論が米国やEUとの二国間交渉のなかでもされてきた。さらに、金融商品取引法や独占禁止法などの分野では「法制度の急激な世界標準化」の流れも感

じることができる。

こうした弁護士職に関連する世界における動きは、司法改革の議論の中で、そのまま我が国に影響を与えている。

2001（平成13）年6月12日に発表された司法制度改革審議会意見書でも、我が国の法曹も、弁護士が国際化時代の法的需要に十分対応するため、専門性の向上、執務体制の強化、国際交流の推進、法曹養成段階における国際化への要請への配慮等により、国際化への対応を強化すべきであり、また日本弁護士と外国法事務弁護士等との提携・協働を積極的に推進する見地から、特定共同事業の要件緩和等を行うべきであると述べられている。こうした意見は大いに傾聴するに値するもので、弁護士は臆することなく国際化に乗り出すべきである。他方で、グローバルスタンダードが特定の強国のスタンダードとならないように慎重に見極めるべきであり、我が国独自の文化や社会制度にも配慮したバランスのとれた国際化を目指すことが望まれる。

他方、弁護士の「コアバリュー（根源的価値）と直接相克する制度の導入」も実施されている。依頼者の秘密保持義務に関わるマネー・ローンダリング規制がその典型であり、現在の法律では弁護士に疑わしい取引の報告義務を課されてはいないが、2019（令和元）年秋にFATF（金融活動作業部会）の審査が我が国で実施され、弁護士の活動も審査されており、今後の動向を注視する必要がある。さらに、英国では弁護士への苦情の増大を背景に「弁護士団体の自治への警鐘」となるようなクレメンティ報告が政府に提出され、2007（平成19）年には弁護士に対する苦情処理などの機能を弁護士会から独立の機関に移す法律サービス法が成立し、弁護士の懲戒権を弁護士会から独立したリーガル・サービスーズ・ボード（LSB）に帰属させた。この傾向は、英米法系の国において特に影響を与えている。

こうした世界及び国内の動きを、間近に感じるときに、私たちが取り組むべきいくつかの課題が見えてくる。

第1に、弁護士業務の国際化に迅速に対応することである。国際社会において弁護士業務の自由化をめぐる流れは、WTO体制の下で急速に進展している。自由化の行き着くところ、相手国で与えられた資格を自動的に自国でも有効なものとして認めるという「相互

承認」の原則がとられ、外国で得た弁護士資格を我が国において自動的に認めなければならないという事態になる可能性さえある。現在、WTO交渉はとん挫しているが、交渉が進展することになれば、我が国の弁護士制度・業務に大きな変革を迫ってくることが予測される。他方で、法律サービスはFTA等の二国間の貿易交渉の中でも取り上げられ、FTA交渉で後れをとっている我が国において、法律サービスの面でも却って国際競争力を減殺されてきつつある。我々はこのような問題に関し弁護士会全体として危機意識を持ち、情報を共有化する必要がある。日弁連では2011（平成23）年に中小企業海外展開ワーキンググループを立ち上げて海外に進出する中小企業に会員が助言する制度を立ち上げ活発に活動している。また、こうした状況の中で、政府が設置した法曹養成制度改革連絡協議会において、法曹養成の出口戦略（将来法曹が活躍する分野の拡大）が検討され、その議論の中で、国際法務に係る日本企業支援等に関する関係省庁等連絡会議も実施されている。

第2に、弁護士の多様な国際活動の支援を強化することである。外務省などへの任期付公務員制度の推進、国際機関への就職の斡旋、法整備支援に関わる弁護士の育成などがかなりの程度進展してきたが、さらに充実させていくことが必要である。特に国際機関への弁護士の輩出は世界における日本の弁護士の認知度を高めることとなることから、さらに取組みを強化すべきである。世界の国々には、未だ法の支配（Rule of Law）が十分機能していない国や貧困問題から司法へのアクセスの実現にほど遠い国も多い。このような中で、日本の弁護士が積極的に国際協力や支援活動に参加し、現場でこれらの実現に貢献することが望まれる。

第3に、弁護士が法の支配に奉仕するプロフェッションとしての存在であることを再確認することである。社会の隅々まで弁護士のサービスが行き渡り、司法へのアクセスが容易になることを実現するために、さらに努力する必要がある。特に、海外ではAI等の技術の進歩による法律サービスの非弁護士による提供が問題となっているが、必ずしもそれを否定しているわけではない。社会への迅速かつ低廉な法律サービスの提供に対して肯定的な意見が多いからである。しかし、それが企業の利益追求の可能性等の負の側面があることも確かであり、弁護士の担うべきプロフェッション

としての部分を明確にすることが必須となる。

第4に、情報の収集と効果のある施策を実行するために、外務省・法務省等とも連絡を密にし、弁護士独自の性を保持しつつ適正な自由化を図る努力を展開し、米国法曹協会（ABA）、欧州弁護士会評議会（CCBE）、国際法曹協会（IBA）、ローエイシア等の海外の法曹団体とも協力をはかっていくべきである。

以下、関連する具体的な問題について述べる。

(2) 国際化による弁護士制度・業務への影響

ここでは、国際化のもたらす弁護士制度・業務への影響に関する問題点として、①世界貿易機構（WTO）等における自由職業サービスの国際的規制緩和の問題、②主に巨大国際会計事務所との提携を問題点とする異業種間共同事業（Multidisciplinary Practice、いわゆるMDP）の問題、及び③新事業体（Alternative Business Structure、いわゆるABS）の問題を取り上げて論じる。

ア WTO等における国際的規制緩和

国境を越えたサービス業へのニーズが著しく増加したことから、1986（昭和61）年に始まったGATTウルグアイ・ラウンドでは、従来の関税等の物の取引に関する障壁の撤廃にとどまらず、弁護士業務を含むサービス関連業も自由化交渉の対象に追加し、サービス貿易を国際的な共通ルールで規律するための条約として、GATS（サービス貿易に関する一般協定）が1995（平成7）年1月に発効した。我が国が同年に外弁法を改正して強制的相互主義を任意的相互主義に改めたのは、最恵国待遇を基本とするGATSの原則に合致させるためであった。

サービス貿易を含む貿易を律する法的な拘束力を持つ新たな国際機関である世界貿易機構（WTO）の下で、弁護士業務はGATSに組み込まれ、その自由化交渉はGATSを枠組みとして進められることになった。GATSは多国間条約であるので、WTO加盟国はGATSの改正など新たな協定が締結された場合にはその内容と異なる法令（例えば弁護士法や外弁法など）を改正すべき国際的な義務を負うことになる。このように、WTO体制は、従前のGATT体制と比してその法的重みを著しく増しているといわなければならない。WTOの現在のラウンドは、2001（平成13）年11月にドーハで開催された閣僚会議で開始が宣言されたドーハ・ラウンドと呼ばれているが、そのドーハ・ラウン

ドではサービス貿易一般協定（GATS）によるリーガルサービス貿易を含むサービス貿易のいっそうの自由化を求めて、現在も交渉が続いている。

WTOの自由職業サービス作業部会（WPPS）は、国際化が最も容易な会計サービスの分野から着手し、1997（平成9）年5月に「会計分野の相互承認協定又は取決めの指針」（資格の相互承認ガイドライン）を、1998（平成10）年には、「会計分野の国内規制に関する法律（多角的規律）」を採択した。この規律は現時点では法的拘束力はないが、新ラウンドの終結までに、自由職業サービス全般の規律とともにGATSの一部として法的拘束力のあるものにするのが合意されている。1999（平成11）年4月に開催されたWTOのサービス貿易理事会は、自由職業サービス全体の規律作成作業を急ぐため、自由職業サービス部会を発展的に解消し、新たに「国内規制作業部会（WPDR）」を設置した。同作業部会はサービス全体に関わる資格要件・手続、免許要件・手続、技術上の基準の規律などを作成する任務が与えられている。したがって、ドーハ・ラウンド終了後WTOサービス貿易交渉は停滞しているが、その動向は注視する必要がある。

イ MDP－巨大国際会計事務所の法律業務への進出

巨大国際会計事務所が本来の会計監査や税務監査からコンサルティングへと範囲を広げ、MDPを通じて、法律サービスの分野に進出し、各国弁護士会にとって大きな脅威となっている。我が国では、弁理士、税理士、司法書士などの隣接業種との異業種提携の動きが見られるが、国際的には巨大国際会計事務所がその組織力・資金力・政治力・ネットワークなどを駆使して次々と弁護士事務所を買収しその傘下におさめ、MDPを通じて法律業務を行うという現象が起きた。

MDPの問題点は、①弁護士倫理上、弁護士は独立であるべきであるが、大資本を背景とした巨大国際会計事務所との共同化によりこの独立性が損なわれるおそれがあること、②会計事務所は、透明性の確保から一定の依頼者の業務について開示することを前提とした業務を行うのに対し、弁護士は依頼者の秘密を厳格に守らなければならない義務を負っていること、③会計事務所の利益相反基準が弁護士のそれより緩やかであり両者はなじまないこと等があげられており、いずれも重要な論点である。また、巨大国際会計事務所が法曹の市場に参入した場合、急激に多くの弁護士を雇

用することが予想され、そうした弁護士の雇用市場への影響も懸念されるところである。

以上の問題を解決しない限り、MDPを認めることは原則としてできないと考える。ただし、実際に税理士、弁理士及び司法書士との事業の共同化を様々な形でやっている弁護士事務所があり、こうした現象には、その認められる範囲を限定するなどの処置が必要である。

もっとも、エンロンなどの一連の会計事務所の不祥事事件が起きて以降、MDPに対する規制緩和の動きは下火になっているものの、会計事務所と連携し、そのブランドを使用した法律事務所も開設されており、その活動を注視する必要がある。

ウ ABS

ABSは、法律サービスについて他の事業体の資本参加（所有）を認めようとするものである。英国の法律サービス法は非法律家が法律事務所の25%までの所有を認め、2011（平成23）年後半には完全な所有の自由も認めようとしている。例えば、スーパーマーケットが法律事務所を所有して、各店舗で法律相談をすることが議論されている（テスコというスーパーマーケットが設置している）。このような法律事務所の所有の自由化は、オーストラリアでも解禁されている。

これに対して欧州の弁護士会（CCBE）は、弁護士の独立や守秘義務・利益相反などの点から否定的な見解を発表しているが、そうした点については所有者の利益に優先するという制度を保障することで対応できるとする意見もある。法律事務所の所有の自由化の問題は、実際の事業を共同化するMDPと並んで、世界の弁護士会が考えなければならない問題である。

(3) 日弁連の対応

日弁連では、弁護士の国際化の問題は主に外国弁護士及び国際法律業務委員会を中心に議論されているが、2011（平成23）年度には、国際パートナーシップ（International Partnership）の是非を主に議論する国際法律業務の発展及び在り方に関する検討WGが設置されて弁護士が外国の法律事務所のパートナーになることができるか、外国の弁護士が日本の法律事務所のパートナーになることができるか、という論点を議論するとともに、これからの国際法律業務の在り方について議論を重ねている。さらに、日弁連では、2015（平成27）年に法律サービス展開本部（本部長は日弁連会

長）を設置し、その中に国際業務推進センターを設けて弁護士の国際業務の推進を図っている。同センターは、日弁連内外の組織と連携して、各活動を行っている。例えば、外国人ローヤリングネットワークと共同してフィリピンにおける離婚、子供の認知活動に取り組んでいる他、国際公務キャリアサポート部会では、国際機関に弁護士を輩出するために、そのためのメーリングリストの開設やアドバイザー制度の設置や国際業務に関する連続講座を開設するなどの活動を行っている。また、中小企業海外展開ワーキンググループの活動は全国規模におよび、多くの弁護士が参加するようになった。今後の展開が期待される。

日弁連では、2016（平成28）年に国際戦略会議を設けて、組織横断的な議論を展開し、同年2月18日には「国際戦略（ミッションステートメント）」が策定された。さらに、2018（平成30）年から同会議において「国際戦略グランドデザイン」の策定が実施されて、2019（令和元）年7月18日に2019（令和元）年度版として発表された。また、同年6月の定期総会において「グローバル化・国際化の中で求められる法的サービスの拡充・アクセス向上を更に積極的に推進する宣言」が採択され、外国人関連案件に対する法的サービスの拡充、ビジネスと人権に関する取組みの推進、中小企業の国際業務支援の促進、国際仲裁・調停の振興、国際法務人材の育成などが宣言された。これは日弁連が国際活動について採択した初めての宣言である。

また、2018（平成30）年に設立された一般社団法人国際紛争解決センター（JIDRC）が2020（令和2）年3月に東京施設を開所し、国際仲裁を含む国際的な紛争解決の基盤となることが期待されている。2020（令和2）年は、新型コロナウイルスの世界での蔓延で海外との行き来ができなくなり、多くの国際会議が中止又は延期となった。しかし、他方でウェブ会議システムの急激な普及による海外との交信は格段にスムーズになり、弁護士の国際業務を拡大させる好機ともとらえるべきである。

2 外国弁護士の国内業務問題

(1) 外弁法改正の経緯

我が国では、法律事務は弁護士にのみに許容され、外国弁護士を含めて非弁護士による法律事務の取扱いは一切禁止されていたが、1986（昭和61年）に「外国

弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法」(以下「外弁法」)が制定され、一定の要件を満たすことで法務大臣の承認を得て、弁護士会への登録を認められた外国法事務弁護士(以下「外弁」)については、その資格国の法など一定の法律事務を取り扱うことが認められた。以来、外弁法には数々の改正が重ねられ、1994(平成6)年改正では、承認要件の職務経験年数に日本国内での労務提供年数を算入することが初めて認められ、併せて弁護士との一定限度での共同事業を可能とする「特定共同事業」制度が新設され、海外の所属事業体の名称を外弁事務所の名称として使用することも認められた。次いで1996(平成8)年改正では、日本を仲裁地とし外国人又は外国法人を当事者とする仲裁事件(国際仲裁事件)について、日本国外で当該事件の代理業務を受任した外国弁護士が外弁登録なくとも日本国内で代理業務を行うことが認められた。さらに1998(平成10)年改正では、職務経験要件が3年(そのうち日本国内での労務提供を1年まで算入可能)に短縮され、原資格国以外の外国での職務経験についても一定の条件下での算入が認められるとともに、資格を有しない外国の法についても当該国の弁護士資格者から書面の助言を受ければ取り扱うことが許容された。2003(平成15)年改正では、弁護士との完全一体型の「外国法共同事業」が許容され、外弁による弁護士雇用についても解禁される反面、外国法共同事業事務所における外弁の資格範囲外業務の禁止、雇用者外弁から被雇用者弁護士への不当関与の禁止が明示された。最後に2014(平成26)年改正では、外弁事務所の法人化が認められ、従たる事務所を設置することが可能となった。

以上の改正により、現在では我が国の外国弁護士制度は世界でもっとも開かれた制度のひとつと評価されるに至っている。

実際にも、当初懸念された外弁の激増や海外大手事務所の大規模進出といった事態は起こらず、2020(令和2)年10月1日現在、日弁連に登録している外国法事務弁護士の数は2019年比で7名増の441名、外国法事務弁護士法人の数は8法人となっている。東京等の大都市圏では、大規模事務所(100名超)のみならず中堅法律事務所(50~100名)及び小規模事務所でも外弁の雇用または外国法共同事業としての経営参画の例が増えている。

(2) 近時の動向

ア 外弁規制緩和の実現

今日では、国内市場の成熟化を反映して大企業のみならず中小企業でも海外展開が活発化し、さらにインバウンド訪日客の全国的拡大、日本人の国際結婚、海外移住、外国人長期就労者の増加に伴う渉外的な取引紛争、家事相続事案、刑事事件や入管事件の激増など、日本経済と日本社会全体の国際化を反映した法律業務の国際化が著しく進展している。大企業向けの渉外法律事務所のみならず、中小を含めた広範な企業や政府自治体における組織内国際法務と、渉外家事相続・外国人権利保護など個人向け国際法務の分野において、国際法務人材へのニーズが全国的に広がりを見せている。他方で、インターネットを利用した国際間の情報共有の拡充、IT技術や通信サービスの進化、LCC等の国際航空運賃の低廉化などにより、本拠地を離れ国境を超えての法律業務形態も普及しつつある。

かかる環境変化を踏まえ、国際的法律業務の対応力強化を図る視点から、日弁連と法務省は、2015(平成27)年から2016(平成28)年にかけて「外国法事務弁護士制度に係る検討会」を開催し、2017(平成29)年7月に、職務経験要件の緩和及び外国法共同事業事務所法人化の解禁に向けた報告書が取りまとめられた。また、同様の社会的背景から、2018(平成30)年3月には日弁連と法務省が中心となって「外国法事務弁護士による国際仲裁代理等に関する検討会」が設置され、外弁が代理しうる「国際仲裁事件」の範囲の拡大、国際商事調停事件への外国弁護士代理の許容などが提言された。

これを受けて、時々の政治情勢によりたびたび見送られたものの、2020年5月に改正外弁法が国会で可決成立し①職務経験3年要件を維持しつつ、日本国内の労務提供期間が2年まで算入可能となり、②外弁と弁護士との共同事務所の法人化(共同法人)が許容され、③外国弁護士が代理しうる「国際仲裁事件」の範囲が、外国居住者又は外国会社を当事者とする仲裁事件のみならず、外資系日本子会社(外国会社が株式の過半を保有する日本法人)を当事者とする場合、外国を仲裁地とする事案について日本国内で証人尋問等の審理を行う場合、さらに外国法を準拠法とする事案である場合にも拡大されることとなり、さらに④国際商事調停についても国際仲裁事件と同様に外国弁護士による代理

が許容されることとなった。今後は、改正法による新たな外弁規制を適正に運用しつつ、外国法事務弁護士の人材層拡大と弁護士との共同事業化を推進すること、また、我が国の国際仲裁及び国際調停業務をより一層活性化することが、課題となる。

イ ABS（非弁護士関与型法律事務所）の規制

ABSとは、Alternative Business Structureの略語であり、非弁護士が資本所有・経営管理にあたる法律事務所形態を言う。広義では、法律業務の遂行を支援する専門職（会計士、IT調査専門家、心裡カウンセラーなど）が弁護士とともに資本参加・経営参加する多種専門職事務所（Multi-Disciplinary Practice、MDP）を含むが、狭義では、法律業務の遂行に一切関与しない投資家や経営専門家などが純粋に投資対象、経営対象として所有・運営する法律事務所（投資型ABS）を指す。英国、豪州などでは株式上場して広く一般投資家に保有されている法律事務所すらある。

投資型ABSは、その構成上必然的に、弁護士が法律事務を独占し、非弁護士による法律事務への関与や収益参加を一切認めていない我が国の弁護士法と相入れないが、かかる非弁規制法理が海外の所属事業体にも域外適用されるかどうかは議論の余地があることから、外弁登録を通じた非弁規制の潜脱を防ぐために、2018（平成30）年4月、日弁連の外弁職務基本規定及び外国特別会員基本規程が改正され、投資型ABSに所属している外国弁護士の外弁登録はこれを一切認めないものとし、また、MDPについても、弁護士以外の専門職が過半数を支配しているときは、これに所属している外国弁護士の外弁登録を認めないものとされた。これを踏まえ、日弁連の外国弁護士及び国際法律業務に関する委員会において、登録済み外弁の所属事務所のABS性調査が実施され、あわせて法務省との協議を経て外弁の新規承認申請時に所属事務所のABS性を調査する手順が導入された。

今後はこれら手順の着実な実施によるABS規制の実効化が求められる。

(3) 今後の展望

巨大な資本力のある海外の弁護士事務所の無限定的な進出を許容すれば、弁護士自治など日本の弁護士制度の根幹を揺るがし、日本法に関わる法律業務の混乱を促進し、公益活動等の公共的役割を担う日本の弁護士の育成にも問題を生じかねず、ひいては日本の法文

化への悪影響も懸念される場所である。かかる視点から、新たに許容される混合法人における一定の業務規制やABS所属外弁の登録禁止など、適正な外弁規制の維持は必須である。

他方で、前述した日本経済と日本社会全体の急速な国際化という潮流を踏まえると、大都市圏における大企業向けの国際渉外法務のみならず、全国各地における中小企業の国際業務支援、渉外家事相続、外国人弁護・人権保護、国際的被害救済、環境保全活動などの拡充を図るため、日本弁護士と外国弁護士との連携協働を促進し、我が国の国際的法律業務を拡充し、ひいては弁護士界全体の国際対応力を強化すること、また、外国の弁護士事務所のさらなる進出により日本の弁護士事務所の国際競争力と業務品質を強化し、弁護士業務の拡大・専門化の促進を図ることも将来に向けて避けられない課題であり、かかる視点からすると、適正な規制の下での外弁資格要件の緩和、混合法人の許容、外弁が代理しうる国際商事仲裁事件の範囲拡大という近時の動向は是認しうるものと考えられる。

今後は、日本法の業務には日本の法曹資格を持つ者だけが携わることができるという資格制度の基本を前提としつつ、秩序ある国際化のもとで、弁護士と外国法事務弁護士がともに手を取り合い、本当の意味で我が国の司法作用の向上のための国際化を考えなければならぬ。日弁連は、2014（平成26）年に法律サービス展開本部内に国際業務推進センターを置き、2015（平成27）年には会長直属の国際戦略会議を設置して、国際戦略のミッションステートメント及びグランドデザインを策定し、国際取引、家事、相続、民事、刑事、人権、公務など広範な国際業務を全国的に推進している。さらに2019年（令和元年）6月の日弁連総会では「グローバル化・国際化の中で求められる法的サービスの拡充・アクセス向上をさらに積極的に推進する宣言」が採択された。東京弁護士会も長年にわたり、国際委員会と外国人の権利に関する委員会等を中心として、国際交流及び国際業務に取り組んでいる。

世界的な新型コロナウイルスの感染拡大により人の物理的移動が制約されつつも、デジタル技術を通じたバーチャルな人々のつながりと企業の活動が国境を超えて拡大・深化を続けており、これに対する法的対処や権利保護のニーズも急増している現状を踏まえ、今後さらに積極的かつ組織的に、外国弁護士資格者の受け入れと弁

護士との協働機会の拡大を通じた法曹界の「内なる国際化」の推進に取り組むべきである。

3 国際司法支援

(1) はじめに

1990年代の後半から、発展途上国を中心とする外国への我が国のODAとして、基本法の起草や法律家の養成といった司法の根幹に対する援助活動が行われてきた。日本政府としても、2009（平成21）年4月1日付けで「法制度整備支援に関する基本方針」を策定した。

このような動きの中で、日弁連は、我が国の法律家が海外で国際司法支援に積極的に参加する組織と制度を設計し、1995（平成7）年から活発な活動を展開してきた。

そして、2009（平成21）年3月18日、「日本弁護士連合会による国際司法支援活動の基本方針」が日弁連理事会において決議された。

このように展開されてきた国際司法支援活動について、2017（平成29）年6月1日付けで自由民主党政務調査会から「司法外交の新基軸 5つの方針と8つの戦略」の最終提言が公開され、新たな成長戦略として「司法外交」展開することの重要性が指摘され、2018（平成30）年6月15日付け「経済財政運営と改革の基本方針2018」においても司法外交が言及されており、新たな展開を迎えている。

(2) 日弁連による国際司法支援の基本方針

ア 基本理念

日弁連は、その国際司法支援活動の基本理念として、日本国憲法の基本理念である基本的人権の保障と恒久平和主義及び法の支配の実現を旨とする。

イ 基本方針

日弁連の国際司法支援活動実施に当たっては、上記基本理念の実現を目的とし、政治的不偏性と中立性に留意するとともに、活動プロセスにおいて、市民の自立支援・カウンターパートとの協働・フォローアップ評価の実施・参加する会員の安全に特に留意することとしている。

ウ 目的

2013（平成25）年5月に法制度整備支援関係省庁（外務省、法務省、内閣府、警察庁、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省を含む）において「法制度整備支援に関

する基本方針（改訂版）」が策定されている。かかる基本方針の中では「日本企業の海外展開に有効な貿易・投資環境整備や環境・安全規制の導入支援」を行うことが目的に掲げられている。また、前述のとおり、国際司法支援活動の一部を司法外交として構成する見解も提言されている。

上記理念並びに日本企業の利益及び外交上の利益の関係についてどのように整理するかは、今日的課題と言えるが、日弁連の行う国際司法支援活動については、上記理念を第一に基本的人権の保障と恒久平和主義及び法の支配を実現することを目的とし、そのための活動を行うべきと解される。

(3) 日弁連及び弁護士の法整備支援活動の経緯と展開 ア カンボジア王国

日弁連の国際司法支援活動において、カンボジア王国に関係する同活動が一番長い歴史を有している。また、その支援形態も、国際協力機構（JICA）のODAプロジェクトに参画するケース、日弁連独自にプロジェクトを提案して資金を得て実施するケースの2類型にわたる。また、その支援内容も、カンボジア王国の民法及び民事訴訟法の立法作業、裁判官、検察官、弁護士等の研修（トレーニング）、クメール語文献の資料供与等司法支援全般にわたる。したがって、カンボジア王国への国際司法支援活動は、日弁連にとって一つのモデルケースとなり得るものである。以下、具体的活動を簡潔に説明する。

ア JICAプロジェクトへの参画・協力

日弁連では、1996（平成8）年から2000（平成12）年までJICAが主催するカンボジア法律家に対する本邦での研修に講師を派遣し、研修旅行を行う等の協力をしてきた。

また、JICAは、1999（平成11）年3月からJICAの重要政策中枢支援・法制度整備支援プロジェクトを開始し、同国の民法及び民事訴訟法の起草、立法化、普及並びに人材育成に協力している。日弁連では、同プロジェクトの国内支援委員会及び事務局に会員を派遣するとともに、カンボジア司法省及び弁護士会に対し、これまで10名以上の会員がJICA長期専門家として赴任している。

2018（平成30）年から、司法アクセスをテーマとし、アジア・アフリカの数カ国からの研修員に対して2週間の本邦研修を行うプロジェクトをJICAから受託し、

同年及び翌年と実施した。

(イ) 日弁連独自のプロジェクト—カンボジア王国弁護士会に対する協力活動 日弁連では、日弁連独自のNGOプロジェクトを企画・実施している。

2000（平成12）年度から始まったJICAの小規模パートナーシップ事業を申請し、その第1号として承認され、2001（平成13）年7月からプロジェクトが開始された。さらに、2002（平成14）年9月から3年間の期間、JICAからの委託事業（開発パートナー事業）として「カンボジア王国弁護士会司法支援プロジェクト」を受託し、先の小規模パートナーシップ事業から引き続いてカンボジア王国弁護士会に対して支援を行なった。プロジェクトの上位目標は、「法の支配を担うカンボジア王国弁護士の養成」及び「法的サービスへのアクセスを向上させ法の支配を実現すること」とした。具体的な活動としては、①2002（平成14）年10月開講の弁護士養成校への技術支援、②同校で行われるリーガルクリニックへの技術援助、③現在の弁護士に対する継続教育支援、④女性弁護士の養成を通じたジェンダー問題に対する技術支援の4つを柱とした。同プロジェクトは、規模を縮小させながらも、2010（平成22）年6月まで、弁護士養成校支援を中心に継続した。

プロジェクト終了後も、日弁連は、その後も毎年弁護士養成校で、弁護士倫理、国際取引法などの講義を担当している。

2018（平成30）年になり、新たな取組として、法務省法務総合研究所国際協力部とも協同し、カンボジア弁護士を対象としたセミナーをカンボジアで行っている。日本政府の法整備支援により、同国の民法及び民訴法が起草・制定されたものの、その運用が十分にされていないとして、カンボジア弁護士会より支援要請がなされたためである。現在までに、相続、離婚、民事執行、民事保全、及び訴状の起案をテーマとして合計4回の現地セミナーを実施した。これらのセミナーはインターネットでライブ配信され、延べ人数で3,000人からアクセスがある等、一定の成果をあげている。

イ ベトナム社会主義共和国

ベトナムの法制度整備に関するJICAの重要中枢技術支援活動でも、同プロジェクトの国内支援委員会に委員を派遣し、またJICA現地長期専門家としてこれまで合計9名の弁護士が勤務している。さらに、同国

でのJICA主催のセミナー及び本邦での研修に、多くの弁護士が講師として参加してきた。

現在のベトナムでのJICAプロジェクトは、「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」として行われており、起草能力の向上及び法運用・適用の基盤整備を目的に行われている。また、2009（平成21）年6月に、ベトナム弁護士連合会（日弁連に匹敵する地方の単位会を統一する国の弁護士会、略称VBF）が設立され、その代表を日本に招聘して研修・交流を行い、その後毎年同弁護士会から研修員が訪日し、日弁連で単位弁護士会の運営などの研修を受けている。日弁連はVBFと2013（平成25）年に友好協定を締結し、東弁も2017（平成29）年に友好協定を締結した。

ウ ラオス

日弁連では、2000（平成12）年5月に同国に関する司法調査を実施した。その結果も踏まえて以下のような協力活動を実施している。

JICAの同国に対する国際司法支援プロジェクトに協力し、長期専門家としてこれまでに合計4名の会員が現地に派遣されている。また、法務総合研究所からの要請によるラオスなどの研修に講師を派遣してきたが、現地の弁護士数は近年増加しつつあるもののいまだに約200名である。日弁連は、今後の同国の弁護士育成に協力できる方途を模索し、2011（平成23）年9月に調査団を派遣し、2012（平成24）年から、2017（平成29）年まで、公益財団法人東芝国際交流財団の助成を受け、ラオス司法アクセス会議（2012〔平成24〕年9月）を開催したことを皮切りに、その後も毎年、司法アクセスの改善や弁護士養成制度の改善を目的に、現地セミナーや本邦研修などの活動を行った。

エ モンゴル

モンゴルでは、JICAの弁護士会強化計画プロジェクトが4年間にわたり実施され、合計3名の会員がJICA長期専門家として、現地で勤務してきた。また、2007（平成19）年1月には同国で開催された国際人権条約セミナーに会員2名が講師として派遣された。2011（平成23）年から2015（平成27）年までは、調停をテーマに、JICAの本邦研修を日弁連が受託して実施し、同国での調停制度の導入に寄与した。さらに、2013（平成25）年からは、モンゴル弁護士会のメンバーに対する本邦研修（但し渡航費及び滞在にはモンゴル側が負担）をも毎年実施している。日弁連は、2017

(平成29)年11月、モンゴル弁護士会(任意団体)及びモンゴル法曹協会(法曹三者の強制加入団体)と友好協定を締結した。

オ インドネシア

インドネシアでは、2007(平成19)年からJICAの和解調停強化支援プロジェクトに会員1名が赴任して、現地の最高裁判所などのカウンターパートと和解調停規則の作成及び調停人の育成プロジェクトを実施し、現在は終了している。

カ 中国

中国のプロジェクトは2008(平成20)年に開始された。中国の民事訴訟法及び仲裁制度の改善について協力するプロジェクトで、日弁連からは委員を派遣し、また現地にもJICA長期専門家として会員1名が赴任している。同専門家は、2019年、中国政府より、同国の経済や制度、文化の発展に貢献した外国人に贈られる「友誼賞」を授与された

キ ネパール

内戦を経たネパールに対し、JICAプロジェクトとして2009(平成21)年から民法起草支援が実施されているが、2010(平成22)年より弁護士1名が、2013(平成25)年からは同2名が、2020(令和2)年10月現在は1名が、長期専門家として現地に赴任している。

ク ミャンマー

ミャンマーでは、2011(平成23)年に新政府が発足して以来、改革が進められており、それに伴い法・司法セクターの改革も活発に行われている。現在、弁護士1名が長期専門家として現地に赴任している。

ケ 今後の展開

日弁連は、今後国際的な法曹団体や各国の法曹団体と国際司法支援の分野でも協力を拡大していくことを検討している。

日弁連は、International Bar Association (IBA)の団体会員として、これまで同団体の人権活動に幅広く参加してきた。2007(平成19)年には、紛争解決直後の国々に対する平和構築活動の一環としての国際司法支援活動を実施することを目的として、IBAが助力して設立されたInternational Legal Assistance Consortium (ILAC)の正式団体会員となり、2009(平成21)年3月には、国連民主主義基金からの助成資金により、イラクの弁護士に対する国際人権法・人道法のトレーニングプロジェクトをIBAと共に実施した。

2017(平成29)年5月にはILACの年次総会が東京で開催され、紛争下にあるシリアの法曹に対する支援活動などが報告された。

(4) 日弁連による支援体制整備

日弁連では、上記のような活動の広がり迅速に対応し、かつ有意で適任の人材を派遣できるように組織・人・資金面での基盤整備を行っている。また、アジア地域の弁護士会との交流を深め、国際司法支援の分野でも有効な協力活動を行う努力もしている。以下、詳述する。

ア 日弁連独自の支援プロジェクト

日弁連では2019(令和元)年に独自プロジェクトとして「平和で豊かな暮らしのために「法」をもっと身近に一正義へのアクセスを実現するための4か国の連携」をトヨタ財団の国際助成プログラムに応募し、採択されている。

本プロジェクトは、ベトナム、ラオス、カンボジアと日本との連携により、悩みを共有する者どうしが学びあいを通じて共通課題の解決を図る取組みであり、外部の知見や「受け手」の意見を積極的に取り込むという新たな枠組みで実施されるものであり、実施期間としては、2019(令和元)年11月から3年間を見込んでいる。

イ 国際交流委員会国際司法支援センター (ILCC)

国際交流委員会では、部会としての国際司法支援センターを設置し、国際司法支援に機動的に対応できる組織作りを行っている。同委員会は、国際的な事項について日弁連執行部を補佐している国際室とも緊密に連携し、日弁連全体でのプロジェクトを実施している。

ウ 日弁連国際司法支援活動弁護士登録制度

日弁連は、国際司法支援活動に参加する会員のプールとして、1999(平成11)年9月に「国際司法支援活動弁護士登録制度」(登録制度)を設立した。日弁連は、数々の会員の派遣に対する要請に応え、より良い支援活動を実施するために、日弁連が情報の基地(ハブ)となって国際司法支援活動に参加する会員間の情報の交流・交換の機会を提供できるように登録制度を設立したのである。国際司法支援活動に関して、国際機関、諸外国等から会員の推薦の依頼があった場合は、登録された会員に対してその情報を提供して希望者を募るか日弁連が登録者の中から適当な人材を推薦することになる。今後は、同制度の登録会員を増やすと共に、

専門分野ごとの類型化などのより効率的なデータベース化を目指している。

エ 国際司法支援に関する研修会

日弁連では、若手会員が国際司法支援活動の分野に参加する導入として、「次世代の国際司法支援を担う弁護士養成研修」と題する連続研修講座を2012（平成24）年と2015（平成27）年に行った。また、2018（平成30）年1月31日から5月31日までの期間「次世代の国際交流・国際司法支援を担う弁護士養成研修」を全6回実施した。今後も、新たに参加する会員を増やすための研修等を予定している。

オ 国際協力活動基金

国際司法支援も活動資金がなければ充実した活動はできない。日弁連の活動は、会員からの会費によるのが原則であるが、国際司法支援活動については、先に述べたJICA開発パートナーシップ事業のように外部からの資金を利用できる場合がある。そのためには、事業の会計が一般会計とは切り離されて管理され、その処理が透明でなければならない。そこで、日弁連では、2001（平成13）年3月に「国際協力活動基金」を設置し、同基金のもとで国際司法支援活動資金が管理されている。

(5) 新型コロナウイルス感染症と国際司法支援

2020年に生じた新型コロナウイルス感染症は、国際司法支援にも少なくない影響を与えている。新型コロナウイルス感染症対策のために水際対策の強化として人の国際移動を制限した結果、通常は、相手国とを往来しフェイス・トゥー・フェイスで行う国際司法支援活動もこれまでと同様の方法での実行は困難となった。

しかし、新型コロナウイルス感染症により社会の分断化や弱者への負担が見える化したことにより、国際司法支援が解決対象としてきた課題もより明確化されたともいえる。

そういった課題の解決のためにも、今後は、新型コロナウイルス感染症下での国際司法支援の在り方を模索する必要があるものといえる。実際にも、前述のトヨタ財団プロジェクトでは、現地弁護士会との間で複数回のZoom会議を行いながら準備を進めており、例えばカンボジアでは本年秋以降、弁護士の役割について一般の大学生を対象にしたセミナーを行う予定となっている。また、前述の司法アクセスに関する研修は、各国の研修員と日本の講師をZoomで繋ぐオンライン

形式で実施すべく準備しているところである。

4 国際民事紛争解決

(1) 国際民事紛争解決の基本構造（仲裁・調停と訴訟）

近年、経済活動のみならず市民生活のグローバル化に伴い、企業間及び個人間のいずれにおいても国際的な紛争が増加し、その対象領域も拡大している。そのような国際的紛争のうち、事業者間の商事紛争を解決する手段としては、国際商事仲裁の制度が発展充実し、国際商事調停も次第に認知されて今日に至っている。しかし、欧米各国及びアジア主要各国と比べると、我が国を仲裁地とする国際商事仲裁の件数は極めて少なく、国際商事調停についてもこれまでほとんど活用されていない。特に中小企業にとっては、費用や手続きの明確性の点でアクセスしやすい仲裁機関や調停機関のインフラが国内になれば、仲裁と調停を利用しようと思っても利用できない。さらには国際離婚、離縁、相続といった非商事的な民事紛争については、その解決に利用しうる国際的調停や仲裁の枠組みは未だその実現を見ていない。

そこで、後に述べる国際商事仲裁及び国際商事調停の基礎法令、手続規則、実施機関、物的設備、人的資源などのインフラを整備し、中小企業を含めた多種多様な事業者にも広く利用しやすくするとともに、私人間における紛争解決の最後の砦としての裁判所を国際的民事紛争にも活用しうるよう、国内の民事訴訟手続の改善と、国境を超えた国際的紛争にも我が国の民事裁判手続を利用しやすくする制度の確立が、増大する一方の国際的民事紛争を的確円滑に解決するために不可欠である。

(2) 仲裁及び国際民事訴訟法の現状

仲裁に関しては、2003（平成15）年に国連国際商取引法委員会（UNCITRAL／アンシトラル）制定のモデル仲裁法を踏まえた「仲裁法」が制定されたが、2006（平成16）年にUNCITRALモデル法が改訂され、仲裁合意書面性要件の緩和、仲裁人による暫定措置及び保全措置への執行力付与など、様々な改善が図られており、欧米アジア諸国の仲裁法がこれを導入しているのに対して、我が国の仲裁法は未だこの改正を反映していない。また、実際の手続運営にあたる仲裁機関や調停機関についても根本的強化が図られず、日本企業の海外事業と国際取引における紛争件数が増加して

いるにもかかわらず国内での仲裁件数は低迷を続けている。

他方、国際民事訴訟に関しては、ハーグ国際私法会議において、裁判所の選択合意に関して2005（平成17）年に「管轄合意に関する条約」が採択され、2012（平成24）年4月1日施行の改正民事訴訟法において、国際民事訴訟管轄の規定が新設され、労働契約と消費者契約については特則が設けられた。さらに、2018（平成30）年4月には、人事訴訟法の改正により、国際的な人事訴訟及び家事事件についての訴訟管轄規定が新設された。しかし、送達手続や証拠調べについての国際民事訴訟手続についてはハーグ条約、一部の国との二国間条約等で個別に対応しており、法的安定性と予見可能性に乏しい実情が続いている。さらには新型肺炎流行に伴う社会的制約のなかで表面化した我が国訴訟制度のIT化の遅れが、特に当事者が海外にある国際紛争事案では証拠資料、証言録取、期日間事務連絡等の電子化のニーズが高いことから、国際紛争の民事訴訟における大きなハードルとして認識されるに至っている。

(3) 現在の動きと今後の課題

ア 国際商事仲裁及び国際商事調停

上述の課題を克服するため、国際商事仲裁・調停の分野では、日弁連が2017（平成29）年2月に策定した「日本における国際仲裁機能を強化することに関する意見書」に沿って、特にインフラの整備が急速に進みつつある。

まず、2018（平成30）年2月、国際商事仲裁の審理手続を行う物的設備として、日弁連と社団法人日本仲裁人協会の共同により「財団法人日本国際紛争解決センター」が設立され、同年5月には大阪の法務省合同庁舎内に、国際紛争解決センター大阪が開設され、2020（令和2）年3月には東京にも同様のセンターが開設された。

また、2018（平成30）年6月には、日本で随一の一般商事仲裁機関である「社団法人日本商事仲裁協会」が報告書を発表し、海外仲裁機関の誘致、国内仲裁機関の充実、啓蒙の強化、人材確保、インフラ整備など7つの具体的方策を提言するとともに、これを踏まえた協会自らの改革に着手し、新たな仲裁規則を策定公表している。

2018（平成30）年8月には、日弁連と法務省が共同

で外国弁護士による国際仲裁代理規制の見直しの検討会を開催し、10月には報告書が公表され、外国弁護士が代理業務を行いうる「国際商事事件」の定義を拡大し、外国当事者の事案のみならず外資系日本子会社が当事者となっている事案や、外国を仲裁地とする事案において日本国内で証人尋問等の審理のみを行う場合を含めることが提言され、2020（令和2）年4月の外弁法改正によりこれが実現した。

さらに、2018（平成30）年11月には、日本仲裁人協会が同志社大学の協力を得て、同大学内に「京都国際調停センター」を開設し、審理室などの物的設備と事務職員などの人的資源を提供するとともに、調停人名簿の作成、専門研修の実施などの活動を開始した。

日弁連においても、こうした一連の動きに随時的確に対応しうよう、これまで法律サービス展開改革本部内の国際業務推進センター内の組織であった国際商事仲裁ADR部会を独立のワーキンググループに格上げし、2019（令和元）年6月に日弁連総会で採択した「グローバル化・国際化の中で求められる法的サービスの拡充・アクセス向上をさらに積極的に推進する宣言」では、他の主要課題と並んで国際仲裁及び国際調停を振興すべき旨とその理由が明記されている。

今後の課題としては、こうしたハードインフラ整備における大きな進展を踏まえ、我が国の国際商事仲裁及び調停の法令、設備、規則、人材などのソフトインフラ整備を着実に実行し、昨今の海外展開やインバウンド拡大によって国際的紛争にさらされがちな中小企業や個人事業者にとっても使い勝手のよい紛争解決手段とすることが求められる。特に仲裁法については、2006年UNCITRALモデル法を踏まえた改正が緊喫の課題であり、仲裁廷による暫定措置及び保全措置への執行力付与など実務的有益性のある措置の導入が求められる。さらに国際調停についても、調停による和解合意に国際的執行力を付与する「国際調停に関するシンガポール条約」が2019（令和元）年7月に国連総会で承認され、米国、中国、インド、シンガポール、韓国を含む46か国がこれに署名したことから、我が国でも早急な検討を進める必要がある。

他方で、2017（平成29）年12月には、最高裁において、仲裁人が公正独立性に疑いを生じさせる恐れのある事実の自主開示を怠り、これにより仲裁手続きに重大な違反を生じたとして、その仲裁人が関与した仲裁

判断の取消しを否定した高裁判決を破棄差し戻すという事案があった。仲裁法改正においては、仲裁制度への信頼を確保すべく、仲裁人の公正独立性担保の手段を充実させることも重要な課題となる。

イ 国際民事訴訟

国際民事訴訟に関しては、上述のとおりハーグ国際私法会議において、「民事及び商事に関する国際裁判管轄権並びに判決の承認及び執行に関する条約案」が検討・討議され、2005（平成17）年の外交会議で「管轄合意に関する条約」が採択され、その後、これら審議を参考として、国際民事裁判管轄に関する民事訴訟法改正が2012（平成24）年4月1日に施行され、2018（平成30）年4月には国際的な人事訴訟及び家事事件の訴訟管轄に関する人事訴訟法の改正が実施された。しかし、送達手続や証拠調べについてはハーグ私法会議での包括的条約合意が出来なかったこともあり、個別の条約や先例等に依拠するしかなく、法的安定性と予見可能性に乏しい実情が続いている。

今後は、さらに国際紛争の迅速的確な解決を実現するための制度的基盤として、国際送達、証拠調べ、外国判決執行の相互保障等の側面についても国際基準での立法化と国際共助の前進を図ることが求められる。また、我が国の裁判制度を外国人当事者や国際的争点を含む事案にも利用しやすくする観点から、既に導入が開始されている裁判の電子化を着実に実行するとともに、一定範囲での外国語証拠の和訳義務の緩和など、民事訴訟改革の枠組みにも国際化の観点から検討すべき課題がある。

(4) ハーグ条約（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約）

近年、国際結婚の増加に伴い、外国における結婚生活の破綻により日本人親が他方親の同意を得ずに子どもを日本に連れ帰り、子の返還や子との面会を求めても拒否されるという問題が深刻化している。こうした国境を越えた不法な子の連れ去りについては、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」（ハーグ条約）が、子どもを連れ去り前の常居所地国に迅速に戻し、子の常居所地国の裁判所の決定に委ねるべきことや、そのための国家間の協力などについて定めている。

ハーグ条約には、合理的で有用な条約であるとの評価がある一方、条約の機械的・画一的運用により、他

方親から子どもへの虐待やドメスティック・バイオレンスによる逃避的な帰国の場合に、子どもを常居所地国に返還することが子の利益に反することとなる可能性などの懸念が指摘され、日弁連内においても議論が分かれた。

そのため日弁連は、2011（平成23）年2月18日「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）の締結に際し、とるべき措置に関する意見書」を発表し、ハーグ条約が子どもの権利条約に定める「子どもの最善の利益」にかなうように適切に実施・運用されることを確保するために必要な事項を定めた国内担保法を制定することを提言した。

その後、2013（平成25）年4月1日にはハーグ条約の締結が国会で承認され、同年6月には同条約の実施を国内で担保するための「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」（以下「実施法」という。）が成立した。2014（平成26）年4月1日にはハーグ条約が発効し、実施法も施行となった。

実施法上、常居所地国の他方親の下に戻されると子どもが虐待を受けるおそれがあることを示す事実が認定されれば、我が国の裁判所が国内法の定める返還拒否事由に基づき適切な対処を取りうることとなり、併せて外務省の専門家による対応も行われる。また、外務省の専門家による当事者への援助が行われ、日本に住所を有していない外国人も民事法律扶助の利用が可能とされている。この援助の一環として、日弁連では、実施法の施行と同時に2014年（平成26年）4月1日から、外務省を通じた弁護士紹介を開始しており、現在での国内全ての弁護士会において紹介対応を可能としている。また、弁護士費用の他、高額になりかねない通訳人費用についても、民事法律扶助制度の利用が可能となっている。

他方で、弁護士会としては、ハーグ条約締結後の体制整備として、ハーグ条約の事案を適切に扱うことのできる弁護士の研修・養成に力を注ぐことが求められる。とくに、子の手続代理人が大きな役割を果たすことも期待されるので、その担い手の確保が必要である。弁護士会で、代理人活動に関する研修、任意的解決のためのあっせん仲裁機関の紹介事業に対応できるような機関（単位会のあっせん仲裁機関）を強化する必要がある。また、我が国では裁判所により子の返還が命じられたにもかかわらずその義務が履行されない事例

が多いとされており、その対応を検討することも必要である。

5 国際機関への参画

多様な領域への弁護士の参画、業務分野の拡大、国際化、法律専門家としての国際社会への貢献等の観点から、日本の弁護士が国際機関において法律専門家としての役割と活動を積極的に担っていくことが望まれる。

こうした国際機関には、国連の諸機関及び専門機関（国連難民高等弁務官事務所〔UNHCR〕、国連開発計画〔UNDP〕、国連児童基金〔UNICEF〕、国際労働機関〔ILO〕、世界知的所有権機関〔WIPO〕等を含む）や、国際刑事裁判所（ICC）、ハーグ国際私法会議、世界貿易機関（WTO）、アジア開発銀行、欧州復興開発銀行、経済協力開発機構（OECD）等、多様な機関があり、弁護士が法律専門家として求められる職場やプロジェクトは多い。

これまでも日弁連の会員弁護士が、こうした国際機関に職員として勤務した例や、専門家としてプロジェクトに関わった例、インターンとしての経験を積んだ例はあるが、その数はまだ少ない。日弁連では、国際機関人事情報セミナーやホームページ上の情報提供コーナーを通じて、国際機関における法律関連職務や応募の資格、応募の手続き等に関する情報提供を行ってきたほか、国際機関での勤務を希望する弁護士のための外務省によるロースター（登録）制度を発足させ、また「国際機関就職支援リストサーバ」登録者に国際機関の人事情報その他関連情報をメール送信する取組みを行っている。さらに、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、国際移住機関（IOM）、国際協力機構（JICA）、国際労働機関（ILO）、外務省が司法修習の選択修習の受け入れを行っている。

国際機関への参画については、まだ実例が少ないが、法科大学院制度の下で多様な経歴を有する新しい法曹が増えてきていることや弁護士の業務の拡大についての意識が高まっている中で、関心を持つ弁護士、司法修習生、法科大学院生は少なくない。国際機関における勤務やプロジェクトへの参加は、弁護士の多様な職務形態の一つであると同時に、日本の弁護士の国際化、国際競争力の強化という観点からも極めて重要である。

このような視点を共有する外務省や法務省との共催により、国際機関での勤務を含む国際分野での法曹としての活躍を目指す法律家のためのセミナーが2010（平成22）年から毎年実施されている。

また、2014（平成26）年4月には、日弁連の法律サービス展開本部内に国際業務推進センターが設置され、国際機関等における弁護士の任用促進、養成、弁護士への支援活動を行うことが同センターの活動の1つとして位置付けられた。2016（平成28）年に同センター内に国際公務キャリアサポート部会が設置され、同年及び2018（平成30）年に国際公法連続講座が開催され、いずれも30名を超える会員が参加した。2020（令和2）年にも第3回の同連続講座が実施されている。また、国際公務のアドバイザー制度・メーリングリストが開設されて弁護士が国際機関で勤務することの支援をし、積極的に国際機関とも意見交換している。実際に、国際機関や日本の海外関係の省庁部局に勤務する弁護士も年々増加しており、今後の展開が期待される。

今後は、これまでに日弁連が行ってきた活動の継続に加え、国際業務推進センターを中心に、国際機関での勤務やインターンの経験がある弁護士のネットワーク化、外務省や法務省、大学との協力連携の強化等、日本の弁護士の国際機関への参画の拡大に向けた戦略的な取組みをより一層推進していくべきである。